

352

8/1

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5

始



11-248

352-8/1



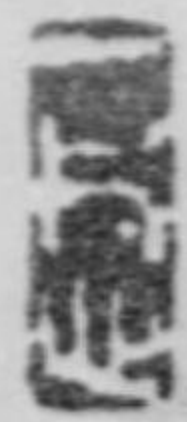
訂改  
會計法規通論

會計検査官  
武藤榮治郎著

東京  
寶文館藏版  
清水書店

大正  
11. 12. 12  
内文

心无物成



會稽山陰縣人

王羲之

書

# 務

乙卯晚春

北雷



## 自序

會計に關する諸法規改正せられて日尙淺きに當り非才自ら揣らず本書を公にす所謂盲人蛇に怖らずとの譏を免れざるべし然れども余や會計検査の事務に従ふを以て或は書類に就き或は各廳の實地に臨み考察論斷せざるべからず又曾て本書の前身とも謂ふべき會計法規通論を公にしたることあり是を以て會計法規改正せられたる今日、自己の職責上之が攻究に没頭するの必要あるのみならず書肆の舊著に對し改訂修補を促すこと甚だ急なるものあり又知友より屢之が慫慂を受くるものあり幾たびか逡巡せしも遂に意を決して著手せしに隨て窮むれば隨て惑を生じ解釋すべき事項論議す

べき問題星羅碁布して容易に纏らず宛も孤舟に棹して茫洋に浮ぶの感あり苦心焦慮漸く稿を脱したるもの即ち本書なりとす研鑽の未熟なる記敍の杜撰なる自ら顧るも心に満たざるもの尠からず況むや博雅の君子之を見るに於てをや舊著初めて成りし時余密に自己の心事を敍べて曰く斯法應に運用の全きを期すべし驚なりと雖奮勵尙鞭を加へむ非才愧づるに耐へむや初志と違ふ論著新に成りて筆椽ならずと爾來七星霜今や本書を公にするに當り依然之と感を等しうす歲月推移し事物進化す獨り吾著舊態を改めず何ぞ心に慙然たるもの無きを得むや翻て思ふ會計の事務に當る者動もすれば慣例に泥み形式に偏し準據法規の眞義如何を研究せず徒らに守るを知りて改むるを思はざるが如き弊竇に陥るこ

とあり止水は腐り易し會計當務者空しく舊慣古例にのみ没頭して移る所を知らず恰も止水と選ぶ所無きが如きは其の餘弊や亦少からざるべし宜しく法規の精神に鑑み實際の事情に應じ故を温ねて新を知り幾多の事例を比較研究して其の長を採り短を捨て以て改善進歩の途を講ずべきなり此の如き考慮を以て斯の事務に臨まむか研究すべき範圍頗る廣汎にして改善すべき事項甚だ多く之に對する興味津々として盡きざるものあり然るに世人動もすれば斯の事務を目して嚼蠟の嫌ありといふ知らず斯る言を爲すの人果して斯の事務の眞諦を了解せりや否や本書固より闕漏多く大方の嚴批を免れ能はざること前に述ぶるが如しと雖若し夫れ斯法の意義を釋明し會計事務の眞諦を宣傳するに寸補を供する

所あらむか余の欣幸之に過ぐるものあらざるなり

大正十一年三伏炎熱の日

著者識す

凡例

一、本書は會計法を經とし憲法中會計に關する條章、會計規則、物品會計規則、特別會計法、同規則、國有財産法、同施行令、其他の關係諸法規、會計検査院法、同院事務章程、計算證明規程等法律命令中重なる會計法規を緯とし會計事務全般に關する法規の解釋を試み學者の通説、各廳に於ける照會回答、會計検査院に於ける院議、検査報告、判決、司法及行政裁判所に於ける判例等を掲げ其の間種々の研究問題を解決し且會計事務整理上の私見を述べたるものなり

一、本書は余が前に公にしたる會計法規通論と論述の體裁を同じくするも會計法規の改正其の他の關係に基き改訂修

補を加へたるもの甚だ多く内容に至りては殆ど一新したるものなり然れども本書刊行の理由に至りては舊著の來歴に待つもの大なるを以て舊著の題字、序文は其の儘之を輯録することと爲したり

一、本書は會計法の條文を逐ひ項を分ちて論述したるが故に會計法より觀れば逐條解釋と爲れり斯の如く逐條解釋の方法を採りたるは執務者の通覽に便なるものあるが爲なり然れども會計法以外の法規より觀れば全く逐條的ならず即ち排列は一に會計法の條文に隨ふも隨處各種の關係法規に出入し解釋に學說に各廳の照會回答に將た裁判所の判決例、會計検査院の決議、検査報告等に及び間、私見をも挿み論述を試みたるものなり故に成るべく項を細分し各

項の欄外に看出を挿入し索引をして容易ならしめむことを期したり

一、本書は逐條的解釋を試みたるが爲彼の系統を立て部門を分ち學理的に論述するものと異り彼此説明の重複に涉る嫌あること無しとせず成るべく之を避くるに努めたるも尙已むを得ざる場合あり依りて各項を一貫して番號を附し之を第一項より第一七九項に分ち關係事項の對照を容易ならしむるの便に供したり

一、本書中例へば大正一一、四、三一とあるは大正十一年四月三十一日なることを示すものにして其の明治に係るものは單に數字のみを掲ぐることとせり又(憲)は憲法(會)は會計法(舊會)は舊會計法(會規)は會計規則(舊會規)は舊會計規則(物會)

は物品會計規則(作會)は作業會計法(作會規)は作業會計規則  
(大會)は大學特別會計法(國財)は國有財産法(國財施)は國有財  
産法施行規則(國林)は國有林野法(官財)は官有財産管理規則  
(院法)は會計検査院法(院事)は會計検査院事務章程(民)は民法  
(商)は商法(民訴)は民事訴訟法(刑訴)は刑事訴訟法の略字なり  
尙左記諸規程を示すに付ては各其の括弧内の略字を用ひ  
たり此の他は推して知るべし  
支出官事務規程(支事)  
出納官吏事務規程(出事)  
保管金取扱規程(保金)  
預金部預金取扱規程(預扱)  
政府保管有價證券取扱規程(政保證)

日本銀行國庫金取扱規程(日國)

日本銀行政府有價證券取扱規程(日政證)

國庫金出納並政府有價證券取扱手續(國金政證)

計算證明規程(計證)

又本書中單に日本銀行とあるは日本銀行本店支店又は代理店を指すものとす

一、本書の題字並に左に掲ぐる序文及自序は大正四年七月出版に係る余が舊著に輯録せし所のものなり今更に之を本書に收めたるは本書の由て來れる所を明にし得るの便宜あるが爲なると且各閣下より余に對して賜りたる光榮を長へに記念せむとの衷情に出でたるものに外ならず唯憾むらくは濱、三輪の兩閣下には既に物故せられ幽明境を異



にし今や本書成るも一本を座右に呈して叱讀の榮を辱うし得ざるを

序

會計に關する行政事務の範圍は頗る廣汎にして之が法規の研究も荒蕪の田野の如く未墾の儘放置せられたるもの多く之に對して系統を立て其の理義を闡明するは決して容易の業に非ず著者法理の研鑽に熱心なるより將た會計法規運用の當否を考察するの職に在るより今や進んで鋤犁を把り之が修拓を試み本書を成す本書が斯學を裨益し實務家の好指針と爲るや蓋し疑無き所なるべし一言以て序となす

大正四乙卯孟夏

濱 弘 一 識

序

國家幾億の歳計は會計法規を規矩とし之に依りて運用せらるれば之が研究は財政當局者の一日も等閑に付するを許さざる所なり而して斯法の解釋は專

ら公法上より考察すべきことあり或は私法上の見地より立論すべきことあり或は公私法の兩者に跨りて推究すべきことあり或は理論と實際との調和を圖る上に於て困難なる問題を惹起することあり研究の範圍甚だ廣くして疑義百出し常に亡羊の歎あるを免れず然るに著者之を修めて倦まず博覽徧搜遂に本書を公にするに至れり其の勞亦多しと謂ふべし本書固より缺漏無きを期すること能はざるべし然れども讀者之に依りて會計法規の精神を探り會計事務取扱の順序、方法、注意等を了得せば歲計の運用上毗補する所尠からざるべし聊か所感を述べて序辭に代ふ

大正四年五月

中 隈 敬 藏 識

序

會計に關する法規は複雑にして了解し易からずと雖も其解釋は最も適正に其の運用は最も機宜に合するを要す世人輒もすれば會計法規の徒に信屈に流れ

實際の事情に適合せざるを難するものあり曷ぞ知らん釋義應用綽々として餘地あり必ずしも時處に拘々して守株膠柱の弊に陥るを容さざるを

余不肖久しく會計監督の職任を叨りにす事に當り物に觸れ毎に法規運用の容易ならざるを念ひ私に精敏該博の士出でて妥當穩健なる解釋を公にし以て實務家の指導に資するものあらむことを切望せり頃者僚友武藤君會計法規通論を著はす就て之を閲するに其述ぶる所尋常釋義の外或は學說を引き或は判例に據り法規の適用を明確にすると同時に主として實務の參按に便するを期せり此の書一たび出づれば爰に始めて余輩宿昔の希望を達するを得むか君夙に文官高等試験に合格し職を官府に奉ずるもの年あり到る處篤學恪勤を以て稱せらる其の履修造詣深且厚なるを知るべし此の書の成る亦偶然に非ざるなり其の序を請はるゝに臨み欣然一言を卷端に弁すと云爾

大正四年六月

辱知 三 輪 一 夫

## 自序

會計法規に關する講義註釋の書籍にして既に世に公にせられたるもの其の數  
 少なしとせず今又本書を刊行す恰も屋上屋を架するに似たり然れども會計法  
 規の研究は其の範圍廣く且つ頗る複雑にして之に通曉するは執務上最も必要  
 なるのみならず歲計益膨脹し國家の經濟的活動多種多様に涉り國費運用の手  
 續愈艱深を加へむとするの今日に在りては特に之が法規に精通し活用其の宜  
 しきを得るの必要少しとせざるものあり或は法規の改廢を叫んで時勢の進歩  
 と調和せしむるの必要急なるものあり其の聲を大にして世の注意を喚起する  
 は豈無用の業なりとせむや是れ余が菲才自ら揣らず公餘諸書に就きて研究せ  
 し結果竝に日常執務の際見聞論議せし事項等を蒐録して本書を編述せし所以  
 なり彼の複雑なる事實を剖析し深遠なる學理を闡明して遺憾無きを期するが  
 如きは固より本書の企て及ぶ所に非ず唯幸に本書が實務家に對する研究の寸  
 補と爲り又學者に對して一片の導火線を與へ斯法に關する研究愈博くして益

深きを加ふるに至ることあらば著者の願は足れりと謂ふべきのみ  
 本書成るの後一讀再讀著者自ら意に滿たずとするもの甚だ少しとせず更に博  
 雅の君子に在りては恐らくは幾多の缺點を指摘するに難からざるべし其の不  
 完全なる所は冀くは示教を得て他日大いに是正する所あらむ  
 本書を公にするに當り會計検査院長法學博士子爵田尻稻次郎閣下題字を辱く  
 し又同院第一部長濱弘一閣下第二部長中隈敬藏閣下検査官三輪一夫閣下より  
 序文を賜りたるは著者の最も光榮とする所なり尙ほ本書の編述に當りて會計  
 検査院第一部第三課長検査官法學士杉榮三郎氏及び副検査官佐々田彰夫氏よ  
 り助言を蒙りたる所多く且つ同院書記山田久雄氏を勞したる所甚だ少なから  
 ず以上特に之を記して以て感荷の微意を致すといふ

大正乙卯孟夏

著者 識す

\*

\*

\*

\*

\*

## 再版自序

本書第一版盡きて今や爰に再び剗刷に付するに至れり本書出版以來幸に江湖の歡迎を得たるは豈啻に著者の光榮のみならむや社會が漸く財政の運用を貴び會計の事務に重きを置き之が法規の研究に心を傾注する者多きに至りたるの徴と謂ふべく國家の爲寔に慶賀に耐へざる所なり唯憾むらくは本書が説いて精ならず集めて盡さず讀者の期待に孤負するもの多かりしを爰に於いてか心密かに期する所あり將來益進みて研究を重ね徧く先進の學者竝に實務家の示教を請ひ他日更に本書の足らざる所を補ひ謬れる所を正し論述の系統に辭句の修正に大いに面目を一新し以て斯學の研究に資する所あらむと然るに未だ此の希望を實現するに達せずして再版を重ねるに至りたるは是亦聊か遺憾無しとせざるを得ず然れども翻つて思ふに苟も需要の存する所譬へば淡飯黄菜に等しき書と雖も先づ以て之が提供を辭せず而して汎く世間是非の批評を聽くは他日一層の珍珠を調理するの階段と爲り今日の罪を他日に償ふの時あ

らむかと是れ余が本書の再版に臨みて特に感じたる所なり讀者幸に微意の存する所を諒せよ

本書の初版印刷に際し余恰も旅行中に在り風塵來往の間僅かに閑を偷みて客舎紙筆を展べ校正意の如くならざるものあり随つて虛虎の愆を醸したるもの多し今概ね之を改め且新に補遺第五十一題より第八十題迄を追加し聊か初版に漏れたる所を補ひ殊に曩頃公にせられし計算證明規程の改正理由及び改正の要點を明にし以て讀者の參考に供せむことを期したり

本書初版發行以來有益なる批評を蒙りたるもの甚だ多く又種々なる質疑を寄せられたるものあり孰も研學上裨益する所尠ならず爰に之を附記して其の好意を感謝し併せて將來尙斯學研究者の示教又は質疑を待つ

大正四年十一月大嘗祭の翌日

著者識す

# 改訂會計法規通論 目次

## 緒論

- 一 會計法規の意義性質及本書講述の範圍……………一
- 二 會計法制定の由來……………五
- 三 會計法改正の要點……………七

## 第一章 總則……………三

- 第一節 會計年度……………三
- 四 會計年度の意義及期間……………三
- 五 會計年度の始終……………一五
- 六 整理期間……………一八
- 第二節 年度所屬、豫算及豫算調製上の原則……………二四
- 七 歳入……………二四

八 歳 出……………二九

九 豫算の意義及豫算調製上の原則……………四四

第三節 會計年度の獨立……………四七

一〇 會計年度獨立の原則……………四七

一一 年度讓渡……………五〇

第四節 特別資金……………五〇

一二 特別資金の意義……………五一

一三 特別資金所有の禁止……………五二

第五節 國庫金の出納……………五三

一四 國庫金出納……………五四

一五 政府預金……………六一

第六節 大藏省證券及借入金……………六五

一六 大藏省證券の性質及國債との關係……………六五

一七 大藏省證券發行の手續種類及制限……………六九

第二章 豫算……………七五

第一節 豫算概論……………七五

一九 豫算の性質及效力……………七五

二〇 豫算の調製……………七九

二一 歳入出の算出法……………八二

第二節 總豫算……………八六

二二 總豫算の提出……………八六

二三 豫算科目……………八八

二四 總豫算添附文書……………九一

二五 豫算の議定……………九五

二六 豫算の成立及不成立……………一〇六

二七 追加豫算……………一二三

二八 支拂豫算……………一七

第三節 豫備費……………一九

二九 豫備費の意義、性質及其の必要……………二〇

三〇 豫備費の種類……………二三

三一 豫備金總括主義……………二五

三二 豫備金支出……………二七

三三 豫備金支出の事後承諾……………三〇

三四 豫備金と國庫剩餘金……………三九

第四節 翌年度に互る契約……………一五

三五 翌年度に互る契約の必要……………一五

三六 翌年度に互る契約締結の手續……………一六

第三章 收入……………一六

第一節 收入概論……………一六

三七 收入事務に關する二系統……………一六

三八 徵收及收納……………一六

第二節 徵收……………一六

三九 徵收機關……………一六

四〇 歳入の調定……………一七

四一 納入の告知……………一七

四二 徵收報告……………一七

第三節 收納……………一八

四三 收納機關及收納方法……………一八

四四 收納報告……………一八

第四章 支出……………一九

第一節 支出概論……………一九

四五 支出の原則……………一九

四六 支出と支拂及支辨……………一五五

四七 支出年度の獨立……………一五六

四八 收支混同の禁止……………一九七

四九 豫算の目的……………二〇〇

五〇 豫算科目の流用及更正……………二〇二

第二節 小切手の振出……………二〇七

五一 支出機關……………二〇八

五二 定額支出と小切手……………二〇九

五三 支出前の調査……………二一〇

五四 小切手の振出……………二一一

五五 債主の意義及資金の交付……………二一四

五六 支出済額の報告……………二一九

第三節 支拂……………二二〇

五七 支拂機關……………二二〇

五八 支拂前の調査……………二二五

五九 支拂の方法……………二二五

六〇 小切手支拂未済額の整理……………二二九

六一 償還請求……………二三〇

第四節 資金前渡……………二三三

六二 資金前渡の性質及前渡資金の範圍……………二三五

六三 前渡資金に對する制限……………二四〇

六四 前渡資金の保管……………二八一

六五 前渡資金の支拂……………二八七

六六 國債元利拂……………二九五

六七 年度開始前の支出……………二九七

第五節 繰替拂及隔地拂……………三〇一

六八 前渡資金の繰替拂……………三〇一

六九 鐵道官署及遞信官署の繰替拂……………三〇四



七〇 繰替拂と立替拂……………三〇八

七一 隔地拂……………三一〇

第六節 前金拂、概算拂及渡切經費……………三二二

七二 前金拂……………三二三

七三 概算拂……………三二五

七四 渡切經費……………三三一

第五章 決算……………三三七

第一節 決算概論……………三三七

七五 決算の性質及必要……………三三八

七六 總決算の調製……………三三九

七七 總決算の提出……………三四一

七八 總決算添附文書……………三四二

第二節 決算の検査……………三四五

七九 検査機關……………三四五

八〇 検査の目的及範圍……………三四八

八一 検査の方法……………三五八

八二 検査報告及検査成績書……………三七二

八三 豫算及法律勅令違背の事項……………三七六

第三節 決算の審議……………三八五

八四 決算の審議……………三八五

第六章 歳計剩餘、定額繰越、過年度支出、豫算外收入及  
定額戻入……………三九二

第一節 歳計剩餘金……………三九二

八五 歳計剩餘金の意義及豫算殘額との關係……………三九二

八六 剩餘金の處分……………三九四

第二節 定額繰越……………三九五

八七 定額繰越の意義……………三九五

八八 繰越の種類……………三九七

八九 繰越の手續……………四〇八

第三節 過年度支出……………四二一

九〇 過年度支出の意義……………四二一

九一 過年度支出に對する制限……………四二四

第四節 豫算外收入及定額戻入……………四二六

九二 過年度收入……………四二六

九三 重過失に基く誤拂過渡の返納金……………四二八

九四 其他豫算外收入……………四三〇

九五 定額戻入の意義及範圍……………四三二

九六 定額戻入の方法……………四三四

第七章 契約……………四三七

第一節 契約概論……………四三七

九七 契約の範圍……………四三七

九八 契約の方法……………四三九

九九 契約書及契約代金……………四三一

一〇〇 契約保證金……………四三一

一〇一 代金の前納、延納及擔保物件の處分……………四三七

一〇二 代價支拂に要する調書並工事と其の費途……………四三一

一〇三 部分拂に對する制限……………四三六

第二節 一般競争契約……………四三二

一〇四 一般競争の方法……………四三二

一〇五 公告事項……………四三七

一〇六 豫定價格調書……………四三八

一〇七 競争者の資格……………四七五

一〇八 競争加入の禁止其他の制裁……………四八〇

一〇九 入札保證金の性質及其の效力……………四六七

一一〇 開札及落札……………四六九

一一一 再度の入札と入札の更新……………五〇九

一二二 一般競争契約の成立……………五四

一一三 糶 賣……………五六

第三節 指名競争契約……………五八

一一四 指名競争契約の性質……………五八

一一五 指名競争契約の範圍……………五二

一一六 指名競争契約の方法及其の成立……………五四

一一七 指名競争契約の通知……………五六

第四節 隨意契約……………五九

一一八 隨意契約の範圍……………五九

一一九 隨意契約の方法、成立及其の通知……………五五

一二〇 競争契約及隨意契約の利弊……………五九

第八章 保管金及有價證券……………六三

第一節 保管金……………六三

一二一 現金又は有價證券の保管……………六三

一二二 保管金の提出……………六六

一二三 保管金及其の利子の拂渡……………六九

一二四 保管金の保管替其他……………六〇

第二節 有價證券……………六一

一二五 政府所有有價證券……………六一

一二六 政府保管有價證券……………六四

第九章 物 品……………六〇

第一節 物品會計概論……………六〇

一二七 金錢會計と物品會計との關係……………六〇

一二八 物品の範圍及類別……………六三

一二九 物品の稱呼、單位並價格……………六三

一三〇 物品會計の年度及年度所屬……………六五

一三一 物品會計の機關……………六七

第二節 物品の保管……………六九

一三二 保管の意義及保管方法……………六九

一三三 保管轉換……………六九

一三四 遞送中又は生産拂の物品……………六九

一三五 保管の違無き物品……………六九

第三節 物品の出納……………六九

一三六 出納の意義……………六九

一三七 出納の方法……………六九

一三八 出納に關する帳簿……………六九

一三九 物品出納計算書……………六九

一四〇 證憑書類……………七〇

一四一 代用調書及計算書の省略……………七〇

第十章 國有財産……………七三

第一節 國有財産の意義及種類……………七三

一四二 國有財産の意義……………七三

一四三 國有財産の種類……………七三

第二節 國有財産の管理、處分並其の監督……………七三

一四四 國有財産事務の管理及其の總轄機關……………七三

一四五 國有財産の處分及監督……………七三

一四六 國有財産の増減現在及臺帳……………七三

第十一章 時效……………七六

第一節 時效……………七六

一四七 時効に關する主義……………七四  
 一四八 債權債務の消滅……………七四  
 第二節 時効の中斷停止其他……………七五  
 一四九 時効の中斷停止……………七五  
 一五〇 其他の事項及納入の告知……………七五

第十二章 出納官吏……………七五

第一節 出納官吏……………七五  
 一五一 出納官吏の意義及種類……………七五  
 一五二 出納官吏の性質……………七五  
 第二節 出納官吏の責任……………七五  
 一五三 責任の範圍……………七五  
 一五四 検査判決及其の效力……………七五  
 一五五 各省大臣の辨償命令……………八〇

一五六 辨償を爲さしむるの必要……………八〇  
 第三節 検査及證明……………八〇  
 一五七 検査の方法及検査の必要……………八〇  
 一五八 檢定書……………八四  
 一五九 計算書及證憑書類……………八五  
 一六〇 分任出納官吏又は出納員の報告書、計算書……………八八  
 一六一 代理調製の計算書……………九〇  
 一六二 計算書の修正、變更……………九三  
 一六三 會計上の分權……………九三

第十三章 雜則……………九三

第一節 特別會計……………九三  
 一六四 特別會計の意義及種類……………九三  
 一六五 特別會計と一般會計との差異……………九三

第二節 日本銀行の計算……………八七

一六六 政府有價證券の取扱……………八六

一六七 國庫金の出納及有價證券の受拂計算並其の検査……………八六

第三節 帳簿……………八四九

一六八 帳簿の種類……………八四九

一六九 帳簿の様式及記入の方法……………八五二

一七〇 主計簿締切……………八五八

第四節 計算證明……………八六〇

一七一 計算の證明……………八六〇

一七二 計算證明規程及改正の要點……………八六三

第五節 雜則……………八七〇

一七三 記名捺印……………八七一

一七四 收入支出に關し必要な事項……………八七二

附則……………八七一

一七五 新法令の實施及之に伴ひ廢止せられたる法令……………八七三

一七六 新舊法令經過規定……………八七五

結論……………八八一

一七七 會計法規の尊重と活用……………八八一

一七八 執務上の注意事項……………八八四

一七九 質疑應答……………八九五

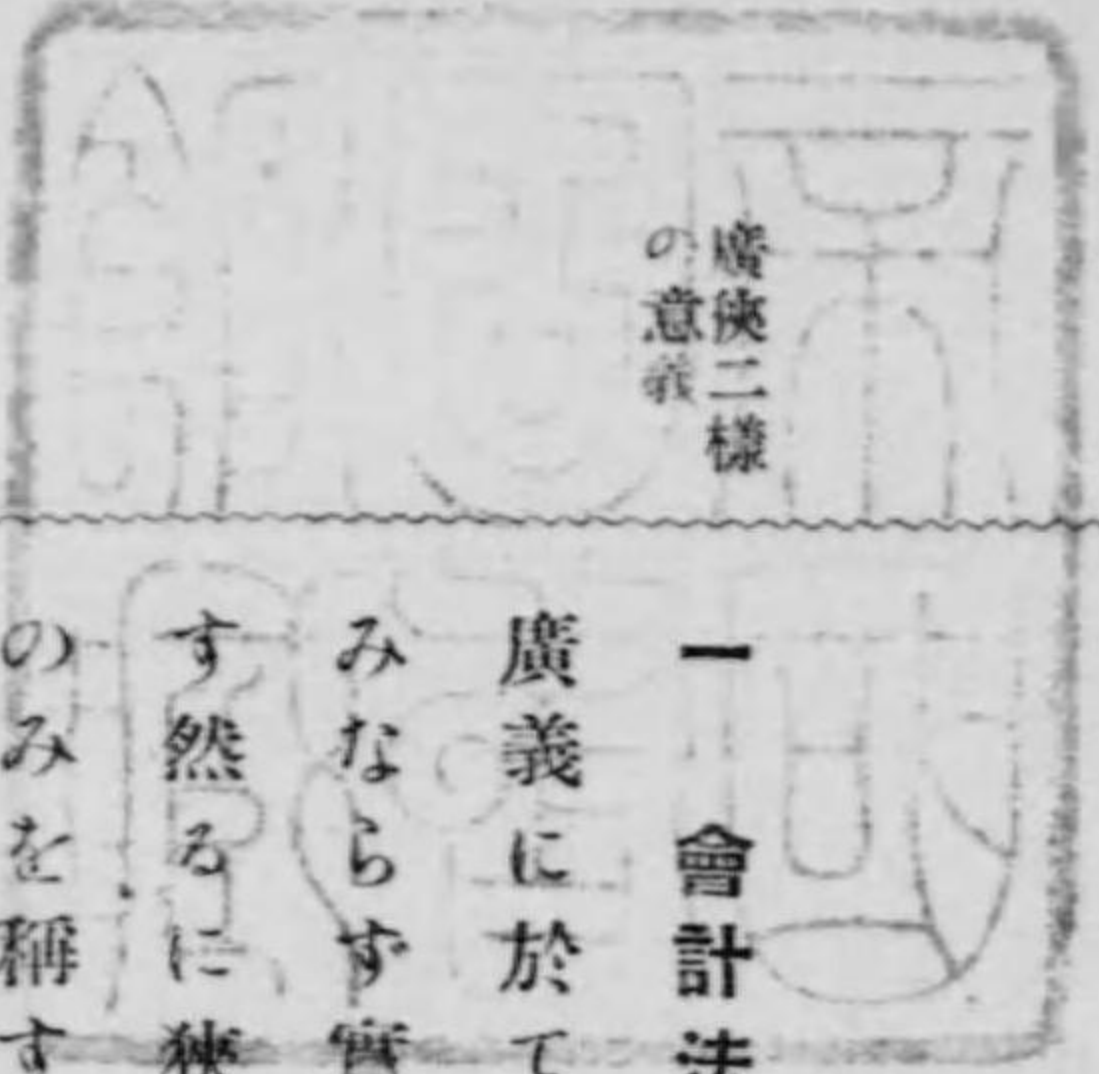
改訂會計法規通論 目次終

# 改訂會計法規通論

## 縮論

一 會計法規の意義性質及本書講述の範圍 會計法規に廣狹二様の意義あり廣義に於ては國家の經濟的活動に關する總ての法規をいひ獨り其の形式法のみならず實體法たる租税國債等財務に關する一切の法規をも包含するものとす然るに狹義に於ける會計法規は會計法、會計規則、物品會計規則等單に形式法のみを稱するものにして國家の經濟的活動をして計畫あり秩序あり系統ありしむる手續上の法規をいふものなり本書に所謂會計法規は狹義に屬す而して之が性質を擧ぐれば左の如し

(一) 會計法規は公法の範圍に屬す 會計法規は其の性質公法に屬す従つて私法たる民法商法等に對し沒交渉なるが如しと雖會計法規運用の結果國家が私



廣狹二様の意義

廣義に於ける會計法規の性質

人と對等の地位に立ちて行動する場合を生ずること多きが故に會計法規の解釋に當りては民法商法等私法の理論を援用すべき場合亦甚だ多し例へば工事又は物件の賣買貸借の如き會計法會計規則等の規定に基き契約締結の手續を爲すものなるも一朝該契約を締結するや會計法規に特殊の規定無き限りは其の權利義務は民法商法等に因りて解決せらるゝものなるが如き是なり殊に改正會計法に在りては總ての支出に小切手を用ふること、し又私法上の行爲に付ては國家と雖成るべく私法上の原則に依ること、とし時效に關する從來の制度を改めたる等の爲民法商法等の適用を受け之に依りて解決すべき場合甚だ多きに至れり

(二) 會計法規は國家經濟に關する規定なり 經濟活動を其の主體より分てば國家的經濟活動及私人的經濟活動の二種と爲し得べし而して會計法規は國家經濟に關する規定なるが故に私人經濟と異り其の活動の手續大いに趣を異にす従つて私人經濟の原則とは何等關係無きが如しと雖國家も亦私人と對等の地位に立ちて經濟的活動を爲すこと少なからざるが爲私人經濟の原則

を閉却すべきに非ず例へば大藏省所管專賣局農商務省所管製鐵所又は製材所其他官設製造工場に於て收益の目的を以て其の事業を執行する場合私人經濟と密接の關係あるが如き是なり

(三) 會計法規は財務法規の一部なり 既に述べたるが如く狹義の會計法規は廣義の會計法規即ち所謂財務法規の一部分にして之を研究するは財政學の一分科に屬するものなり財政學中會計の一分科は學理としても研究すべき事項頗る多く更に之を實務の方面より觀察するときは研究の範圍甚だ廣く財務行政上須要の地位を占むるものなり

(四) 會計法規の研究は國法學の一部に屬す 會計法規は國政運用の根本的事項たる豫算の調製、使用、決算の検査、確定等と關係を有し之が研究は國法學即ち憲法の研究の一部に屬す會計法は憲法附屬の法律と謂ふべく其の解釋適用の當否は憲政の消長に關する所頗る大なれば當局者の深く意を用ふべき所なり

(五) 會計法規は形式法なり 既に述べたるが如く狹義の會計法規は國家經濟の



活動に關する形式法にして實體法に非ず財政學に於ては租稅國債等主として實體的方面に關する研究を爲すと共に形式的方面に屬する會計法規の研究をも爲すものとす實體固より重んずべしと雖形式亦整備して間然する所なきに非ざれば國家の經濟的活動は未だ完璧を得たりと謂ふこと能はざるべし

本書講述の範圍は財務に關する手續法なること右に述ぶるが如し尙委しく之を説明せむか抑も會計事務は其の取扱ふ目的物の如何に依り金錢會計、物品會計及國有財産會計の三種に分ち得べく又法規の適用せらるゝ範圍の廣狹如何に依り一般會計、特別會計の二種に分つことを得べし此等各會計は根本法たる憲法は固より金錢會計に在りては會計法、會計規則及附屬諸法規に依り、物品會計に在りては會計法、物品會計規則其の他物品取扱に關する諸規程に依り、國有財産會計に在りては國有財産法、國有財産法施行令、國有財産法施行規則等に依り支配せらる、本書は此等の諸法規並會計検査院法等に涉りて講述し執務上生ずる種々の疑問を解釋し會計法規の精神を闡明せむと欲するものなり

本書講述  
の範圍

## 二 會計法制定の由來 狹義の會計法中主要の地位を占むるものは憲法中會計に關する條章、會計法、會計規則、特別會計法等なりとす而して憲法制定の由來

に付ては同法の研究に讓るべく、又會計規則は會計法の施行手續たり特別會計法は會計法に基き之を設くるものにして其の數多く且時々必要に應じ創設改廢するものなれば爰には單に會計法制定の由來に付てのみ略述せむとす  
明治維新草創の際兵馬の倥傯たるものあり大政漸く緒に就くに及んで廢藩置縣のことあり縣に離合あり官省に改革あり年として政綱を更張するの舉あらざるなく事端百出し會計に關する法規の如き固より之が制定の遑なく主として從來の慣例を參酌し當局者の見解を以て事務を處理し其の間出納司規則を設け或は會計官を置き或は勘定帳記載方を定め諸官省府をして之を進致せしめたる等のことありしも明治五年九月各省の歳費定額を定むるに至りしまでは豫算制度の曙光を認むること能はざりき尋いで明治六年六月歳計概算を調査し歳入歳出見込會計表の公布を爲したり之を以て豫算の方法を一般に施行したるの嚆矢と爲す而して明治八年十二月に至り見込會計表に代ふるに歳入

歳入歳出  
見込會計  
表

歳入歳出  
豫算表

歳入歳出  
決算報告  
書

歳入出豫  
算條規

歳入歳出  
出納規則

舊會計法

歳出豫算表を以てし豫算制度の基礎漸く固からむとするに至りしが尙年度を區別して決算の結果如何を明にするの方法存せざりき爾來漸次に會計法規を釐革し明治十二年二月に至り始めて明治八年七月より同九年六月に至る一年度間の歳入歳出決算報告書を公にするに至り爰に於て不完全ながら豫算決算の形式調ふに至れり此の如くにして會計に關する法規の漸次制定發布せられしもの頗る多かりしが舊會計法施行前に在りて其の總則通規を示すものは明治十四年四月制定の會計法を以て始めとしたりき同法は翌十五年一月之を改定し爾後明治十八年三月に至り發布せられたる歳入出豫算條規及其の翌十九年三月に至り發布せられたる歳入歳出納規則と相共に實施せられたりしが未だ完備の法たるを得ざりき然るに當時帝國議會の開設遠からざるに至りしかば完備せる會計法を制定するの要あり故に之を既往の實驗に徴し將來を推考し研究討議を重ねて遂に會計法案を制定するに至り明治二十一年五月上奏し翌二十二年二月十一日憲法發布と日を同じうして法律第四號を以て裁可公布せらるゝに至り尋いで同年五月勅令第六十號を以て會計規則を發布せられ

現行會計  
法

たり

爾來三十有餘年其の間會計法に在りては三十五年法律第四十七號及第四十八號を以て會計規則に在りては二十六年勅令第一百十二號三十三年同第一百二十七號三十四年同第一百五十六號三十五年同第二百號を以て改正せられたるものありしと雖未だ時勢の進運に適應せざるもの少からず不便不備を感ずる點多く政府は爰に見る所あり夙に之が根本的改正を企て調査研究の上第四十二回帝國議會に會計法改正法律案を提出せしも同議會は不幸にして解散の厄に逢ひたるが爲通過するに至らず更に第四十四回帝國議會に提案し爰に始めて兩議院の協贊を経大正十年四月七日法律第四十二號を以て新に會計法公布せられ尋いで十一年一月勅令第一號を以て會計規則公布せられ孰れも十一年四月一日より施行せらるゝに至りたり知るべし現行會計法の制定を見るに至りし由來一朝一夕の事に非ず其の淵源の極めて深きを

三 會計法規改正の要點 現行會計法に於ては舊會計法に對し改正を加へたるもの其の數甚だ多し就中決算提出時期の繰上げ、金庫制度の廢止預金制度の

採用契約に關する競争入札主義の原則を緩和したること等其の顯著なるものとす左に條文の順序を逐ひ極めて簡單に先づ改正の要點を示すべし其の詳細に至りては本文中適當の場所に於て之が説明を爲すべし

決算提出の時期の繰上げ

(一) 決算提出の時期を繰上げたること 歳入歳出決算提出の時期に關しては從來何等の規定なく唯翌々年開會の帝國議會に提出するの慣例なりしが出納事務完結期限を短縮し翌年開會せらるゝ帝國議會の常會に提出すること、せり(會一・二三)

預金制度の採用

(二) 金庫制度を廢止し預金制度を採用したること 國庫金の出納に關し預金制度を以て從來の金庫制度に代ふるの有利なることは既に第二十三回帝國議會に於て衆議院の建議ありたる以來の宿題なりしが爾來政府は之が實施の利害及實行方法等に付講究を重ねる所あり這次國家財政と一般金融との關係に鑑み遂に預金制度を採用するに至りたり(會五・一二・一五)

第二豫備金支出の事後承諾案

(三) 第二豫備金支出事後承諾案の提出時期を繰上げたること 第二豫備金支出は全然豫算外に生じたる必要の費用に充つるものなるか爲第一豫備金の如

く年度經過後を待つことなく最近の常會に提出せしむること、爲したり(會一〇)

翌年度に互る契約

(四) 災害事變等の場合に於て翌年度に互る契約を締結し得る規定を設けたること 從來翌年度に互る契約を締結し得るは繼續費、翌年度へ繰越を認めたる經費及豫算外國庫負擔の經費に限りしが實際上の便宜を顧慮し災害事變其の他避くべからざる事由ある場合に於ては翌年度に互る契約を爲し得る旨の規定を設けたり(會一一)

定額戻入の範圍

(五) 定額戻入の範圍を擴張したること 從來誤拂過渡と爲りたる金額の返納に付ては支出の嚴正を保つが爲總て現年度の歳入に組入れしめ定額戻入を許さざりしが豫算使用上の不便を顧慮し重大なる過失ありし場合を除くの外之が定額への戻入を認むること、せり(會三〇 會規八一)

競争入札主義の緩和

(六) 契約に關する競争入札主義の原則を緩和したること 競争入札を原則とするの點に於ては從來と何等異なる所なきも之を過重するの弊を矯め實質上國家の利益を圖らしめむが爲各省大臣に於て競争入札を不利と認むるときは

時効に關する主義の變更

出納官吏の責任輕減

- 指名競争入札又は隨意契約に依り得ることを規定せり尙從來隨意契約に依り得るものとして發布せられたる單行勅令は其の數甚だ多かりしが殆ど悉く之を廢止し會計規則中之に該當する規定を設けたり(會三一會規一一四)
- (七) 時効に關する從來の主義を變更し併せて規定の不備を補ひたること 私法上の行爲に付ては國家と雖成るべく私法上の原則に依らしむるを至當とするのみならず從來の如く公法上のものたるも私法上のものたるを問はず等しく時効期間を五年とするは各種の事情に應じ時効期間に長短の差別を設けたる法意に適せず故に私法上の權義關係に付ては民法商法の規定に依ることゝ爲し其の他時効の中斷停止等に付明文を設けたり(會三二一三四)
- (八) 出納官吏の責任を輕減したること 從來出納官吏は其の保管に係る現金又は物品の亡失毀損に對し不可抗力に因りたることを舉證するに非ざれば責任を免除せられざりしが斯ては苛酷に失するの嫌あり依つて職務上必要にして適當なる注意を怠らざりしことを證明すれば其の責任を免除することに改め且身元保證金に關する舊來の規定を削除せり(會三六)

日本銀行に對する検査

其の他の改正

- (九) 日本銀行に對し會計検査院は検査を爲すも判決せざること 金庫制度の下に在りては日本銀行は金庫出納役即ち一種の出納官吏として國庫金の出納に關し賠償責任を負ひ會計検査院の検査判決を受くべきものと爲せるも預金制度採用の結果日本銀行の賠償責任は出納官吏の場合と趣を異にし民事上の責任に屬するものと爲りたるが故に會計検査院は日本銀行に對し検査を爲すも判決を行はざることゝ爲したり(會四一)
- (十) 以上の外大藏省證券及一時借入金に關する事項(會六)總決算の様式並豫算書又は決算書參考書に關する事項(會八・二四・二五)各廳事務員をして出納官吏の事務を分掌せしむること(會一二)第二項三七)資金前渡、繰替拂、前金拂、概算拂、渡切經費及過年度支出に關し法律上の根據を明にしたること(會一七・一九・二一・二九)等夫々改正を加ふる所ありたり

## 第一章 總則

### 第一節 會計年度

第一條 政府ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル  
 一會計年度所屬ノ歳入歳出ノ出納ニ關スル事務ハ翌年度七月三十一日迄ニ  
 悉皆定結スヘシ

四 會計年度の意義及期間 會計年度とは一回の豫算の事務を執行する期間の謂なり故に或は之を豫算年度と稱することあり更に之を詳言すれば國家の收入支出に關する事務を豫算に依りて區畫し之が決算を爲すが爲に設けられたる一定の期間を指すものなり蓋し豫算は一定の期間に生ずる豫想の事實と豫想の數量とに關する計算を指すものにして期間は豫算の一要素なれば苟も豫算を設けんと欲せば必ず會計年度の設け無かるべからず若し年度の分界を定めざらんか豫算上に於ける收入と支出とを對比すること能はず又豫算と決算との關係を比較すること能はず隨つて國家財政の状態を知悉するに由なく

會計年度  
又は豫算  
年度

會計年度  
の期間

此の他數年以前に屬する出納事務を當年度に於て執行し或は當年度の出納事務が數年の後に至りて始めて現はるゝ等出納上の規律を失ひ判明を缺くに至るべく要するに年度の定め無き豫算は之を想像することを得ざるものなり是孰れの國に於ても財政事務の整理上會計年度を設くる所以にして我が國に於ても政府の會計年度は云々と劈頭第一之を規定せる所以なり  
 次に會計年度の期間は各國に於て行はるゝが如く一箇年即ち十二箇月間を一期とするを以て普通とす然れども亦例外無きにあらず獨逸聯邦中ウキルテンブルヒ、バーデン、ブラウンシュヴァイヒ等は二箇年を以て一期と爲しヘツセ、ザクセン、ワイマー、オルテンブルヒ等は三箇年を以て一期と爲せるが如き又我が國に於ても日清又は日露戰役に際し其の始期より事件終局に至る迄を以て臨時軍事費又は臨時事件費に對する一會計年度と爲せるが如き又歐洲戰亂に際し大正三年九月十日法律第四十二號を以て大正三年臨時事件に關する臨時軍事費の會計は一般の歳入歳出と區分し事件の終局迄を一會計年度とし特別に之を整理すと規定せるが如き即ち是なり臨時軍事費の如き特殊の場合に在りては

會計事務の整理上特殊の期間を設くる必要あるべしと雖經常の場合に在りては一箇年制を採るを以て豫算の執行上最も便利なりとす何となれば若し之を長うして二箇年以上に涉らしめむか之が利とする所は一年毎に豫算を調製するの手續を省き彼の議會をして豫算の議定にのみ忙殺せられ他の重要な議案を審議するの遑少きに終らしむるが如き弊を避け得べく又豫算調製に關する經費を節約し得べしと雖翻つて之が不利なる點を考ふるに社會の經濟的活動は日に移り月に動くの有様にして長期に涉れる豫算は事實の變化數量の異動等より遠く現計と相隔り當初の豫想は現在の實際に吻合せざるものとなり昨是今非途には豫備金の支出を要し或は屢追加豫算を必要とするに至り豫算調製の手續を省略せむとせしもの却つて複雑なる手續を醸すに至るものあるべければなり然れども之を短うして一箇年以下たらしめむか政府は常に豫算と決算との調製に是日も足らざることとなり議會も亦豫算の議定決算の監督に追はれ到底其の煩に耐へざるものあるべし是我が國に於ても各國普通の例に依り一箇年を以て會計年度の期間と爲せし所以なり

五 會計年度の始終 會計年度の始期を定むるには如何なる標準に據るべきか是次に起る問題なり何となれば會計年度の始期は前年度の收支を完結すると共に新年度の收支を開始するの分界點にして之が適否は國庫金其の他の出納上將た財政の整理上重要な關係あるものなればなり我が國に在りては毎年四月一日を以て開始期とせり蓋し之が理由二あり議會に於ける豫算の議定は毎年十二月下旬より翌年三月頃までに互るを以て成るべく年度開始に接近して議了せしむるの必要あること其の一なり是議會に於ける豫算の議定が該豫算執行の年度に一日近ければ一日實行に近き豫算を得るものと推定し得べければなり次に毎年四月は租稅其の他收納金の關係より國庫金の現存すること多き時期にして經濟的活動を爲すに便利なること其の二なり若し新年度開始するも國庫金缺乏せむか諸種の支拂上困難を生ずべく此の際大藏省證券を發行し又は日本銀行より借入金爲し(會六)一時の急に應じ得るの方法無きにあらずと雖償還又は借入の期間に對し其の利子を支拂はざるべからず結局國庫の不利となるに反して年度開始に當り多額の國庫金存在せば年度内に返還

會計年度の  
終期

外國の例

すべきことを豫定せる公債等をも直に償却するを得る等經濟的活動の利便多かるべし以上二箇の理由あるに依り我が會計法は毎年の四月一日を以て會計年度の始期と定めたるなり隨つて其の終期は翌年の三月三十一日となるなり

(會一第二項)今會計年度の始終に付少しく外國の例を舉げむに各國區々にして一定せず佛蘭西、露西亞、埃地利、匈牙利、希臘、瑞西、白耳義、和蘭及獨逸聯邦、中バイエルの如きは毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終るの制即ち曆年制を採り伊太利、西班牙、葡萄牙、伯刺西爾、墨西哥は七月一日に始まり翌年六月三十日に終り亞米利加合衆國は千八百四十四年以降從來慣用せる曆年制を廢して伊太利、西班牙等の例を追ひ丁抹、瑞典、諾威、羅馬尼、加奈陀は我が國と等しく四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るの制を採り英吉利は千八百五十五年以來獨逸帝國は千八百七十七年以來亦此の制度に據れり以上は孰れも國情を異にするより各相當の理由ありて規定せられたるものなり我が國に在りても明治七年十月十三日以前は曆年制を採りたりしが同日以後七月一日に始まり翌年六月三十日に終るの制を採り明治十七年十月二十八日大政官達第八十九號を以て四月

年度の改正  
の建議案

一日より翌年三月三十一日に至るの間を一會計年度と定められ明治十九年度より實施し舊會計法に於ても之を踏襲し現行會計法亦此の點に付ては何等變更を爲さざりしものなり

右に對し第十回帝國議會に衆議院より建議案を提出せることあり參考の爲該提出の理由を示せば現行の規定に依れば會計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとす抑、政府が先に該規定を設けし所以のもの主として當時財政上に於ける便宜に出でたるもの、如し然れども此の規定あるが爲從來政府の會計年度と民間の決算季と相一致せずして實際上に於ける不便少からず又豫算の關係上議會は十一月若は十二月に於て開會し翌年二月若は三月に於て閉會するの已むを得ざるに至る此の間恰も新舊兩節季に跨り我が國の慣例上一年中最多忙なる時期に屬せり隨つて嘗に憲法の規定に依れる會期の實際上に短縮せらるゝのみならず多用の人をして議員たるの責務を盡すこと能はざるに至らしむ今若し該會計年度を改正し七月一日を以て其の始とし翌年六月三十日を以て其の終とせば從來に於ける我が國の慣例と一致し諸般の不

便を除去することを得べし而して議會を三月に於て開會せば會期短縮の憂無く慎重に審議することを得む政府も亦之が爲に豫算調製の便を享くること少からざるべし云々と謂ふに在りたり

整理期間  
を設くる  
所以

六 整理期間 會計年度は四月一日に始り翌年三月三十一日に終る然れども一會計年度内に起りたる總ての出納事務を悉く當該年度内に完結せしむるは事實上到底行はれ得ることにあらず例へば或る官廳に於て甲年度内に應用物品購入の契約を爲したるに偶特殊の事由ありて之が代金支拂の爲にする小切手は乙年度に入りて發行するの餘儀なき場合を生ずるが如きことあるべく又縦令小切手は甲年度内に發行したりとするも債主が之を請求せずして遂に乙年度迄持越すが如き場合もあるべく此等は孰れも甲年度所屬の出納事務を甲年度内に完結し能はざる事例なるが如き是なり爰に於てか會計法には所謂整理期間を設け事務完結の期間に一定の限界を附し右の缺點を救ふこととせり換言すれば整理期間は甲年度所屬の出納事務を乙年度に於ける一定の期日迄に完結整理せしむる目的を以て設けたるものにして會計年度に對する猶豫期間

出納完結  
事の期  
限短縮

整理期間

なりとす若し此の期間無からんか一年度内の事務は何時迄遅延するも何等の制限を加へざることと爲り整理上種々の不都合を生じ結局會計年度を設けたる精神を没却するに至るべし然れども亦此の期間長きに過んか惹いて決算を遅延せしむるの結果を生ずべし從來決算を帝國議會に提出するの時期に關しては會計法上何等の規定なく事實上翌々年開會の帝國議會に提出するの慣例と爲り例へば大正九年度の決算は十一年度の末に開會せらるゝ議會に漸く之を提出するの有様にして其の時期遅きに失すとの批難は屢耳にしたる所なりき依て改正會計法に在りては出納事務完結の期限を短縮し從來一會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日迄に悉皆之を完結すべしとありしを舊會一七月三十一日迄に悉皆完結すべしと改正せり會一第二項)

されば翌年度七月三十一日は所謂整理期間の最終限度なり此の限度内に於て

會計規則は更に種々の整理期間を設けたり即ち左の如し

- (一) 歳入金收納期間 翌年度四月三十日限(會規三六)
- (二) 小切手振出期間 翌年度四月三十日限但し例外として五月三十一日迄振出



し得るものあり(會規五〇)

(三) 日本銀行出納期間 歳入金の受入は翌年度四月三十日限但し例外として五月三十一日迄受入を爲すものあり(會規五第一項)

歳出金の支拂は翌年度五月三十一日限(會規五第二項)

(四) 主計簿締切期限 翌年度七月三十一日限(會一會規一六一)

右の如くなれば第一、翌年度四月三十日迄即ち年度を經過するも尙一箇月内は當該年度の歳入金として出納官吏又は出納員に於て收納を爲し得るも該期限後は翌年度の歳入として取扱はざるべからず

第二、甲年度に屬する經費を精算して之に對する小切手を振出すは甲年度内は勿論乙年度の四月三十日迄は差支なく尙(1) 國庫内に於ける移換の爲にする支出又は(2) 出納官吏が其の保管に係る歳入金歳出金又は歳入歳出外現金を歳出金に繰替使用したる場合に於ける現金に對し之を補填する爲にする支出に付ては翌年度五月三十一日迄小切手を振出し得べし(會一九會規五〇)然れども此の期限以後に於ては最早甲年度所屬としては小切手の發行を爲すことを得ざ

歳入金收  
納期間

小切手振  
出期間

日本銀行  
出納期間

るものとす若し誤りて右の期限を經過したる場合に在りては過年度支出の方に依るか(第九〇九一項參照該方法に依ることを得すとせば更に豫算を調製し之が成立を見たる上にて始めて小切手を振出すかの二途あるのみ而かも過年度支出には金額に對する一定の制限あり此の制限を超過して支出するは違法の行爲たるを免れず又更に豫算を調製し之が成立を見たる上にて小切手を振出すは事頗る重大と爲り其の責任固より輕からざることなれば當局者は豫め注意を怠ることなく必ず期限迄に整理せむことを要す

第三、日本銀行は國庫金の出納並政府預金に關する事務を取扱ふ(會規三日國一) 日本銀行の國庫金出納期間の終りは即ち歳入金歳出金の出納閉鎖期限にして會計規則第五條に毎年度所屬歳入金を日本銀行に於て受入るゝは翌年四月三十日限とす但し(1) 出納官吏より其の出納官吏の領收したる歳入金の拂込ありたるとき(2) 市町村又は之に準すべきものより其の收納したる歳入金の送付ありたるとき(3) 國庫内に於て移換に依る歳入金の受入を爲すときに於ては翌年度五月三十一日迄當該年度所屬金として受入を爲すことを得又毎年度所屬歳

出金を日本銀行に於て支拂ふは翌年度五月三十一日限とすとあるもの即ち是なり故に例へば甲年度に於て或る物品を某の官廳に供給し該代金に對する小切手發行せられたりとせよ右の小切手に對し日本銀行が支拂を爲すは振出口附より一箇年内なりと雖(會規五一)日國二六該代金が甲年度所屬として整理せらるゝは乙年度の五月三十一日迄に限るものとす租稅其の他の收入に付ても前に示すが如く一定の期間あり其の期間内に限り當該年度所屬歳入金として取扱はるゝものとす然らば若し此の期限を過ぐると雖尙支拂の請求なき小切手に相當する金額は日本銀行に於て如何に取扱ふべきかといふに日本銀行に於ては其の金額を支出官より受領したる小切手振出濟通知書に依りて算出し之を翌年度へ繰越整理する爲前年度所屬歳入金として拂出し之を歳出支拂未濟繰越金として受入整理せざるべからず(日國三〇)又歳入の當該年度所屬として受入を爲し得る期間經過後に係るものに在りては現年度歳入即ち現に該歳入を受入るゝ年度所屬の歳入として處理すべきものとす(日國一八一—二〇)

第四、主計簿締切期限即ち出納事務終了期限迄は帳簿上の記入計算を爲すこと

主計簿締切

を得此の期限は從來各年度經過後七箇月の末日とありしに依り(舊會規一一九)翌年度十月三十一日迄なりしが新法に於ては決算提出時期繰上の關係上七月三十一日迄とせり會計規則第六十一條に大藏大臣は會計検査官立會の上毎年七月三十一日前年度の主計簿を締切るべしとあるもの是なり主計簿は出納事務に關する最重要の帳簿にして本簿の締切は即ち事務の修了を意味し締切後には何等整理事務の殘存するもの無き筈なり(第一七〇項參照)會計法第一條第二項に一會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度七月三十一日迄に悉皆完結すべしとあるもの畢竟主計簿締切を意味するものと謂ふべし以上の整理期間は國に依つて或は之を設けざるものあり例へば英吉利、亞米利加、伊太利の如き是なり我が國に於ては從來之を設けたりしが新法に於ては更に之を短縮したること上來屢説明したるが如しかく短縮せられたる結果決算提出時期從來に比し一箇年早まりたり即ち大正十、十一兩年度の決算は十二年度の末に於て開會せらるゝ帝國議會に提出せらるべく十二年度以後の決算は毎年度常に其の翌年度の末に開會せらるゝ帝國議會に提出せらるべきことゝ

### 第二節 年度所屬豫算及豫算調製上の原則

第二條 租税其ノ他一切ノ收納ヲ歳入トシ一切ノ經費ヲ歳出トシ歳入歳出ハ總豫算ニ編入スヘシ

租税

其の他一切の收納

七 歳入 租税其の他一切の收納を歳入とす租税は國の費用に充つるが爲私人又は法人より無償を以て法律命令に依り強制的に徴收する所の財貨をいひ地租、所得税、營業税、相續税、海關稅等是なり其の他一切の收納といふは租税以外如何なる名稱のものたるを問はず又租税、手数料、罰金、科料、追徴金等の如き公法上の關係に於て收納するものたるは官業に因りて生ずる收入金、不用物品賣拂代金等の如き私法上の關係に於て收納するものたるを論ぜず其の他取得の原因が相續財産に對する相續人の曠缺、時效成就等特殊のものたるを否とを分たず國庫の所有に歸すべき金錢的財貨は擧げて之を歳入といふなり然れども單に國庫に受入るゝと雖其の所有に歸せざる所の財貨例へば入札及契約保證

歳入の年度所屬

金(會規九九八八)民事豫納金(民訴二八八)競落代金(民訴六八八六九四)郵便貯金の類は歳入歳出外の現金にして之を歳入といふこと能はず其の他物品又は勞力等實物手段に依る收納は所謂歳入に非ず又大藏省證券の如きも國庫内に於ける一時の現金融通にして豫算行政上の負債に外ならず従つて之を歳入といふこと能はざるなり試に大正十年度豫算に就きて觀るに歳入經常部に在りては租税、印紙收入、官業及官有財産收入、雜收入及預金特別會計より繰入の五款四十二項に分れ歳入臨時部に在りては官有物拂下代、雜收入、高等諸學校創設及擴張費受入金、建築費寄附金、公共團體工事費納付金、公共團體工事費分擔金、學術研究獎勵金受入、特別會計資金繰入、公債金及前年度剩餘金の十款三十五項に分れり次に歳入が孰の年度に屬するやの問題即ち年度所屬を定むるは會計年度を設けたる精神を貫徹する上に於て最も重要にして缺くべからざる所なり何となれば縱令年度區分を設くるも年度所屬を一定せざるか若は之を一定するも屢之を誤らば遂に年度の區分は錯雜して明瞭ならざるに至るべければなり故に年度區分を誤ること無き様豫め的確なる一定の基準を設け年度ノ所屬をし

て常に正確適法ならしめざるべからず是會計規則第一條に歳入の年度所屬は左の區分に依ると規定し其の第一號乃至第三號に於て之を明示せる所以なり今左に之を説明せん

(一) 納期の一定したる収入は其の納期末日の屬する年度 納期の一定したるとは法律命令又は契約等を以て納期の一定したるをいふ地租條例第十二條に地租は左の期限に依り之を徴收すと規定せるが如き又所得税の納期が所得税法第四十二條に第一期は其の年九月一日より三十日限、第二期は其の年十一月一日より三十日限、第三期は翌年一月一日より三十一日限、第四期は翌年三月一日より三十一日限と規定せるが如き法律を以て納期を一定したる例なり醬油稅則第四條に造石稅は左の期限に従ひ之を納むべしと規定し第一期七月三十一日限、第二期十一月三十日限、第三期翌年三月三十一日限と爲せるが如きは勅令に依りて納期を一定したる例なり此の他契約等を以て納期を一定したるものも亦本號の内に包含せらるゝものにして此等は總て納期末日の屬する年度の歳入とす故に例へば所得稅金にして三月三十一日限日

## 定期收入

隨時收入  
其の一

本銀行又は何稅務署へ納付すべしとの納入告知書を發したりとせば第一節に述べたる日本銀行出納期間の終迄に納入したるものは其の三月三十一日の屬する年度の歳入として之を整理するものとす

(二) 隨時の收入にして納入告知書を發するものは納入の告知書を發したる日の屬する年度 本號は第一號の納期一定の收入と異り法律命令又は契約等に何等納期の定めなき隨時の收入に屬するものなり例へば某の官廳に於て臨時に拂下げたる木竹代金、不用物品賣拂代金の如き類にして其の事實發生の都度債權の確定するものを謂ふ此の種の收入に對しては納入告知書を發したる日の屬する年度を以て年度の所屬を定むるものとす

(三) 隨時の收入にして納入の告知書を發せざるものは領收を爲したる日の屬する年度 本號は第二號と同じく隨時の收入に係るものなれども彼に反し此は納入告知書を發せざるものにして例へば郵便切手又は收入印紙の賣捌代金、檢事の納付命令に基き納入する罰金科料其の他の沒收金若は國有鐵道の乘車賃通行稅等の如き即納の性質を有するものをいふ、此等は現實領收した

隨時收入  
其の二

定期に於て納入  
期に於て納入  
度内に於て納  
入告知書を納  
入し得ざるに  
りては、納入  
の場分を合  
方

る日の屬する年度の歳入と爲すものとす故に例へば甲年度の三月三十一日  
東京驛に於て切符を買求め同日同所より鹿兒島市迄旅行したる事實ありと  
せむに甲年度に於ては唯一日の旅行を爲したるに止り乙年度に入り數日を  
經始めて鹿兒島市に達したるものなりと雖切符代及通行税より生ずる收入  
は依然甲年度所屬として整理するものと知るべし(鐵會規一)  
爰に疑問を生ずるは第一號に掲ぐる納期一定の收入にして該納期末日の屬す  
る年度内に納入告知書を發せざりし場合の處分方なり例へば甲年度三月三十  
一日限り納入せしむべき所得税ありしに何等かの事故に基き遅延して乙年度  
四月一日以降に至り始めて納税告知書を發したるが如き場合ありと假定せば  
該收入金は甲乙何れの年度に屬せしむべきものなりやの問題を生ずべし蓋し  
前記第一號は納期一定の收入にして納期内に納入の告知を爲す場合を豫想せ  
る條文にして本問の如く納期後納入告知書を發する場合に適用すべきものに  
非ず又納入告知書を發すと雖元來納期一定の收入にして隨時收入に非ざるが  
故に第二號を適用すべきにも非ずかゝる收入に對しては如何に取扱ふべきか

歳出の種  
類

の疑問を生じ處理上彼此錯雜を來すものありたるに由り明治三十三年勅令第  
百二十七號を以て舊會計規則に第三十一條の二を追加し納期の一定したる收  
入にして納期所屬の年度に於て納額告知書を發せざるものは總べて納額告知  
書を發したる年度の歳入に編入すべき旨を規定し之が取扱方を明確にせり從  
つて前に掲げたる事例の如きは乙年度所屬として整理すべきものなること疑  
無きに至れり新會計規則に於ても之と同趣旨の條文を第三章收入第一節徴收  
の終に置き納期の一定したる收入にして納期所屬の年度に於て納入の告知書  
を發せざるものは總て納入の告知書を發したる年度の歳入に組入るべしと規  
定せり(會規三二)

八 歳出 一切の經費を歳出とす一切の經費といふが故に例へば俸給、諸給、旅  
費、死傷手當、廳費、修繕費、賠償及訴訟費、通信運搬費、營繕費等其の人件費たるは物  
件費たるは將た事務費たるは事業費たるを分たす又經常費たるは臨時費た  
るとを問はず苟も國家政務の執行上必要にして國庫の支辨に屬すべき費用は  
悉く之を歳出と謂ふなり然れども歳入の部に於て述べたるが如く歳入歳出外

歳出の年  
度所屬其

現金の拂渡又は實物手段に依る拂出等は所謂歳出に非ず而して歳入に年度所屬を定むるの必要あると等しく歳出にも亦之が年度所屬を一定するの基準なるべからず之を以て會計規則第二條には歳出の年度所屬は左の區分に依ると規定し其の第一號乃至第六號に於て之を明示せり以下各號に付説明せむ

(一) 國債の元利、年金、恩給の類は支拂期日の屬する年度 本號に列記せる事項の類は多くは其の支拂期日を法令に於て一定せり例へば五分利國庫債券發行規程(大正五、一〇大藏省令第二七號)第四條に本債券の元金は大正二十年九月十五日迄に額面金額を以て償還すと規定し第五條に本債券の利子支拂期日は毎年三月十五日及九月十五日とすと規定せるが如き勳章年金支給細則(三七、一二閣令第九號)第四條に年金は半額を毎年六月十二月の兩回に支給すとあり又官吏恩給法施行規則(二三、七閣令第三號)第七條に恩給は其の年額を四分し四月七月十月一月に於て其の前三箇月分を支給すとあるが如き是なり此等の諸經費其他大藏省預金部預金に係る利子の類は總て支拂期日の屬する年度を以て其の歳出の所屬年度と爲すなり

同上其の

(二) 諸拂戻金、缺損補填金、償還金の類は其の決定を爲したる日の屬する年度 諸拂戻とは租稅其他の收入にして一旦國庫に納入せられたる後再び納入に返還する全部又は一部の金錢をいふ例へば明治三十四年三月法律第十號酒精酒類其他酒精を含有する飲料輸出下戻金に關する法律に基き下戻を爲す所の造石稅、出港稅、麥酒稅に相當する金額又は三十九年四月法律第四十六號を以て下戻を認めたる工業用酒精酒類其他の酒精含有飲料に對する造石稅若は出港稅に相當する金額の如き其他例へば租稅千六百圓を徵收すべきに過つて千九百圓を納入せしめたるが如き過納の場合に於ける返還金及全然徵收するの原因無きに誤つて納入せしめたるが如き誤納の場合に於ける返還金等何れも諸拂戻といふ更に之を分類すれば(1)租稅及諸收入の拂戻(2)過納拂戻(3)誤納拂戻の三種と爲り(1)は收入當時正當なりしも後に事故生じて返戻を爲すをいひ(2)は俗に所謂取過ぎの場合の拂戻(3)は全然取るべからざるものを取りたる場合の拂戻なりとす次に缺損補填とは收入官吏、資金前渡官吏又は繰替拂出納官吏が善良なる管理者の注意を怠らざりしに拘

らず國庫金を亡失したる場合に之を他より補充して亡失なかりしと同一状態に置くを謂ふ例へば収入官吏が百圓の租税を徴收し未だ日本銀行に拂込ざるに方りて強盜の爲に奪取せられたりとせよ此の場合収入官吏に對し保管上の責任を問ひて辨償せしむること能はず又奪取したる者より回收するの途も無しとせば爰に歳入中該税金だけの缺損を生ずる譯なり此の缺損を補充し原狀に回復するが爲に要する金錢は即ち缺損補填金なり以上に述べたる諸拂戻及缺損補填金は内國稅拂戻金、關稅拂戻金、租稅外拂戻金、缺損補填金の四目に分ち其の豫算を大藏大臣に於て一括管理せるが故に各省に於ては必要の起りたる都度大藏省へ請求し同省に於て之を調査し正當と認めたるときは支拂ふべき旨を決定し之を請求官廳に通達するものとす(歳入歳出外現金出納官吏が其の保管する現金を亡失したる場合には右に所謂缺損補填を行はず然れども賠償及訴訟費より出納官吏に現金を交付し亡失なかりしと同一状態に置くを常とす之を缺損の補充といふ)次に償還金とは支出官が小切手の所持人より請求を受けたる場合に於ける償還金(會規五五繰替拂

缺損補充

歳出の年  
の三  
其

出納官吏が其の委託せられたる郵便爲替を亡失したる場合に於ける償還金等をいふものなり以上説明したる諸拂戻金、缺損補填金、償還金、其の他慰藉料、立退料等之に類する經費の所屬年度は拂戻補填又は償還等の決定を爲したる日を以て區分すべしとは本號に明示する所なり

(三) 俸給、給料、手當、旅費、手數料の類は其の支給すべき事實の生じたる時の屬する年度 本號は支給の事實發生の時の屬する年度を以て區分するものなり俸給は高等官官等俸給令等に基づき支給する公法制的のものなり給料は備外國人の給料、雇員の給料等私法關係に基づくものなり俸給、給料、手當、旅費、手數料の類といふが故に給仕、小使、番人、定備夫の給料、宿直及夜業賄料、人足賃使賃、諸謝金、賞與、退官賜金、死亡賜金、議員の歳費、鑑定料、警察費、連帶支辨金、渡切經費、機密費、勤勉手當、在勤手當、其の他雜事手當の類は總べて本號の適用を受くるものなるべし又其の支給事實發生の時とは債權の確定すべき行爲ありたる時をいふが故に俸給なれば官吏として任命せられたる行爲、手數料なれば官廳に對し例へば債券の取扱を爲したる等或種の勤務に服したる行爲、旅費なれば官

の用務を帯びて旅行を爲したるの行爲あるを要す此等の行爲あれば行爲者は俸給、手数料又は旅費に對する債權を取得し官廳は之が支給の債務を負ふに至るものなり但し退官賜金及死亡賜金に對しては從來其の事實の生じたるときを以て年度所屬を定むるものと辭令發布の日を以てするものと二様に分れたり解釋上本號に入るものとし退官又は死亡の事實の生じたる時を以て區分處理するを可とせん又甲乙兩年度に跨り數百海里を旅行したりとせんに其の内幾許が甲年度に屬し幾許が乙年度に屬するか區分の判明を缺く場合あり若し區分明瞭なれば甲年度分は甲年度分として打切計算を爲すべきものなりと雖も不明瞭なる場合には如何に處理すべきか疑問の生ずる所なり是を以て内國旅費規則第十四條及外國旅費規則第四條に規定して曰く年度又は日に依りて旅費を區分計算するの必要ある場合に於て其の區分の判明ならざるときは最近の到達地に著したる日を以て其の路程を區別し計算すと故に前記數百海里の旅行中最近の到達地に著したる日以前に於て既に事實上乙年度に入れりとするも右到達地著の日迄の分は之を甲年度所

屬の里程とし本號を適用して計算するものとす而してかく甲乙兩年度に跨る場合に甲年度所屬分に端里數あるときは之を乙年度分に通算するものと知るべし(二三、一二、乾第五、六七〇) 號大藏省總務局長通牒

終りに鑑定料等の支給に關し司法大臣官房會計課より地方裁判所に回答せることあり曰く犯罪捜査に要したる鑑定人の旅費、日當、鑑定料は孰も本人の請求又は檢事の給與決定の日に依らず支給事實の生じたる三月の屬する年度即ち甲年度より支出然るべし起訴後の分に於ける費用所屬年度も亦本文同様取扱ふを要すと右は(1)甲年度三月中鑑定を爲し同月中請求書を差出したるも檢事に於て乙年度四月に至り給與の決定を爲したるもの(2)甲年度三月中鑑定を爲し乙年度四月に至り請求書を差出し同月に於て給與の決定を爲したるもの、年度所屬に要する回答なり(大正六、四司法省會)記して參考に供す

同上其の

(四) 使用料、保管料、電燈電力料の類は其の支拂の原因たる事實の生じたる期間の屬する年度 瓦斯又は水道の使用に對して支拂ふ料金の如き農商務省食糧



局に於て民間倉庫をして米穀を保管せしめ之に對し支拂を爲す保管料の如き電燈電力料其の他家賃借地料の如き何れも本號を適用し其の支拂の原因たる事實の存したる期間の屬する年度を以て區分すべきものとす故に例へば甲年度七月より乙年度六月に互り米穀の保管を爲さしめたりとせんか甲年度七月より年度末日迄即ち九箇月間は甲年度所屬保管料を乙年度四月より六月迄の三箇月間は乙年度所屬保管料を支拂ふべきものと謂ふべし

(五) 工事製造費物件の購入代價、運賃の類は其の支拂を爲すべき日の屬する年度本號は舊會計規則第二條第四に應中雜費、土木建築費其の他物件の購入代價の類は契約を爲したる日の屬する年度とありたるものに該當する規定にして其の契約を爲したる日の屬する年度といふ字句に付ては從來異論多く契約締結の日なりとするもの契約の履行に依り支拂義務の確定したる日なりとするもの、兩説あり參考の爲先づ左に之を掲ぐべし

甲、契約締結の日なりとする説 例を舉げて之を説明せむに甲年度三月二十日に於て或物品を購入するの契約を締結し該物品は乙年度の四月十日に

五同上其の

至りて納入せられ同日代金の支拂を爲すものと假定せよ此の場合に於ける經費の年度所屬如何換言すれば甲年度經費の金額より支出すべきものなりや將た乙年度の金額より支出すべきものなりや疑を生ずべし此の場合本說に従へば歳出の所屬年度は甲年度と爲すべきものなりと謂ふに在り本說は第一、法文の文字解釋上よりすれば其の當を得たるものにして聊も異論を挿むの餘地無し第二、本說に反對する者は曰く契約は甲年度に於て締結せられたりと雖其の支拂義務は現品格納後に至り始めて確定せるものなれば乙年度所屬と爲すべきものなりと然れども支拂義務の確定不確定を以て年度所屬を定むべきものとせば何故に契約を爲したる日の屬する年度と法文に明記したるか此の點解釋に苦しまざるを得ず果して論者の言ふが如くならば寧ろ明に支拂義務確定の日の屬する年度と規定すべきに非ずや第三、甲年度豫算より支拂を爲すの見込にて同年度内に物品を註文したるも供給者の都合若は其の他の原因にて乙年度に至り始めて之が格納ありたる場合の如き若し反對説を採らんか最早甲年度の豫算を

以て支拂を爲すこと能はず而も乙年度内に同一の費目無きか又は之あるも少額なる場合には事實上差支を生ずるに至り且乙年度内豫算に見積無きものを支拂ふこととなり不條理の結果を見るべし然れども甲説を採り之を悪用するの弊は甲年度末に至り豫算の殘餘あるに生じ多數の物品を購入し之を乙年度の用に供し或は甲年度に於て未だ工事に著手せざるに同年度の豫算を使用するの目的を以て先づ契約の締結のみを爲し乙年度に入り始めて工事に著手する等の點に在り此等は從來屢其の事例を生じ會計検査院の検査報告事項と爲れる所なり

乙、契約の履行に依り支拂義務の確定したる日なりとする説 本説に依れば契約を爲したる日の屬する年度とは其の年度内に契約の履行をも終るべき場合を指したるものにして履行期日の翌年度に屬するものは翌年度の歳出に屬すべきものなりとの論結を生ず換言すれば單に契約を締結したるのみならず其の契約履行済となり支拂義務の確定したる日を以て年度の區分を爲すべしと謂ふに在り故に甲説の説明上引用したる例を本説に

依りて解すれば物品購入代は四月十日の屬する年度即ち乙年度所屬と爲るなり從來會計検査院は本説を採り政府も亦同一の解釋に依れり然れども契約を爲したる日の屬する年度といふ字句を此の如く説明するは頗る難解たるを免れず是新會計規則に於て支拂を爲すべき日の屬する年度と改めたる所以なるべし

支拂を爲すべき日といふが故に縦令工事製造を請負はしめ又は物件を購入し若は物件を運送に付する等の契約を爲すと雖該契約のみにては支拂義務確定するものに非ず相手方が其の債務の履行を了りたるとき始めて支拂を爲すべきものなるが故に畢竟前記乙説と同一の結果に歸するものと謂ふべし但し契約の履行を終了したる日と言はずして支拂を爲すべき日と言へるが故に縦令契約の履行を終了せずとも其の終了前支拂ふべき必要あるに基き法規の許す範圍内に於て特に之が契約を爲したるが如き場合に在りては契約面に表はれたる特約月日は即ち支拂を爲すべき日なりと謂ふべし斯く解し得べきが故に舊會計規則第二條第四號の但書は當

然之が規定の必要なきに至りたるものなるべし

彼の船體保險料の如き第四號に入るべきか將た第六號を適用すべきか疑ある所なるも右は本號を適用して年度所屬を決定すべきものなるべし

同上其の六

(六) 前各號に該當せざる費用にして繰替拂を爲したるものは其の繰替拂を爲したる日の屬する年度、其の他のものは小切手を振出したる日の屬する年度、繰替拂とは出納官吏が其の保管に係る前渡の資金を旅費、埋葬費等法定の經費に對し一時繰替使用する場合の支拂又は鐵道官署及逓信官署の出納官吏若は出納員が其の取扱に係る歳入金、歳出金及歳入歳出外現金を交互に繰替使用する場合の支拂をいふ(會規六二・六三)かゝる繰替拂にして以上第一號乃至第五號に掲ぐる經費以外に屬するものは其の繰替拂を爲したる日の屬する年度を以て年度所屬を定むることとせり  
以上を示したる以外のものは總て小切手を振出したる日の屬する年度を以て年度所屬を定むること猶ほ舊會計規則第二條第五に於て前各項に掲ぐる類別に入らざる費用は總て仕拂命令を發したる日を以て年度の所屬を定む

べしと規定せると其の趣を一にせり而して右第五號に關し明治二十九年四月島根縣より大藏省主稅局長に宛他所より郵送せる郵便物に不足税ありたるときは受信廳の仕拂に立つべき義に候處爰に三月三十日到達のものに對する不足税を四月に至つて支出する場合の年度區分方の義は契約に依り成立つものに非ざれば會計規則第二條第五號に據り可然やと照會せしに郵便物を受取りたる日の屬する年度に於て仕拂相成可然と回答したる事例あり郵便料、電信料、電話料の類は新會計規則に在りては第二條第四號に入るべく本號を適用すべきものに非ざるべきも前記郵便不足税の如きは本號に依り處理すべきものなるべし

尙試に小切手を振出したる日に依りて所屬年度を定むべきもの、例を擧ぐれば市町村交付金、遠洋漁業獎勵金、補助金、補給金、大學及學校圖書館支出金、中等諸學校及實業補習學校長教員年功加俸分擔金の類なるべし

歳出の年度所屬に付曾て問題と爲れるものあり遠洋航路補助法(四二、三法律)に依れば主務大臣は帝國臣民又は帝國臣民のみを社員若は株主とする商事會社

遠洋航路補助金に關する問題

にして運送業を營む者に航海補助金を支給し五年以内の期間を限り歐洲航路、北米航路、南米航路及濠洲航路に於て定期航海に従事せしむることを得べく而して其の補助額及年限に付ては帝國議會の協賛を求むべきものとせり  
右補助法實施に際し明治四十三年一月より大正三年度に至る五箇年度の豫算を調製し帝國議會の協賛を得て毎年一月より十二月に至る一年間の航海に對し其の年四月より翌年三月に至る毎會計年度豫算を以て之を支給すること、爲し來れり然るに大正四年度豫算は不幸にして不成立に終りたる爲政府は前年度豫算を施行し大正四年一月より同十二月に至る一年間の航海に對し大正四年度豫算を以て補助金を支給するものなりとせり爰に於て無端大正四年一月より同三月迄の分に對する補助金支給方に付問題を生じたり即ち一月より三月に至る間の航海にして大正四年度開始以前に歸航し補助金支拂の義務既に發生したる場合には(1)大正三年度の追加豫算を要求して之を支拂ふべきものなりや(2)大正四年度豫算を以て支拂ふも可なりや否やの點に付議論を生じ

本問に對し左に議論の分るゝ要點を説明すべし

追加豫算を以てすべしとするの論者は曰く前年度豫算踏襲の効力は當該年度開始前に生ずべきものに非ず故に大正四年度豫算は前年度豫算を施行すべきものとするも一月より三月迄の航海に對しては之を支出すること能はず當然三年度の追加豫算を以て要求すべきものなりと思ふに本論の根據とする所は第一豫算無くして債務を負擔することを得ず第二歳出の如きは舊會計規則第二條第三號に依り支給すべき事實の生じたる時の屬する年度即ち大正三年度を以て所屬年度と爲すべきものなりとの二點に存すべし然るに大正四年度豫算を以て支拂ふも可なりとする論者は之を辯駁して曰く第一遠洋航路補助の性質は毎年一月より十二月に至る航海に對する補助金を其の年四月より翌年三月に至る會計年度所屬豫算として計上し議會の協賛を経たるものなり故に前年度豫算踏襲の効果は當然一月より十二月に至る補助金の豫算あるべきものと謂ふを得べく追加豫算論者の言ふが如く豫算無くして債務を負擔するものに非ず第二之を會計規則に照せば其の第二條第五號の規定に依り仕拂命令

を發したる日の屬する年度の費用たるが故に縱令大正四年度開始前に歸航するも豫算の性質上年度開始後仕拂命令を發行すべきものにして追加豫算論者は遠洋航路補助の實質を知悉せず且會計規則の適用を誤れるものなりと要するに本問の根柢は豫算の當該年度以外に於て債務發生するも可なりや否やに在り思ふに會計法規上年度區分の制を設け年度所屬の混淆を禁じたる精神より謂へば當該年度に於て發生したる債務に限り當該年度に於て支拂ふを原則とすべきものなりと雖契約等に依り當該年度以外に於ても債務の發生することあるは亦已むを得ざる所なれば本件の如きは舊會計規則に在りては其の第二條第五號を適用し新會計規則に在りては第二條第六號中小切手を振出したる日の屬する年度とあるに基き之を處理するの外なかるべし現に本件は仕拂命令を發したる日を以て年度の所屬を定め之が支出を實行せり

九 豫算の意義及豫算調製上の原則 我が憲法の下に於ける豫算は天皇が帝國議會の協賛を経て定むる所の歳入歳出の見積表にして同時に天皇より政府に對して下したる會計上の訓令なり然るに論者曰く豫算は歳入歳出の見積表

豫算の  
意義

たるに止り何等獨立の法力無く行政官府に向つて爲不爲の準則を示すものにして非ず其の效力を有するに至るは他の法規即ち主として會計法に在り同法第三條第十四條第十五條は此の理を證するに足るものなりと然れども豫算が會計上の訓令たる效力を有するは憲法第六十四條及第六十九條に基くものにして單に會計法の規定に因るものに非ず豫算は豫算としてそれ自身行政官府を羈束し財政事務上一定の範圍を限りて活動せしむるものなり

豫算の調製に關しては總額豫算主義と純額豫算主義との二種あり一切の收入を歳入とし一切の經費を歳出とし歳入歳出相對立せしむるもの之を總額豫算主義といふ之に異り收入に付ては之を收得するに必要な經費を控除し支出に付ては該經費使用上生ずる收入ありとせば之を差引純收入純支出のみを歳入歳出として掲ぐるもの之を純額豫算主義といふ純額豫算主義の長所は豫算の簡單なる點に存するも其の缺點とする所は歳入に要したる經費歳出より控除したる收入が豫算の裏面に形を沒するが故に收入と收入を得るに必要な經費支出と支出に依りて得たる收入との關係を對照するに不便なるの點に在

總額豫算  
純額豫算  
主義と純  
算主義

り且或種の租税が財源として果して適當なりや否やを知るの標準を缺き財政上の監督を困難ならしむるの不利あり之に反し總額豫算主義は一國會計の全體を通覽することを得て種々の利便多し故に現今文明國の多くは此の主義に依れり會計法第二條に一切の收納を歳入とし一切の經費を歳出とすべしと規定し又第十四條第一項に國務大臣は其の所管に屬する收入を國庫に納むべし直に之を使用することを得ずと規定したるは所謂純額豫算主義を排して總額豫算主義に則れることを明示したるものとす次に豫算は之を分割し得るものとせば其の關係複雑と爲り統一を缺き通覽に不便にして監督上困難なるに至る是豫算調製上不分割主義即ち單一豫算主義を採る所以にして會計法第二條末文に於て歳入歳出は總豫算に編入すべしと規定せるは此の趣意に外ならず即ち總豫算とは一般會計に關する豫算にして一會計年度内に於ける歳入歳出の各科目の總てを包括せる單一なる豫算を謂ふものなり我が國の豫算が分割主義を採れること右の如しと雖亦之が除外例なきに非ず會計法第四條の特別資金(第一二項参照)同第七條第二項の追加豫算(第二七項参照)同第三十九條の

單一豫算主義

豫算の三種

特別會計豫算(第一六四項参照)是なり故を以て豫算の種類には(一)總豫算(二)追加豫算(三)特別會計豫算の三種あることを知るべし

### 第三節 會計年度の獨立

第三條 每會計年度ニ於ケル經費ノ定額ハ其ノ年度ノ歳入ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

年度の獨立

一〇 會計年度獨立の原則 豫算は行政官府を羈束し財政事務上一定の範圍を限りて活動せしむること第九項に述べたるが如し而して其の羈束する點種々ありと雖も豫算の有する時の區分及科目の區分を遵守せざるべからざることは其の主なるものなるべし豫算に時の區分あるが爲年度獨立の原則を守らざるべからず又科目の區分存するが爲科目流用の禁止、豫算超過又は豫算外の支出若は豫算目的外の支出を禁ぜざるべからず本節に於ては専ら年度獨立の原則に就て説明し更に之が例外の何たるかに言及すべし會計法第三條に曰く每會計年度に於ける經費の定額は其の年度の歳入を以て之を支辨すべしと本條に所謂定額とは豫算上其の年度の經費として使用を許されたる金額にして

歳入とは其の年度に於ける實際上の歳入をいふ本條は毎會計年度の經費は其の年度内に於ける實際上の歳入を以て支辨すべく他の年度の歳入を以て之に充つべからざることを示すものにして經費定額の使用を財源の高に依りて制限するものなると共に各年度の歳入は他年度の歳入に編入すべからず又他年度の經費に充當すべからざることを規定したるものなり是即ち歳入の側より觀たる年度獨立の原則なりとす

抑も歳入が支出を償うて尙餘りあるは一國の歳計上最も喜ぶべき現象と謂ふべく縦合餘り無しとするも少くとも支出が歳入に超過せざるの一事は財政の鞏固を期する上に於て頗る必要のことなりとす若し之に反して歳入する所其の支出する所に及ばざらんか所謂入るを計りて出づるを制すること能はざるものにして此の如きの現象永く繼續せば遂には國家の破産を見るに至らんこと猶彼の私人經濟に於て收支の均衡を失し支出徒らに多くして歳入之に伴はず遂に破産を招くに至ると等しきものあらむ故に毎會計年度に於て政府の經費に充つる所の定額は常に必ず其の年度の歳入を以て之を支辨せざるべから

經費と財源

ず若し翌年度歳入を本年度に繰上げ使用するの目的を以て豫算を調製し又は本年度の歳入不足せるに支出を敢てするが如きことあらむか會計年度の制を立て歳計を明確にし收支を苟もせざるの趣旨を根柢より破壊するに至るべし是本條の明文を置きたる所以なり即ち本條の規定は豫算の調製と豫算の使用とに對して一定の制限を置き年度獨立の原則を示したるものにして第一歳入豫算は其の年度の財源を確定するの效力を有するものなれば歳出豫算は此の財源の範圍内に於て計畫せざるべからざること第二豫算に依りて使用を許可せられたる金額即ち政府の經費に充つる所の定額は其の年度の歳入より多からざるべきことを定めたるものなり若し不幸にして歳入が豫算の金額に達せず歳入不足して支出を爲すこと能はざるに至りたる場合あらむか政府は臨時議會を召集し更に新財源を求めて之を補充するか若し憲法第七十條の緊急處分に依るの外途無かるべし

年度獨立の原則は歳出に付ても亦之を遵守するの要あること歳入に於けると何等異なる所なし是會計法第十三條に各年度に於て決定したる經費の定額を以

て他の年度に屬すべき經費に充つることを得ずと規定したる所以なり之が詳細に就ては第四七項に記述すべし

年度讓渡

一一 年度讓渡 會計年度獨立の原則に對しては幾多の例外あることを記せざるべからず即ち歳入の年度獨立に對しては歳計剩餘繰入(會二六)過年度收入(會三〇)あり歳出の年度獨立に對しては定額繰越(會二七・二八)過年度支出(會二九)あり此等は孰も例外に屬するものなり此の如き例外を設くるは一年度間に於ける收入支出が其の年度内に完了せざる場合には之を他年度に譲りて整理せしむるの必要あるが爲なり學者之を稱して年度の讓渡といふ畢竟收支を相適應せしむるが爲特に設けたる便宜の手段なり此等に關しては後段別に詳説する所あるべし(第八五・九二・八七・九〇項參照)

### 第四節 特別資金

第四條 各官廳ニ於テハ法律勅令ヲ以テ規定シタルモノヲ除クノ外特別ノ資金ヲ有スルコトヲ得ス

特別資金の範圍

特別資金と特別會計

一二 特別資金の意義 特別資金とは總豫算に編入せらるゝ歳入歳出以外に於て別に各官廳が所有する國庫所屬の金錢其の他の財産をいふ故に必ずしも金錢に限らず動産不動産其の他の有價證券をも包含するものとす特別資金は豫算單一主義に對する例外を認めたるものなれば法律勅令を以て規定したるものゝ外之を所有することを得ず例へば陸軍給與に關する委任經理の件(三三、三三、七號)第三條に委任經理に屬する給與の殘金、廢物賣却代金及補償金は之を積立金と爲し委任經理に係る費途に使用することを得とある中の積立金の如きは右に所謂特別資金に該當するものと謂ふべし其の他特別會計法に依る海軍工廠資金(三八、二法律)及作業會計法第一條に所謂固定資本据置運轉資本(二三、三一七號)學校及圖書館特別會計法第一條に所謂資金(四〇、三法律)等其の名稱は區々なりと雖何れも本條に所謂特別の資金なりとす(第一六四項參照)

右に關し明治二十二年十月陸軍省會計局より大藏省主計局へ照會して曰く法第四條に法律勅令を以て規定したるものゝ外特別資金を有することを得ずとあり此の條の精神は隱密資金の禁令を嚴にし以て官金を私するの弊を杜絶す



るに在るものにして該條に資金とあれども凡て官金は法律又は勅令を以て定められたるものに非ざれば之を有することを得ずといふの義にて例へば營業資本と雖特別會計法に於て其の資本金を有することを定めざれば勿論資本を有することを得ず又之に反し現行の規則にて一例を擧ぐれば文部省直轄學校に於て徴收する授業料、試験料、證明料等収入金の如きは勅令を以て規定されたるものに付該収入金は勅令の明文に據り學校基金として蓄積することを得るの類にて資金と云ふも之を官金と云ふも同じき主義なるやと之に對する主計局の回答に曰く特別資金とは大抵御見解の通り但し官金のみに非ず官に於て辨償の責を有する寄託金をも包含すと以上の照會回答は舊會計法時代のものにして年月を経ること久しと雖其の精神は今日に在りても尙何等異なる所無く亦以て本條の解釋に資すべし

一三 特別資金所有の禁止 會計法第二條に示すが如く一切の收納を歳入とし一切の經費を歳出とし、歳入歳出は之を總豫算に編入すべきものとせば各官廳に於て特別の資金を所有し得ざること自ら明なりされば第四條は自明の理

特別資金  
所有したる  
を禁止する  
所以たる

を示したる注意的規定に過ぎずと謂ふべし舊會計法發布以前に在りては或は監獄に於て囚徒製作品を販賣し之が拂下代金を資金として積み立て若は各府縣に於て或は賦金と稱し或は歩合と呼び種々なる名義の下に或る一部の人民に課税し資金として積立て置き之を以て種々なる用途に充てたることあり此の如く國家の歳入歳出に現はれざる別箇の資金を各官廳に於て隱密に所有するは會計監督上の不便あるのみならず或は官金を隱蔽し或は不正不當の賦課を爲す等收支の公明を缺くの虞あり本條は之を防止するの目的を以て本來規定を要せざる自明の事項なるも右の如き弊害に鑑み特に之を明示したるものなり而して本條は單に法律を以て規定したるもの、外といふに非ずして法律勅令を以て規定したるもの、外とあるが故に勅令の規定に依るも尙第二條の例外として特別の資金を所有し得るものと謂ふべし

## 第五節 國庫金の出納

第五條 政府ハ日本銀行ヲシテ國庫金出納ノ事務ヲ取扱ハシム

改訂會計法規通論

前項ノ規定ニ依リ日本銀行ニ於テ受入レタル國庫金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府預金トス

國庫の意

一四 國庫金出納 國庫とは財産權の主體としての國家を指すものなり即ち國家の財産的方面を觀察して下したる名稱なり或は曰く國家が私法上の關係に立つ場合を指稱するものなりと然れども國家が官吏に俸給を支拂ひ若は人民より租税を徵收する等公法的作用を爲す點より見れば國庫は單に私法上の關係に立つ國家の名稱なりと謂ふこと能はざるなり而して國庫金出納の事務取扱に關しては二箇の制度あり(1)金庫制度(2)預金制度是なり而して金庫制度は又之を國有金庫制度及委託金庫制度の二種に分つことを得べし

金庫の意  
義及金庫  
制度

(一) 國有金庫制度、金庫は國庫に屬する現金の保管出納を掌る國の機關をいふ國有金庫制度とは國家自ら獨立したる金庫を政府部内に置き現金の收支有價證券の出納を掌らしむる制度をいひ我が國に於て明治二十三年四月金庫規則實施以前大藏省内に金庫局の設ありて現金の出納を掌りしが如き即ち是なり

預金制度

(二) 委託金庫制度 委託金庫制度とは國庫金の取扱を一國の中央銀行に委託し中央銀行は國家の機關と爲り國庫金の出納政府有價證券の取扱を爲す制度をいふ舊會計法時代に行はれたる我が國庫金制度の如き即ち是なり

(三) 預金制度 預金制度とは政府の收入を總べて中央銀行の預金と爲し一切の經費は此の預金銀行を支拂人とする商法上の小切手を振出すことに依り支出する制度をいふ我が國に於て新に採れる制度及我國の制度とは多少趣を異にするも英國に於て行はるゝ制度の如き即ち是なり

各制度の  
長短

以上三種の制度中其の最も安全なる點より言へば(一)に示す國有金庫制度の右に出づるものなかるべし然れども經濟力發展し國庫金豊富と爲り銀行の業務益々進歩して信用取引安全確實と爲れる今日に在りて國有金庫の制度に倚賴するが如きは日出三竿尙燈を點するの愚を免れ能はざるべし然らば(二)に示す委託金庫制度は如何といふに右は幾十年來我が政府が採り來りたる制度にして銀行は金銭出納の事務に練達堪能なること官廳自ら之を行ふの比に非ず故に之に委託して國庫金の取扱を爲さしむれば處理上敏速を期し得べく且過誤を

生ずること少く又一般金融との調和を保ち得べくして國有金庫制度に勝ると萬々なりとす然れども此の制度に依るも苟も金庫を存する以上は常に國庫金の金庫に死藏せらるゝもの多きは已むを得ざる所なるのみならず仕拂命令の如き特種の證券を發行せざるべからずして是亦預金制度に劣ること理の略易き所なりとす是預金制度採用論が多年の懸案たりし所以にして夙に帝國議會に於て預金制度を採用すべしとの建議案通過したる以來研究調査を重ね遂に今回の改正を見るに至りたるものなり

敍上の如く從來國庫金の出納に付ては之が取扱を日本銀行に命ずることを得との規定あり(舊會三一)而して中央金庫の外全國各地に本金庫支金庫及派出所の設けあり其の數本金庫三十五支金庫四百六十九派出所五十七の多きに及び日本銀行總裁は金庫出納役として金庫の出納を掌理せしが(舊會規一一)改正會計法に於ては該制度を廢止し進みて國庫預金制度を採用したり蓋し金庫制度に代ふるに預金制度を以てするの利益は第一財政と金融との關係を圓滑にし兩者の調和を圖るの點に在り第二現金の交付に代へ小切手を振出すが爲現

預金制度  
と金庫制度  
の比較

金授受の場合を少からしめ信用制度を助長するの點に在り第三政府と預金銀行との關係は恰も個人相互間に於ける預金取引と同一なるものなれば此の取引關係より生ずる權利義務は自然私法上の性質を有す隨て政府は現金の亡失毀損に對する損害を免れ得べく且預金銀行は國家の機關に非ざるが爲金庫制度に比し検査の經費を節約し得るの點に在り以下尙之を詳説すべし

第一、財政と金融との關係をして圓滑ならしむ

(一) 金庫制度に在りては國庫金は金庫内に閉鎖せられ所謂睡眠資金を生じ金融市場との聯絡を絶ち資金の流通上澁滯を生ぜしむるも預金制度に在りては此の缺點を除卻し得べし

(二) 金庫制度に在りては納税時期又は毎年度末に於ける定期検査時期に際し自然經濟界の資金金庫に集り一時金融上に波動を生じ且現金を重複輸送せざるべからざるの不便あるも預金制度に在りては此の不安不便を除卻し得べし

(三) 金庫制度に在りては金庫に死藏せらるべき兌換券多きも預金制度に在りて

は該兌換券は日本銀行の預金と爲るを以て自ら兌換券の膨脹を阻卻し得べし

(四) 預金制度に在りては國庫金が他の一般銀行預金と等しく銀行に於て自由に使用し得るものと爲るの結果通貨殊に補助貨にして金庫内に死藏せらるゝもの自ら利用せらるゝことゝ爲り補助貨の節約を爲し得べし

(五) 預金制度に在りては國庫の支拂に小切手を使用することゝ爲り國庫に對する納入も亦小切手其の他の手形を使用すること増加するが故に信用取引を助長し延いて金融組織の改善に資する所あるべし

第二、現金授受の場合を尠からしむ 支出官より小切手の交付を受けたる者は之を取引銀行に於て現金と爲し又は預金と爲すことを得べきを以て仕拂命令の交付を受けたる場合よりも便利多かるべし加之國庫に對し納入を爲すに當りても日本銀行は其の營業上の立場より確實なる信用證券と認むるものは之を受入れ得ることゝ爲り自然現金納付の場合をして尠からしむる便益を生ずべし

第三、損害の負擔を免れ且検査の經費を節約することを得 金庫制度に在りては政府は保管上避け得べからざる事由に依り生じたる損害を負擔せざるべからざるも預金制度に在りては現金保管の問題を生ぜざるが故に此の如き負擔を生ぜず尙定期及臨時に金庫を検査する爲に要する經費の節約を爲し得べし

右に述ぶるが如き各種の利便あるが爲新會計法に於ては預金制度を採用し日本銀行をして國庫金出納の事務を取扱はしむることゝせり(會五第一項)依て日本銀行は會計規則に依るの外大藏大臣の定むる所に依り自己の名に於て國庫金出納の事務を取扱ふことゝなり(會規三第一項)從來の中央金庫本金庫支金庫及派出所は廢止せらるゝことゝなりたり

日本銀行は其の本店支店及代理店をして國庫金の出納を取扱はしむべく又地方に統轄店を設け其の所屬店に於ける國庫金出納の事務を統轄せしむ代理店統轄店及其の所屬店は日本銀行大藏大臣の認可を経て之を定むべきものとす(日國二・三)日本銀行は國庫金を(1)歳入金(2)歳出金(3)預託金(4)預金部預金(5)其の

他の國庫金の五種に區分して之が出納を取扱ふものとす(日國四)

- (一) 歳入金 日本銀行は租税其の他の歳入を收納す(會一二五會規五第一項)此の點金庫制度の場合に於けると大差なし
- (二) 歳出金 國務大臣其の所管定額を支出せむとするときは現金の交付に代へ日本銀行を支拂人とする小切手を振出すものとす(會一五即ち舊會計法の仕拂命令に代ふるに小切手を以てするの制度を採用したり
- (三) 預託金 預託金は從來の雜部保管金に相當するものにして日本銀行に於て出納官吏事務規程に依り其の資金を預託し得る官吏より現金の預託を受けたるとき之を當該官吏の預託金として整理するものなり而して預託金の引出には從來の雜部保管金引出切符に代ふるに小切手を以てすることゝなれり
- (四) 預金部預金 預金規則(第一八、五布告)其他法律勅令の規定に依り大藏省預金部に預入せらるべき預金部預金は預金部預金取扱規程に依り日本銀行に於て之が取扱を爲すものとす保管金供託金も亦大藏大臣の定むる所に依り大

藏省預金部に預入すべく(會規一二一)該預金部預金は日本銀行に預入るゝことゝ爲りたる爲同行に於て之を取扱ふものとす但し同行は預金部預金の取扱を爲すものにして保管金、供託金の取扱を爲すものに非ざるなり

- (五) 其の他の國庫金 以上の外隔地拂資金(會二〇)國債元利拂資金(會一八)國債募集金(會四一)等何れも日本銀行に於て之が出納を取扱ふものとす其の詳細に付ては後に述ぶる所あるべし

日本銀行は國庫金の出納に關し臨時至急を要するときは各廳の請求に依り營業時間外と雖之が取扱を爲すべく(日國一一)又日本銀行の取扱ふ國庫金にして各店間に振替受拂を要するものゝ取扱手續に付ては日本銀行國庫金取扱規程に依るの外日本銀行に於て大藏大臣の認可を経て之を定むべきものとせり(日國一二)尚至急拂の詳細に付ては二五七頁を看るべし

- 一五 政府預金 日本銀行に於て受入れたる國庫金は政府預金とし其の種別及受拂に關する事項は大藏大臣之を定むるものとす(會五第二項及會規三第二項)大藏大臣は日本銀行國庫金取扱規程に其の種別及受拂に關する事項を定め

支拂資金

たり政府預金に付ては日本銀行本店に(1)當座預金勘定(2)別口預金勘定(3)指定預金勘定の三勘定科目を置き區分整理すること、せり(日國五)而して別口預金指定預金の受拂及其の預金相互間の組替は別に定むる場合を除くの外總て當座預金勘定を経由すべく(日國九)當座預金勘定に屬する預金には政府の爲にする支拂の準備に必要な金額即ち支拂資金を除くの外相當の利子を附すべく別口預金勘定に屬する預金は總て無利子とし指定預金勘定に屬する預金には大藏大臣の指定する條件中に定むる利子を附すべきものとす(日國一〇)今各種預金を表示すれば概ね左の如し

- 一般會計(無利子と有利子)
- 預金部特別會計(同上)
- 臨時國庫證券收入金特別會計(同上)
- 國債整理基金特別會計(有利子)
- 當座預金勘定
- 日 本銀行に於て取扱ふ國庫金の受拂を整理すべき勘定なり(日國六)

大正七年軍用手票、軍用切符、損傷小額紙幣、新鑄造貨幣、新發行小額紙幣、引揚貨幣、流通不便貨幣、舊韓國補助貨、朝鮮銀行券又は臺灣銀行券但し流通地域外に於ける受入に係

政府預金

別口預金勘定(大藏大臣の定むる種別に屬する現金の受入に依る預金の受拂を整理すべき勘定なり(日國七)

るもの、横濱正金銀行券但し流通地域外に於ける受入に係るもの  
 金地金(1)一般會計(2)預金部特別會計(3)臨時國庫證券收入金特別會計(4)國債整理基金特別會計  
 銀地金(同上)  
 圓形銀塊、供託金たる特殊の通貨、外國貨幣、外國貨幣拂爲替券、法令の規定に依り納付を許されたる證券  
 以上に掲ぐるもの、外大藏大臣に於て隨時指定する所の通貨  
 内地指定預金(1)一般會計(2)預金部特別會計(3)臨時國庫證券收入金特別會計(4)國債整理基金特別會計

- 一般會計
- (1)普通勘定(2)爲替元勘定(3)回送地金勘定(4)出納官吏預託金勘定(5)短期證券勘定(6)國債元利拂勘定

指定預金勘定(大藏大臣に於て特別の條件を指定したる預金の受拂を整理すべき勘定なり(日國八))

在外指定預金	英貨	預金部特別會計	(1)普通勘定(2)爲替元勘定(3)回送地金勘定
	米貨	臨時國庫金特別會計	同上
	米貨、佛貨、獨貨(英貨に同じ)	國債整理基金特別會計	同上

日本銀行に於ては其の各店に於て受入れたる國庫金を本店に於ける政府預金として勘定整理するが爲代理店に於て受入れたる國庫金は之を預金店に於ける日本銀行預金とし其の預金勘定は之を日本銀行本支店に付替へ各支店に於ける代理店預金勘定は本店政府勘定に依り之を本支店に付替ふること、せり即ち日本銀行は支店に代理店預金及本店政府勘定の二勘定科目を、本店に代理店預金及支店政府勘定の二勘定科目を設け各店に於て受入れたる國庫金を本店に於て政府預金として勘定整理すること、爲せり

### 第六節 大藏省證券及借入金

第六條 政府ハ國庫金出納上必要アルトキハ大藏省證券ヲ發行シ又ハ日本銀行ヨリ借入ヲ爲スコトヲ得

大藏省證券及借入金ハ當該年度ノ歲入ヲ以テ之ヲ償還スベシ  
大藏省證券及借入金ノ最高額ハ毎年度帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ定ム

一六 大藏省證券の性質及國債との關係 大藏省證券は一會計年度間に於ける國庫の收支を適合せしむる方法として國內に於て利附若は割引にて發行する短期の無擔保任意公債證書なり故に一會計年度内に於て必ず之を償還すべく決して發行の次年度に互らしむべからざるを原則とす是大藏省證券は一會計年度間に於ける收支の不均衡を調節する手段として發行するものなるが故なり國庫の収入は時あつて多量なるも時あつて少量なることあり支出も亦然り幸にして支出少からざるも収入多きか収入少きも支出も亦少き場合に於ては何等の痛痒を感ずることなしと雖收入遙に支出に及ばざるが如き場合に遭遇したりとせば何に依りて其の難關を免るべきか蓋し右に餘れるを採り左に

大藏省證券は一會計年度間に於ける收支の不均衡を調節する手段なり

長期國債  
と異なる點

其の足らざるを補ふは已むを得ざる所なるべし爰に於てか此の收支の不適合を調和する手段として民間に於ける遊金を吸集するは國家に採りては一時の急を救ふの策と爲り民間に在りては過剰資金を放下する方法と爲り相互間の利便少なからざるなり大藏省證券はかく一時的のものなるが故に彼の遠く國外に募集する長期に渉る外國債の如きものと異り短期の内國債にして或は利附にて或は割引にて發行し之に對して別に擔保の提供を爲すものに非ず又國民の應募を強制するものに非ず國民の之に應ずると否とは任意なる財政上の公債なりとす或は之を以て國庫所發の行政手形と爲し債券に非すと爲すものありと雖國家は此の證書の交付に依り償還の債務を負擔するに至るものなれば又一種の債券たること疑を存せざる所なりとす

從來大藏省證券の發行に付ては單に其の最高額に關する規定を存せしのみにして(舊會九)同證券の性質並發行の方法手續等は(大藏省證券條例(一七、九布)に規定せしが證券の如何なるものなりやは會計法中に規定するを制度上適當なりと認め該證券が國庫金出納上一時の使用に供する爲に發行するものなるに

外國短期  
公債

鑑み新會計法に於ては之を第一章總則中に規定せり(會六)

外國には一時的債券に非ずして年度超過の大藏省證券類似の短期公債あり例へば英國に於ては大藏省手形、國庫手形及國庫債券ありて大藏省手形は略ぼ我が國の大藏省證券に該當し三箇月間捨置き九箇月間に政府の便宜に依り又は所有者の請求に基きて隨時償還し國庫手形は政府の便宜に依り毎年一回期日を定めて償還し發行後五箇年以内に全部之を償却し國庫債券は發行後六箇年以内に豫め定めたる期限に償還するが如き是なり此の如き年度超過の短期公債は之を濫用すれば其の弊害甚しきものあり若し國費運用上特別の必要あるときは議會の協賛を経て短期の公債を募集し得るの方法存するが故に豫め斯る年度超過の公債を募集し得べきことを定め置くの必要無かるべし我が國に於て財政の必要上一時發行する短期證券は右に示す大藏省證券の外專賣局及製鐵所据置運轉資本補足に關する法律第一條に依り發行せらるゝ融通證券と帝國鐵道會計法第十二條に依り發行せらるゝ融通證券とあり而して鐵道に係る融通證券は當該年度内に返還すべき規定を存するに獨り專賣局及製鐵所に

我が國に  
於ける短  
期債券



我が國に於ける年度の超過の短期債券

係る融通證券のみ遅くとも翌年度に之を償還すべきものと爲せるが故にこは所謂年度超過の短期債券なりと謂ふべし

大藏省證券は國債なりや

大藏省證券が憲法第六十二條第三項に所謂國債なりや否やは是亦議論の存する所なり同條項に曰く「國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔と爲るべき契約を爲すは帝國議會の協贊を経べし」と右に付或は説を爲すものあり國債とは單に借入を爲すことを意味するものに非ず將來の負擔に歸すべき借入を爲すをいふ故に年度内に返済すべき借入金即ち大藏省證券の如きは豫算の範圍内に於ける一時の融通にして國債に非ず之が發行に付ては議會の協贊を要せざるものなりと是即ち大藏省證券を以て國庫所發の行政手形なりと爲す説に基くものなり之に反する説を爲す者は曰く「大藏省證券も亦法律上國債たること何等の疑無し故に豫算の範圍内のものと雖尙協贊を要す會計法第六條の規定あるも亦大藏省證券が國債たるが故なり」と然れども余輩は以上二説の何れにも贊意を表すること能はず大藏省證券が後説の如く法律上國債たることは之を是認すと雖國債なりとするも憲法第六十二條第三項に所謂國

大藏省證券に於ける國債と異なる點

債なりと速断すべきに非ず同項の國債とは前説の如く將來の負擔に歸すべき長期に亙る公債の謂にして一時的なる大藏省證券の如きを含むものに非ず國債とあるも其の限定的のものなること同條項に豫算に定めたるものを除く外云々とありて同條項が數會計年度に亙る場合を豫想せるの規定なるに徴して明なり會計法第六條は寧ろ大藏省證券が憲法にいふ國債に非ざるより特に設けたる規定と觀るべく此の規定より推して大藏省證券を憲法にいふ國債なりと爲すは本末を顛倒せるの議論と謂ふべし

債なりと速断すべきに非ず同項の國債とは前説の如く將來の負擔に歸すべき長期に亙る公債の謂にして一時的なる大藏省證券の如きを含むものに非ず國債とあるも其の限定的のものなること同條項に豫算に定めたるものを除く外云々とありて同條項が數會計年度に亙る場合を豫想せるの規定なるに徴して明なり會計法第六條は寧ろ大藏省證券が憲法にいふ國債に非ざるより特に設けたる規定と觀るべく此の規定より推して大藏省證券を憲法にいふ國債なりと爲すは本末を顛倒せるの議論と謂ふべし

大藏省證券條例の發布後之の狀況

大藏省證券條例の發布に至る所以

一七 大藏省證券發行の手續種類及制限 大藏省證券は明治十七年大藏省證券條例に依りて始めて制定せられたるものなり之より曩き明治十五年迄は國庫收支の不均衡を調節するに主として紙幣の發行に依頼せしがかくては紙幣の價格を下落せしむるの弊を生じ易きが故に同年度以降は國庫準備金より繰替支辨することゝ爲せり然れども準備金は其の數量に限あり如何なる場合にも應ずること能はずして不便尠なからざるが故に遂に大藏省證券發行の制を見るに至り明治十九年度より二十二年度迄之を發行せしが二十三年度以降三

十三年度迄は發行絶無の姿なりき是二十七八年以前は多額の歳計剩餘あり以後は戦捷に依りて獲得したる償金及特別會計に屬する現金ありしに因る而して明治三十四年度以降は之を發行すること殆ど常例と爲りたり發行條例に據れば出納上一時使用の爲大藏省より發行する無記名利附定期拂の有價證券にして何人にも賣買讓與することを得べく又其の發行したる年度の歳入を以て支拂を爲すものにして支拂期日より滿六箇月を経て支拂の請求なきときは時効に罹るものとす更に明治三十五年二月に至り法律第一號を以て右條例に改正を加へ割引を以て發行し得ること、證券は百圓以上とし其の支拂期限は十二箇月以内とすべきこと、證券の形式、種類、利子歩合及割引歩合は大藏大臣に於て定むべきことを規定せり然るに大正十年四月法律第四十四號を以て明治三十九年四月法律第三十四號國債に關する件に改正を加ふると共に右大藏省證券條例を廢止し改正法律は十一年四月一日より施行せらるることとなりたり而して同年同月大藏省令第三十一號を以て國債規則を發布し同時に同省令第三十二號を以て日本銀行國債事務取扱規程を定め大藏省證券も亦他の國債と等

發行の  
手  
續  
及  
取  
扱大藏省  
證  
券  
條  
例  
の  
廢  
止證  
券  
の  
種  
類發行高  
の  
制  
限

しく此等の規定に依り支配せらるるに至りたり右國債規則に依れば國債に關する事項は別段の定あるものを除くの外同規則の定むる所に依るべきものにして國債證券、添附利札及記名紙の見本は之を各取扱店に配置し其の旨を告示すべく但し其の様式の要項を告示して見本の配置に代ふることあるべく該見本は何人と雖取扱店に就きて閲覽し得るものとす又國債證券の額面金額の種類は利札附證券に在りては二十五圓、五十圓、百圓、五百圓、千圓、五千圓及一萬圓の七種、割引の方法に依り發行する證券に在りては百圓、五百圓、千圓、一萬圓及十萬圓の五種とす但し特別の規定あるものは此の限に在らず等種々の規定を設けたるが今一一之を説明せず但し本規則施行前割引の方法に依り發行したる大藏省證券の取扱に付ては仍從前の例に依るものとせり

大藏省證券は一般に賣渡す場合あり政府の債務支拂に供用する場合あり又は一二の銀行をして引受けしむる場合あり何れの方法に依るも可なりと雖之が發行高に關しては一定の制限を置くの必要あり何となれば此の證券の濫用は借換の手段と爲り國庫の債務をして連續せしむるに至り對國家信用の程度と

最高額の  
意義

比較して不適當なる程度まで證券の現在高を増加し其の結果として證券の價格を下落せしめ又は之を引受くる銀行の資力を減殺せしめ金融市場を壓迫するの現象を生ずるに至るが故なり是を以て發行高を制限し其の最高額は次に示す借入金と共に毎年帝國議會の協贊を経て之を定むべきものと爲したり(會六第三項)而して最高額といふは現に發行して政府の負擔と爲れる最高金額をいふものにして換言すれば一時に流通せしめ得べき最高額なり故に此の額を超過せざれば一年幾回にても發行することを得現に毎月一回募集したるが如き極端の例も存するなり而して大正三年以降大正十年度に至る間の最高額は毎年度五千萬圓なりしが時局の影響を受け財界好況なりしが爲歳入多く資金の缺乏を感ぜず隨て大正四年度に於て一時借入金九百五十萬圓を併せ參千四百五十萬圓の最高額を發行したることありし外三年度及五年度乃至十年度に於ては一も之を發行したるものなかりき大正十一年度豫算の説明に依れば會計法第六條の規定に據る大藏省證券及借入金の最高額は大正十一年度に於ては通じて五千萬圓とすとあり

協贊の方  
法

大藏省證券の發行最高額は帝國議會の協贊を経べきものなること右に述ぶるが如し而して其の協贊を経る方法は頗る略式のものにして總豫算の説明中に何年度に於て發行する大藏省證券最高額は何千萬圓とすとの記載を爲し豫算にして通過すれば該事項も亦協贊を経たるものと爲すの慣例なり

借入金

一八 借入金 大藏省證券の外從來明治二十七年六月法律第十六號國庫金出納上一時貸借に關する法律に基く一時借入金なるものありたり右は大藏省證券と共に國庫に於ける收支不均衡を救濟する一時の便法にして第一條政府は國庫金出納上一會計年度間餘裕あるときは相當の利子を徴して之を當座預又は定期預として之を日本銀行に預入るゝことを得、第二條政府は國庫金出納上一會計年度間一時不足を生ずるときは相當利子を附し日本銀行より借入を爲すことを得、第三條前條に依り政府の借入るゝことを得べき金額は大藏省證券發行額と合せて當該年度該證券の發行最高額を超過することを得ずと規定せしが右第一條は預金制度採用の結果當然削除すべく第二條及第三條大藏省證券と同様會計法中に之を規定し右法律を廢止するの適當なるを認め之を廢止

すると同時に(會附則第二項)政府は必要に應じ日本銀行より借入を爲すことを得べし該借入金は當該年度の歳入を以て之を償還すべく又大藏省證券及借入金<sup>(會六)</sup>の最高額は毎年度帝國議會の協賛を経て之を定むべきことを明にせり

## 第二章 豫算

### 第一節 豫算概論

一九 豫算の性質及效力 凡そ公の團體たると私の團體たると又は一私人たるとを問はず稍複雑なる會計を有し之を整理せんと欲するものは豫め收支の見込を立て入るを計りて出づるを制し以て經濟的活動の進路を定めざるべからず殊に國家の如き大なる經濟團體に在りては其の必要あること多言を俟たず是國家が豫算制度を要する所以の一なり又國家の財務は私人が自己の損益計算に於て自ら經濟的活動を爲すと其の趣を異にし直接に利害を感ぜざる國の機關即ち官吏をして之を行はしむるものなれば收入支出に關する萬般の事項は悉く之を一目瞭然たらしめ國民をして其の利弊を判知せしめ又財務監督の任に當る者をして其の得失を検査せしむるに便ならしめざるべからず是豫算制度を必要とする所以の二なり以上の理由に基き立憲國に於ては固より專

豫算の必要なる所以

制國に於ても多くは豫算の制度を設け以て財務行政の執行を圓滿ならしむるを常とす但し立憲國に於ける豫算は必ず議會の協賛を要するの點に於て專制國に於ける豫算に比し著しく異りたる特色を有するものとす

豫算は實質的法律なりとの説  
豫算は形式的法律なりとの説  
豫算は法律に非ず

立憲國に於ける豫算の性質如何に付ては學者間種々の説あり其の主なる二三を擧ぐれば曰く豫算は法律なり形式に於ては法律ならずと雖實質的に法律たるの性質を有す故に豫算を以て法律を變更し得るものなりと然れども豫算を以て當然法律を變更し得べしとせば憲法第六十七條の規定は何が爲に之を設げたるか其の理由を解し得ざるに至るされば我が憲法の解釋上豫算を以て實質的法律なりとするは不通の議論たるを免れず或は曰く豫算は形式的法律なりと然れども我憲法には諸外國に於ける憲法の如く法律を以て豫算を定むとの明文もなく又豫算に法律の名稱を附せず單に國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べし(憲法六四)といふに止るが故に形式的にも法律なりといふことを得ず隨て豫算を以て法律なりとするの説は我が憲法の解釋上實質的にも形式的にも採擇の餘地を存せざるものとす或は曰く豫算は一會計年

豫算は責任解除の手段なりとの説

度の收入支出に付豫め議會が其の適當なることを證明するものにして之に據りて收支の事務を執行するときは國務大臣の議會に對する責任は豫め解除せらるゝものなり之を要するに豫算は議會の政府に對する責任解除の手段なりと然れども此の説は政府が議會に對して責任を負ふことを前提とするものにして是亦我が憲法の解釋上正當なりと認むることを得ず何となれば憲法第六十四條に國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べしとあるも協賛は單に豫算の成立を促す議會の議決たるに止り之を以て直に政府は議會に對し責任を負ふものと解し難ければなり論者或は曰く豫算超過又は豫算外支出若は憲法第七十條の緊急財政處分は單に一回の處分に依り其の效力を完成するものにして事後に於て議會の承諾を求むることを要す此の場合の承諾は緊急勅令を發し事後に承諾を求むる場合と異り將來に向つて效力を失はしむるの途なく又既往に遡りて其の效力を取消すこと能はず故に若し國務大臣の議會に對する責任を認むるに非ざれば全く無意味の行爲と爲るべし之を以て豫算は事前に國務大臣の責任を解除し豫算超過又は豫算外の支出若は財政

上の緊急處分は事後に於て責任の解除を求むるの手段なりと然り豫算超過又は豫算外支出若は財政上の緊急處分が緊急勅令と異り單に一回の處分に依りて其の效力を完成するものにして事後に議會の承諾を要するは洵に論者の言の如し然れども之が爲に國務大臣の議會に對する責任を認めざるべからざるの論據果して何れに在りや抑も國務大臣は君主に對して責任を負ふものにして其の議會の承諾を求むるは政務執行の當否に付議會の意思如何を事後に於て徴する方法たるのみ議會若し承諾せざれば政府の施政は議會の意思即ち國民の總意に副はざりしものとして國務大臣が天皇に對して責任を負ふに至るものなりされば余輩は第九項に述べたるが如く豫算の性質を解して收入支出の歳計豫定表たと同時に天皇が行政官府に對して下せる訓令なりと斷定するものなり或は説を爲す者あり豫算は訓令にあらず果して訓令なりとせば單に該訓令を受くる官廳のみを拘束するに止り訓令を發したる天皇自身を拘束するの力無きものと謂はざるべからず然るに一たび帝國議會の協贊を経て定めたる豫算は憲法の特別條文に該當する場合を除くの外天皇自身も亦之を

豫算の性質  
と其の  
效力

遵守すべきものなれば豫算は常に官廳を拘束するのみならず亦實に天皇自身をも拘束するものにして其の訓令に非ざるや自ら明なりと然れども豫算が天皇をも拘束するは畢竟憲法の條章を設け豫算會計の制度を施行するの結果にして天皇が法定の條章を履行するの故を以て豫算を訓令に非すと斷ずること能はざるべし若し夫れ訓令なる語を以て妥當ならずとせば豫算は歳入歳出の見積表たると共に天皇が該見積表の範圍内に於て活動すべきことを行政官府に對して命ずる手段にして同時に天皇自らも之を守るの意思を發表せるものなりと謂ふも可なるべし要するに豫算には二面の性質あり一面は歳入歳出の計畫なり一面は該計畫實行の命令なりと謂ふべし

二〇 豫算の調製 豫算には總豫算、追加豫算及特別會計豫算の三種あること既に述べたるが如し(第九項参照)而して追加豫算及特別會計豫算に付ては後に述ぶる所あるべく爰には總豫算調製の手續に關する要點を述べむと欲す豫算は會計年度開始に接近して帝國議會の議定を經、裁可公布せらるべきものなるが故に豫算案は其の以前に於て調製せらるゝの必要あること多言を要せ

豫算調製  
の手續

ざる所なり然れども其の調製時期は大いに考慮を要すべきものにして早きに失せず遅きに流れざるを要す早きに失するの弊は豫算と實際との不都合を生じ易きに在り遅きに流るゝの不利は拙速に陥り易きに存す爰に於てか明治二十二年三月閣令第十二號を以て歳入歳出豫算概定順序を定め豫算調製の時期及順序を示せり而して歳入豫算に付ては明治二十二年四月大藏省訓令第二十一號歳入概算書様式並調製送付期限あり歳出豫算に付ては明治二十二年六月閣令第十九號豫定經費算出概則あり以て冗費節約の趣旨を示せり今此等の法規に基き總豫算調製の手續を述べれば概ね左の如し

歳入歳出豫算概定順序に據れば毎年の歳入概算書は歳入事務管理廳に於て歳出概算書は各省大臣に於て何れも前年度五月三十一日迄に之を調製して大藏大臣に送付するを要す之を豫算調製の發足點とす而して歳入に付ては歳入事務管理廳といひ歳出に付ては各省大臣といひ彼此用語を異にするも實際は共に各省大臣に於て調製するものなり

歳入歳出

歳入概算書と歳出概算書

大藏大臣に送付せられたる歳入及歳出概算書は大藏大臣之を檢案し歳入と歳

出とを對照調理し歳入出總概算書を調製し前年度六月三十日迄に之を閣議に提出すべく之に就き内閣に於ては其の年七月十五日迄に協議決定す是豫算調製の第二步なり

内閣に於て決定したる歳入概算は大藏大臣の手許に止り歳出概算は各省大臣の手許に歸り來る爰に於てか各省大臣は所管經費毎項の概算額以内に於て節約を旨とし前年度の豫算額と比較を爲し各省豫定經費要求書を調製し九月三十日迄に大藏大臣に送付するを要す(會規一)豫算概定順序には八月三十一日迄とあるも會計規則は九月三十日迄とせり大藏大臣は歳入の景況を調査し又各省の豫定經費要求書に基き歳入歳出總豫算を調製し該總豫算には歳計全體に關する説明即ち第一章歳入歳出第二章歳入第三章歳出第四章歳出豫算中重要なる事項第五章繼續費第六章補助費第七章繰越第八章國庫豫備金大藏省證券等に付ての説明を加へ豫算の大體と要點とを指摘して通覽に便にし(會規六)又大藏大臣は毎年度歳入の豫定高を算定し前年度の豫算額と比較を爲し歳入豫算明細書を調製し(會規一〇)之を内閣に提出す而して閣議決定するときは帝

各省豫定經費要求書

歳入歳出總豫算

豫算案

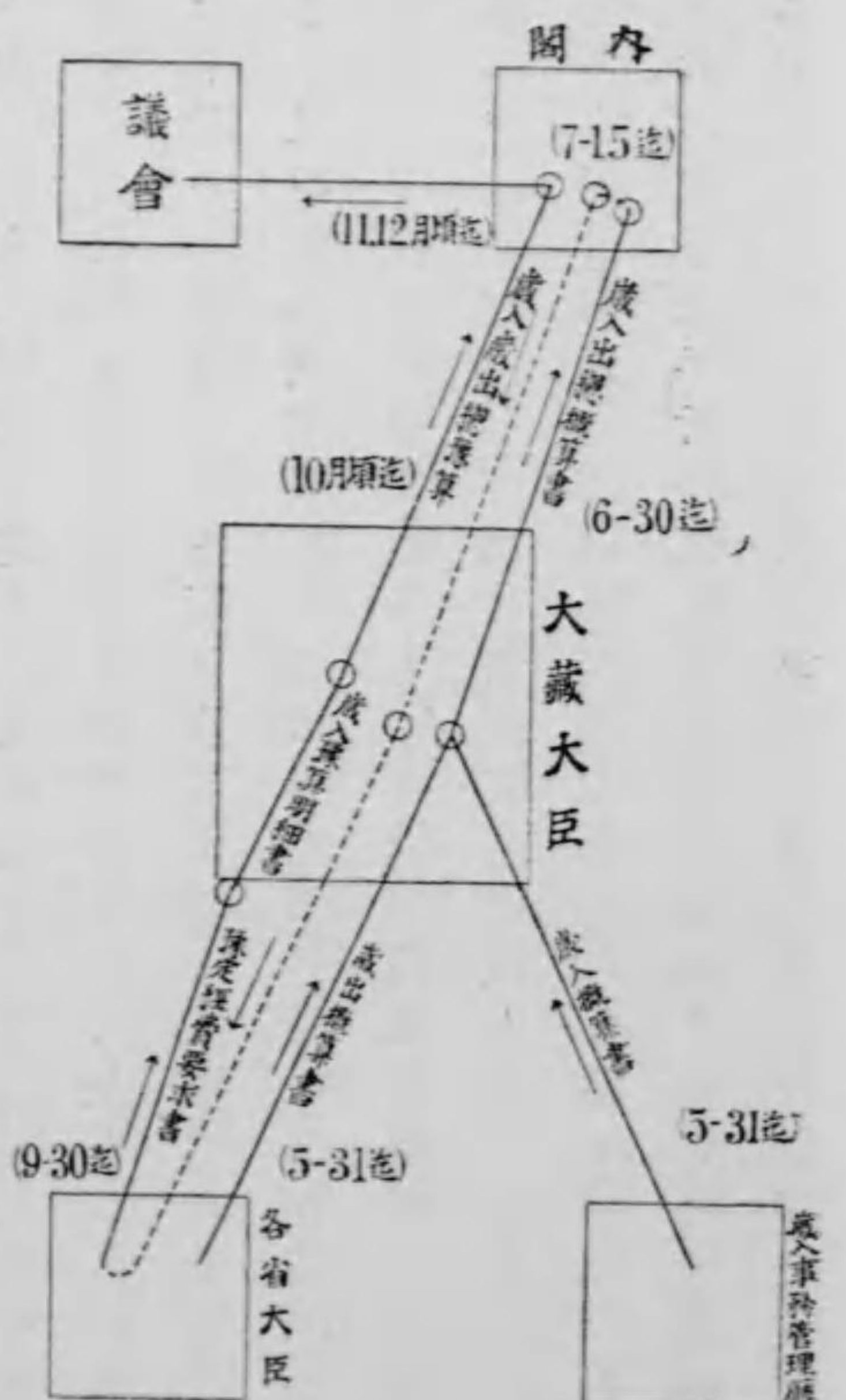
國議會に提出するに至る之を豫算調製の終點とすかくして調製せられたる豫算は其の實豫算案にして帝國議會の協賛、天皇の裁可公布を経て始めて確定したる豫算と爲ること多言を要せざる所なるべし

以上の順序を記憶せんと欲せば次の頁に掲ぐる圖解を見るべし

二一 歳入出の算出法 豫算の調製に當り其の金額を如何なる根據に基き如何なる方法に依り算出すべきかは重要な問題なりとす若し之を顧みざらんか豫算は實際の收支に對し甚しき過不足を生じ豫算としての效力を發揮すること能はざるに至るべし是歳入出算出の根據及方法に付て豫め一定の規矩を設くる所以なり

歳入を算出するには其の原因たる法律命令契約其他收入すべき確實の根據を示さざるべからず歳入豫算明細書の附録に歳入の基因として租税及租税外歳入に付其の根據と爲れる法律勅令其他の規則を掲ぐるも之が爲にして年度の收入額に大差なく且據るべき適實の基礎なきものは前々年度以前三箇年度實收の平均額に依つて算出し併せて其の各年別の實收額をも附記するを要

歳入の算出法



す但し此の各年度の内特別の事由ありて其の收入額に著しき増減あるものは其の増減額を加減して平均額を算出し其の事由を明記するを要す又契約其他の規定に據り收入すべき金

歳出の算出法

額の定りたるものは其の金額を以て豫算額と爲すを要す此の他詳細は歳入豫算算出規程に就きて知るべし

歳出即ち年々の經費を算出するには其の必要を生ずる法律命令契約其他經費を請求する確實の理由を示さざるべからず歳入に在りては確實の根據を示すべしといひ歳出に於ては確實の理由を示すべしといふ、知るべし歳入歳出は



的確なる根據無くして漠然計上するを許さざることを

經費中給與に屬するものは一人當りの給額より積算し其の一人當りの給額を算出するには規定の給額あるものは其の給額を基とし又規定の給額無きものは各其の據る所を示さざるべからず而して定員あるものは其の定員を限度とし定員無きものは前年度四月一日の現員を標準とすべく但し事務の繁閑に従ひ臨時備入及解備を爲す人員は前々年度以前三箇年度の人員の平均を標準と爲すべし次に經費中物件に屬するものに在りては一箇當りの費用より積算すべく其の一箇當りの費用を算出するには規定の價格あるものは其の價格を基とし又規定の價格無きものは時々相場に基き其の據る所を示さざるべからず而して規定の箇數あるものは其の箇數を限度とし規定の箇數無きものは前年度以前三箇年度間に實際使用に供したる箇數の平均を標準とするを要す此の他國債償還の金額は(定期あるものを除く)財政の都合を見計ひて豫算すべく其の利子及手数料は定規に據り豫算するを要す常例の旅行に屬する旅費は各用務毎に其の人員、旅費、等級、里程及滞在日數等を概定して豫算すべく又法律

現行法に  
對する批  
難

命令若は契約に據り支出すべき總金額の定りたるものは其の總金額を以て豫算額と爲すべく以上の何れにも據るべからざる經費は最適實の方法を以て豫算し其の計算の基く所を示さざるべからず右は何れも豫定經費算出概則に明示する所なり

歳出の算出に付現行法の缺點を指摘する者は曰く各廳に於ける所要經費は多くは前年度の經費を基礎とし又は既往三箇年間に於ける平均額を標準として算出するを例とす隨て各廳に於て經費の節約を圖り剩餘を多からしむるときは惹いて次年度の經費を削減せらるゝの結果を見るに至るが故に各廳は經費の節約を爲し得る餘地あるに拘はらず定額使用權の最大限度に於て使用し盡さんことを圖り務めて剩餘を生ずることを避け年度末に至りては或は無用の出張を爲さしめ或は過度の賞與を支給し或は不急の工事を爲し不用の物品を購入する等苟も經費の殘存する以上悉く之を使用し盡さざれば已まざるの狀態に在り此の如きは濫費の甚しきものにして一大弊竇と謂ふべく改正の必要ありと然れども之を改正すると同時に苟も必要有利の經費なりとせば前例の

有無如何を問はず豫算査定の任に當る者宏量之を容れ議會亦活眼を開きて快く之に協賛するの途に出づること甚だ必要なりと謂ふべし

### 第二節 總豫算

#### 第七條

歳入歳出ノ總豫算ハ前年ノ帝國議會集會ノ始ニ於テ之ヲ提出スヘシ

必要避クヘカラサル經費及法律又ハ契約ニ基ク經費ニ不足ヲ生シタル場合ノ外追加豫算ヲ提出スルコトヲ得ス

#### 第八條

歳入歳出ノ總豫算ハ之ヲ經常臨時ノ二部ニ大別シ各部中ニ於テ之ヲ款項ニ區分スヘシ

總豫算ニハ帝國議會參考ノ爲ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

- 一 歳入豫算明細書
- 二 各省ノ豫定經費要求書但シ各項中各目ノ明細ヲ記入スヘシ

#### 議會の協賛

二二 總豫算の提出 國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経ざるべからず(憲六四第一項)故に閣議に於て總豫算決定するに至れば内閣總理大臣及大藏大臣は該豫算案特別會計歳入歳出豫算案歳入歳出追加豫算案に付

ても亦然り)に署名し勅旨を奉じて前年の帝國議會集會の始に提出すべきものとす(會七第一項)故に例へば大正十二年度の豫算なりとせば大正十一年度に開會せらるべき帝國議會集會の始に於て提出するを要す此の如く他の法律案等と異りて必ず議會集會の始に提出すべきものと規定したる所以は豫算案は法律案等と大いに其の趣を異にし計數上の事項多くして調査困難なると一國財政の計畫に關し萬般の事項を網羅するが故に其の範圍廣汎にして審議容易ならず日子を要すること頗る多きと且來る四月一日より必ず之を施行するの必要あるとに基くものとす

#### 豫算先議權

又豫算は前に衆議院に提出せざるべからず(憲六五)衆議院をして所謂先議權を有せしむるは議會の組織上貴族院は貴族富豪其の他國家に特別の功勞ありて勅選せられたる者等社會の少數者若は一局部の者に限りて組織せらるゝに反し衆議院は社會各般の人民を代表する者に依りて組織せらるゝが故に豫算全體に關係する利害の點は貴族院に於けるよりも衆議院に於て特に密接喫緊なるものあり是を以て先づ衆議院をして慎重に豫算を審査し大樣の方針を定め

經常臨時  
の區別

しむるの趣旨に出でたるものなり

二三 豫算科目 歳入歳出の總豫算は先づ之を經常臨時の二部に大別し各部中に於て之を款項に區分す(會八第一項)其の如何なるものを經常といひ如何なるものを臨時といふかは頗る困難なる問題にして要するに事實上劃然たる區別を爲すこと能はざるものなり然れども理論上より言へば經常部の歳入歳出は恆久的性質を有し收入若は支出が年々繰返さるゝものなるに臨時部の歳入歳出は短期不定の性質を有し收入支出が一時限り若は或る期間に限り繰返さるゝものなり従つて經常歳入を以て經常歳出を支辨し餘力の存する所尙臨時部歳出の支辨に及ぶが如きは財政の基礎最鞏固なるものと謂ふべく之に反して臨時部歳入を以て經常部歳出を支辨するに非ざれば財政を支持すること能はざるが如きは甚だ憂ふべき現象に屬するものと謂ふべし

款項の區  
分

豫算は經常臨時共に款項に區分して調製し歳入に在りては成るべく歳入の性質を明にし歳出に在りては成るべく經費の目的を明にせざるべからず(會規七八)歳入の性質とは其の起因たる法律命令契約其他收入すべき確實の根據を

目節の區  
分

いひ(第二一項参照)經費の目的とは經費を請求したる確定の理由をいふ(三二、六一九)豫定經費算出概則及(第二一項参照)總べて歳入歳出は其の算出の基礎を確實にし且明瞭ならしめざるべからず

歳入歳出總豫算款項の區分は大藏大臣之を定む(會規九)蓋し豫算の款項にして各省區々に出で彼此相一致せざるときは通覽に不便にして豫算の體を備へざるに至るが故なるべし而して款項以下の目の區分は各省大臣大藏大臣と協議して之を定むべく(會規一二)第二項目以下の節は各省大臣の便宜に一任せり元來目以下は行政科目なれば各省大臣の自由裁量に一任して可なるが如し然るに目の區分に付各省大臣大藏大臣と協議決定すべしとの制限を置きたるは全然之を各省大臣の任意と爲すときは目の名稱を改廢創設し若は目の金額を増減する等惹いて該目を包含する款項の目的に變動を來すの虞あるが故なり

科目の區分は疎密其の宜しきを得ざるべからず若し疎大にして廣きに失せば異種の科目を同一科目中に包含するに至り不當の流用を爲し豫算の目的を害するの弊に陥るべく細密にして狭きに傾けば費途徒らに繁雜と爲り適宜の運

科目區分  
の程度

用を拘束し且初より豫算の見積を膨大ならしむるの弊害を生ず宜しく注意すべき所なり大正三年度に於て豫算の編製法改正せられ從來に比し稍大括りに科目を定め豫算運用上の便を圖りたるも同年度豫算不成立に終りたりしが故に實行するに至らず超えて大正五年度に至りて之を實行せり其の一例を示せば大正四年度に在りては大藏省所管第七款會計検査院の經費の如き第一項俸給、第二項事務費の二項に分つことゝ爲せるが如き是なり一

## 科目設置の由來

今科目設置の由來を尋ぬるに舊時歳入科目を分ちて大科目小科目とし又歳出科目を大科目中科目小科目細科目と爲したりしが歳入出科目條規に於ては歳入出科目は之を分ちて款項目節の四段とし款を分ちて項を置き項を分ちて目を置き目を分ちて節を置き歳入出の性質若は主管を異にし獨立を要するものを款とし款中其の種類を異にするものを項とし項中の種類を細別するものを目とし目の成立を明にするものを節とすと規定せり右は今日に在りても尙行はるゝ區別にして現行會計法の條項と抵觸せざる條文なりと謂ふべし

## 立法科目と行政科目

豫算の款項は議會に於ける議定の標準と爲るものなれば學者之を立法科目又は議定科目と稱し目節は單に議會の參考に止まるものにして行政上便宜の爲に設けたるものなれば之を行政科目と稱す

二四 總豫算添付文書 總豫算には帝國議會參考の爲に(1)歳入豫算明細書(2)各省の豫定經費要求書を添附せざるべからず但し豫定經費要求書には各項中各目の明細を記入せざるべからず(會八第二項舊會計法に在りては總豫算添付文書を豫定經費要求書及歳入歳出現計書の二種と爲したりしが(舊會六第二項)歳入豫算明細書は恰も歳出の豫定經費要求書に該當するものにして帝國議會に於ける豫算審議の材料として必要なるのみならず實際の慣例上從來も添附し來りたるを以て新會計法に於ては明に之を添附すべき文書なりと規定せり又歳入歳出現計書は大藏省に備附たる主計簿に依り其の年三月三十一日に終りたる會計年度に屬する歳入歳出の八月三十一日に於ける現計を示さんが爲大藏大臣の調製する文書にして一に之を假決算といひ(舊會規一四・一五)決算提出時期繰上以前即ち舊會計法時代に於ては參考上必要なりしも決算期を繰上

## 歳入歳出現計書

け甲年度の決算を乙年度開會の帝國議會に提出すること、爲したる今日に在りては最早かゝる假決算の必要存せざるに至り自然消滅に歸したり是添附文書中より削除せられたる所以なり

左に添附文書に付少しく説明を加ふべし

歳入豫算  
明細書

(一) 歳入豫算明細書 前に述べしが如く歳出豫算に對しては豫定經費要求書あり然らば歳入豫算に對しても亦之に相當する文書無るべからず是歳入豫算明細書を作製添附する所以にして本書は大藏大臣が毎年度歳入の豫定高を算定し前年度豫算との比較を立て經常臨時共に款項に區分し更に各項の金額を各目に區分し各項毎に増減の事由及計算の基く所を示し調製するものとす(會規一〇)即ち何年度に於て收入する歳入の豫算は經常部幾許臨時部幾許合計幾許にして之を前年度豫算に比較すれば幾許の増減あり等大體に關する説明より始め經常部及臨時部に區分し第一款租稅第一項地租第二項所得稅第三項營業稅等科目順に各其の豫算額及前年度豫算額との増減事由を説明すること例へば地租に於て幾許の増加を生ずる所以は荒地成及免租地

豫定經費  
要求書

成の多きが爲幾許、地類變換に依り租額の減少するもの多き等の爲幾許、合計幾許を減少すと雖荒地免租年期明の多きが爲幾許、開墾成功地及地目變換に依り租額の増加するもの多きが爲幾許、北海道特別免租年期明及有租地成の多きが爲幾許、合計幾許を増加するに因る等各項の内容に就きて説明し次に各款項目別豫算額及前年度豫算額との比較増減に係る計數を掲げ終りに附録として歳入の基因即ち歳入の依て生ずる法令を明にせるものなり

(二) 各省豫定經費要求書 本書は各省大臣が毎年度其の所管經費の豫定高を算定し前年度定額と比較を立て經常臨時共に款項に區分し更に各項中所要の金額を各目に區分し尙必要な場合に於ては番號を以て之を細分し經費所要の理由及計算の基く所を示し首に各省所管經費全體に關する説明及各款各項の説明を附して作製するものとす(會規一一・一二・一三)其の所管經費全體に關する説明とは當該年度經費の要求額前年豫算額との比較増減及其の増減の主なる事由等にして例を大正十年度逓信省豫定經費要求書に採らんか大正十年度當省所管豫定經費要求額は經常部幾許臨時部幾許合計幾許にして

之を前年度豫算額に比較すれば左記の増減あり右本年度豫定經費要求額に付ては別に添附する所の前年度比較増減事項別區分表を以て其の各款項に關する増減を明にすべしと雖今茲に其の重なる事由を説明すれば左の如し

一、遞信事業増進に伴ふ本省經費の増加は通信事業の急激なる増進に伴ひ全般の施設計畫監督及經理等に關する遞信本省所要經費に不足を告げたるを以て之を増加するの必要あり依て幾許を經常部第一款に豫算せり等夫々事項別に之を説明し次に經常部臨時部各款項目別十年度要求額九年度豫算額及比較差増減に關する計數を掲げ備考を附し終りに經費要求額前年度比較増減事項別區分總計表同區分表を掲ぐるものとす

次に豫定經費要求書には各項中各目の明細を記入せざるべからず(會八第二項第二號)之を以て豫定經費要求書各目明細書なるものを作製し經費の内譯を示すべきものとす例へば經常部第一款農商務本省第一項俸給の目、勅任俸給幾許として當年度要求額と前年度要求額との比較増減の差を示し更に

一、大臣幾許、二、次官幾許、三、局長幾許、何々局長各年俸幾許等と記載するが如き

各目明細書

豫定經費要求書の性質

是なり

終りに尙説明を要することあり論者或は各省豫定經費要求書を以て豫算の一種なりと爲すものあるも非なることは是なり本書は總豫算案に對する理由書にして總豫算の成立以前に在りては之が基本と爲り成立以後に在りては總豫算の註釋書とも爲る文書にして總豫算には所謂立法科目即ち款項のみを掲ぐるに止るに本書は所謂行政科目即ち各目をも掲載す而して大藏大臣が總豫算を調製するに當りては必ず本書を基礎とすべきこと既に第二〇項に於て述べたるが如く又各省大臣が豫算を施行するに當りては本書に依りて豫算の目的を知悉するものとす是總豫算の基本書にして同時に註釋書なりといふ所以なり

**二五 豫算の議定** 豫算は兩院をして之を議定せしめざるべからず單に一院のみをして議定せしむるときは審査議決の慎重を缺き判斷偏頗に流るゝの弊あり故に我が國に於ても兩院制度を採用し貴衆兩院の間に豫算議定の權限上何等の差別を設けず唯衆議院に所謂先議權を與へたるのみ之が結果として縦

兩院の豫算議定權

令衆議院に於て可決したる豫算と雖貴族院に於て之を修正することを得但し此の點に關しては嘗て第三回帝國議會に於て兩院各其の見る所を異にし遂に貴族院は狀を具して上奏し親裁を仰ぎたることあり當時の勅語に曰く  
 憲法上豫算に對する貴族院及衆議院の協賛權は我帝國憲法第六十五條に依り衆議院は貴族院に先ちて政府より豫算案の提出を受くるの外兩院の間に軒輕する所なきものなり故に後議の議院は前議の議院に何等羈束せらるゝことなく從て前議の議院にて削除せる條項を加ふるは固より後議の議院の修正權に屬す但し後議の議院は前議の議院に對し議院法の定むる所に依り同意を求むるを以て唯一の手續とす

と此の勅語に依り豫算の議定に關し兩院の權限に何等の差違なきこと明白となれり尙爰に一問題あり議會が豫算を議定するに當り原案より其の額を増加し若は新に款項を設くることを得るや否や是なり我が國從來の慣例は之を禁ぜずと雖元來豫算の發案權は政府に存するものなれば理論上に於ては消極に解すべきものと信す何となれば議會が原案より其の額を増加し若は新に款項

豫算議定の  
上の一問議定の順  
序歳入豫算  
の議定

を設くるが如きは是明に政府の發案權を侵すの結果を生ずるものなればなり豫算議定の順序は豫算案が衆議院に提出せられたるときは豫算委員は其の院に於て受取りたる日より十五日以内に審査を終り議院に報告し議院は其の報告を待ちて議定す議定の範圍は歳入豫算と歳出豫算とに於て稍其の趣を異にせり之を詳言すれば歳入は法律又は命令の規定に基きて徵收するもの多く從つて議定の範圍狭きに歳出は豫算に依つて定まるもの多く從つて歳入に比し議定の範圍廣汎なるものなり尙之を分ちて説明すれば左の如し

(一) 歳入豫算 租税を始めとし印紙收入官業及官有財産收入等歳入は法律を以て規定せらるゝもの多きを常とす例へば租税に付ては憲法第六十二條同第六十三條に新に租税を課し及税率を變更するは法律を以て之を定むべし現行の租税は更に法律を以て之を改めざる限りは舊に依り之を徵收すと規定せるに基き各種納税に關する法律發布せられたるが如き是なり而して議會は歳入算出の基因と爲る法律即ち收入法規の新設改廢に就きては協賛を與ふるものなるが故に一旦協賛を與へたる後該法律の結果として編入せられ

たる歳入豫算に對しては特に議定の必要あるを認めず唯其の歳入が法律命令の結果なりや否や換言すれば収入法規に準據したるものなりや否やを審議すれば足るべし議會が収入法規を無視し單に豫算面上強ひて歳入の増加を計るも實際の収入が之に伴はざるときは其の歳入に不足を生じたる責任は議會之に任ぜざるべからず之に反し豫算を修正し収入法規に規定せるよりもより少き歳入を計上するも是亦單に簿表面の修正に止り實地と吻合せざるものとなるべく何れにしても歳入は果して法令又は條約の結果なりや否やの點のみ重要の議定事項となるものと謂ふべし但し歳入高に對する見積の適否其の他官業及官有財産収入の如き若は新なる財源を發見し款項を創設して収入増加を圖るが如き點に關しては議會の議定權は其の範圍廣汎なるものと謂ふべし

(二) 歳出豫算 歳出は豫算に依りて定まるもの多し従つて歳出豫算は歳入豫算と異り議會が其の議定權を發揮する最も得意の壇場なりとす然れども之にも亦幾多の固定的性質を有する歳出ありて議定權の範圍自ら縮小せらるゝ

歳出豫算  
の議定

皇室經費

ものあり即ち左の如し

(甲) 皇室經費 皇室經費は新に増加せらるゝ場合を除くの外議會の協賛を経べきものに非ず抑も皇室經費は天皇の尊嚴を保持する上に於て必要缺くべからざるが爲國庫より毎年度支出する金額にして我が帝國臣民の忠誠なる制限を設けずして之を負擔するも敢へて辭せざる所なりしが帝國憲法の發布と共に現在の定額に依り毎年國庫より之を支出し將來増額を要する場合を除く外議會の協賛を要せずと規定せられたり(憲六六)而して右の定額は從來參百萬圓なりしが明治四十三年度より四百五拾萬圓に増加せり本費は總豫算歳出經常部第一款皇室費第一項皇室費に其の金額を掲ぐるの外豫定經費要求書各目明細書等を作成せず又會計検査院に對する證明方法として支出計算書を提出すること無く唯大藏大臣より日本銀行に發したる令達書寫を以て證明するのみ其の他豫算と等しく決算に記載すと雖其の豫算決算を掲ぐるは要するに議會の協賛を得るが爲に非ずして唯支出の總額を示し總豫算又は決算に於ける歳出入の全體を對照せんが爲なるのみ



(乙)繼續費 繼續費にして既に一度議會の協賛を経たるものは毎年度議會が之を議定するの範圍外に在るものとす是亦國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べしとの規定に對して例外を爲すものとす憲六四六八蓋し特種の工事製造其の他の事業等にして其の性質上到底一年度内に成功せしめ難きものあり又縱令成功せしめ得るとするも過度の費用を要し甚しく不經濟に陥るものありかゝる特殊の場合に於いては豫め年限を定め繼續費として事業著手前一度に議會の協賛を求め置くの必要あること言を俟たざる所なり(憲六八)故に例へば大正十一年度より向ふ五箇年度間の繼續事業として議會が或る費目に對して協賛したりとせば議會は固より其の議決を遵奉するの義務あるが故に五箇年度間其の年割額に付ては之が支出を拒むこと能はず尙實例に付て説明せん大正十年度豫算に於て印刷局設備擴張の爲同年度以降十二年度迄三箇年度に互る繼續費として營繕費印刷局設備擴張費に參百萬圓を計上し其の年割額を毎年百萬圓と定め議會の協賛を経たり故に該年割額即ち百萬圓宛に付ては大正十一年度同十二年度に於て

議會は最早之を動かすこと能はざるが如き是なり繼續費の必要あること上述の如しと雖政府が之を濫用せば其の弊害甚しきものあり遂には國家が歳計制度を立て年度を區畫して財務を整理するの原則を破壊するに至るべし即ち濫りに繼續費を後年に繰延べ又は初年度に於ける要求額を強ひて寡少にし以て豫算の成立を容易ならしめ年度の進行と共に支出額を増大し結局之に對する新財源を求めしむるが如きは繼續費の制度を濫用するものにして深く戒むべき所なりとす

繼續費の年限を延長し若は短縮し又は年度割を變更し及金額を増減するは更に議會の協賛を経べき先例なりとす

(丙)憲法第六十七條の經費 本條の經費を分てば(1)憲法上の大權に基ける既定の歳出(2)法律の結果に因る歳出(3)法律上政府の義務に屬する歳出の三種と爲る是亦憲法第六十四條の例外を爲すものにして議會の豫算議定權に特別の制限を加ふるものなり而して以上の經費は如何なる種類のものを用いふかに付ては明治二十三年八月法律第五十七號舊會計法補則に示す所あり同

補則は明治二十四年度の豫算に於ける場合のみの規定に關するものにして今日に於ては純然たる憲法上の法理に依るの外無しと雖亦以て其の趣旨の存する所を知るに足るべし

憲法上の大權に基く歳出既定の基

(1) 憲法上の大權に基く既定の歳出 國家統治の大權を行ふが爲に憲法上動かすべからざる政務の經費にして主に憲法第一章中に在りて費用に關係を有するものを本項の歳出とす例へば文武官の俸給、文官退官賜金憲一〇、陸海軍軍事費、憲兵費憲一一、二、賞勳年金及褒賞費憲一五、外國條約及約束に依れる支出憲一三各廳の廳費及經常修繕費憲一〇等の如き是なり

既定の歳出に關する二説

爰に所謂既定の歳出に付ては甲乙兩説あり甲説に曰く既定の歳出とは前年度の豫算に於て既に定れる經費の謂なり元來豫算の効力は一年度限のものなるも前年度既定豫算の存在せし事實は消滅するものに非ず此の理は憲法第七十一條の豫算不成立の場合に前年度の豫算を施行するに就きて觀るも明なりされば既定の歳出とは前年度既定豫算面に於ける經費の謂に外ならずと之に反し乙説を唱ふる者は曰く既定の歳出とは豫算を議

法律の結果に依る歳出

法律上の政府の義務に關する歳出

する際支出を要する事實が既に定まれる經費をいふ甲説に謂ふが如く前年度既定豫算面の歳出を指すものとせんか前年度の豫算は今年度の支出の必要を定むる効力を有することとなり豫算の効力は一年度に限らるゝものなりとの趣旨を没却するに至るべしと以上兩説ありと雖政府の實際上に於ける取扱は甲説を採れり解釋とて甲説を可とす

(2) 法律の結果に依る歳出 法律の規定に従ひ生ずる經費にして前年度の豫算に於て未だ定められざるものをいふ帝國議會の經費、裁判所並に會計検査院の經費、恩給、扶助料、徴兵費、徴稅費等の如き是なり

(3) 法律上の政府の義務に屬する歳出 法律命令習慣法等凡そ廣義の法律に由りて政府が箇人若は團體に對し負擔する所の義務に基く經費にして前年度の豫算に於て未だ定められざるものをいふ、國債の利子償還、雇外國人の給料、恩給、手當、法律上の賠償及訴訟費、預金利子の如き是なり

以上三箇の歳出は政府の同意無くして帝國議會之を廢除し又は削減することを得ざるものとす(憲六七)反面より之を言へば政府の同意あらば廢除又は

豫算を以て法律命令を變更することを得ず

削減し得ることを認めたるものなり然れども之を以て政府の同意だにあらば豫算を以て法律命令を變更し得るものなりと速断すべからず何となれば法律命令は豫算の基礎となるものにして豫算を調製議決するは法令の範圍内に於てすべきものなればなり或は曰く法令の範圍内に於て豫算を議定するは議會當然の權限にして政府の同意を待つべきものに非ず若し法令の範圍内には議會當然の權限にして尙政府の同意を要すべきものと解するときは憲法第六十七條の規定は無用に歸すべしと然れども憲法第六十七條の規定は議會が當然有する權限に特殊の制限を加へたるものと見るべく縦令法令の範圍内に屬する事項たりと雖前記三箇の歳出即ち憲法上の大權に基ける既定の歳出、法律の結果に由る歳出若し法律上政府の義務に屬する歳出に付ては之が廢除削減に關し政府の同意あることを一の條件と爲したるものなりと解すべきなり更に例を擧げて之を説明せんに豫算の議定に依り間接に官制を改むるも之を以て政府の同意を求むるときは豫算議定權の範圍を超越せずや否や即ち豫算議定の際官制其の物の改革を起草し豫算に於

て既定の局課の廢置分合を企つるの自由あらしむること果して正當なりや否や若し之をしも正當なりといはゞ憲法第十條は殆ど其の效力を失ふに至り既定の官制、軍制の如き常に豫算の蹂躪する所となり法令は豫算の基礎たるべしとの主義を破壞するに至るべし憲法第六十七條は既定の行政組織を基礎としたる上に於ける經費に付其の廢除削減に對して同意を求むべきを謂ふものにして同意を求めば行政組織其のものに對しても尙之を改革することを得べしといふに非ず假に行政組織其のものに對して政府の同意を得て廢除削減の議決を爲したりとするも其の議決は單に他日行政組織に關する法律命令の變更せられざるときは廢除削減の議決は一片の空文に終り何等の效力を生ずるものに非ず又議會は曩に廢除削減の議決を爲したりとて後日必ずしも法律命令の變更案に協賛すべきの義務を負ふものに非ずされば憲法第六十七條の場合に於ける豫算の議定は法令の範圍内に於て爲し得るに止り之が範圍を超越して議決するは其の權限外に屬し政府も亦之に對して同意を與ふるの權利を有せざるものと謂ふべし

豫算の成  
立には裁  
可を要す

二六 豫算の成立及不成立 豫算は議會の議決を経たる後天皇の裁可を経爰に始めて成立し公布するものなり豫算は法律に非ず従つて裁可の必要ありや否や憲法に豫算を裁可し其の公布及執行を命ずとの明文なきより或は裁可の要無きかを疑ふものあり果して其の要無きものとせば我が國從來の實例は無用の手数を重ねつゝあるものと謂ふべし然れども豫算の性質は第一九項に於て説明したるが如く歳入歳出の豫定表にして且天皇が行政官府に對して下せる訓令なるが故に訓令を訓令として效力あらしめんが爲には天皇の裁可を要すること明なり我が國に於ては豫算即ち法律なりとの説を容るゝの餘地全然存せざることとは既に之を論じたる所なるが或は豫算を以て議會より政府に與ふる委任狀なりとし或は議會が豫め政府の責任解除を爲すものなりとの説を唱ふる者あり若し此等の説を採ることゝせば豫算の裁可といふことは無意義に終るべし然れども此等の諸説は政府が議會に對して責任を負ふの規定なき我が國に於ては到底不通の議論たるを免れざること亦既に第一九項に於て述べたるが如し

豫算公布  
の必要

豫算は裁可に依りて成立す成立したる豫算は公布を経て一般に周知せしむ元來豫算は法律と異り其の效力單に行政官府にのみ及ぶものなるが故に理論上よりいへば公布の要なきが如し然れども公布は豫算を人民一般に周知せしめ國家の利害休戚を對岸の火災視せざらしむるものにして議會の議事を公開すると等しく立憲治下の國民に採りては最必要なることなりとす是法律と同じく豫算を公布する所以なり

豫算の不  
成立

豫算の成立は裁可に依るものなれば裁可なければ成立豫算無きは論を俟たず然れども此の如き場合は殆ど絶無といふも過言に非ざるべし此の他豫算の不成立に終る場合は(1)兩院の内一院が豫算を否決したるとき(2)兩院の協議不調に終りたるとき(3)豫算議了前に閉會するか若は衆議院解散を命ぜられたるとき等にして議會が召集に應ぜざるとき(4)召集に應じたるも豫算を議定せざるときも亦豫算の成立を見ざるものとす

帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざるときは政府は前年度の豫算を施行せざるべからず(憲七一)元來豫算は一年度限り其の效力を有する

ものなるが故に豫算を議定せず又は豫算の成立せざる場合に在りては前年度豫算が當然其の效力を生ずるものに非ず然れども若し此の場合に豫算無しとせば國家の政務を如何にして進行せしむべきか政務は一日も之を曠廢すべからず是前年度豫算施行の制を設け豫算不成立の場合に於ける缺陷を補はんとしたる所以なり此の場合に於ても若し豫算即ち法律なりとの説を採らば豫算は絶対に無きこととなるが故に政府は全く收支の途なしとの論結に達すべく又豫算は議會より政府に與ふる委任狀なりとの説を採れば多くの場合に於ては政府は議會の不信認を受けたる結果豫算成立に至らざるものなるが故に時の政府當局者は必ず其の職を辭すべしとの結論を生ずべく又若し豫算は議會が豫め政府の責任解除を爲すものなりとの説を採らば政府は豫算不成立の場合に責任を以て支出を爲し次の議會に其の支出の必要なりし所以を證明するの要ありと謂ふを得べし然れども以上の三説は何れも我が豫算の性質を説明するに適當ならざること上來屢之を述べたる所なれば今更之を絮説するの要無かるべし

前年度の豫算の施行

不成立の豫算となし  
豫算の難と追  
加と提出と  
し得る  
前年度の豫算の施行

豫算不成立の場合には前年度の豫算を施行すべきものなること前述の如く而して該前年度豫算は之を分割せず一體として施行するを要す故に本年度豫算施行後幾許も經ずして議會が召集せらるゝことありとするも本年度豫算は分割せず其の儘之を施行し唯之に不足するものゝみ追加豫算として議會に提出すべきものとす此の場合に曩に不成立と爲りたる豫算の一部も亦追加豫算として提出し得るものなること大正三年度豫算は第三十一議會に於て不成立と爲りたるに海軍軍備補充費六百五拾貳萬六千圓を第三十三臨時議會に追加豫算として提出したるの實例に徴するも明なり次に前年度豫算も亦不成立にして其の前年度の豫算を施行せしものなるときは前々年度の豫算を施行することゝなるなり我が國に於ける之が實例は明治三十六年度豫算及同三十七年度豫算共に不成立に終り三十七年度は前々年度即ち三十五年度の豫算を施行したることあり近時に於ては大正四年度豫算不成立に終り前年度豫算を施行することゝなれるが前年度即ち大正三年度豫算も亦不成立にて大正二年度の豫算を施行せしものなりしが故に大正四年度豫算は前々年度即ち大正二年度豫

算を施行せるが如き是なり

前年度豫  
算施行の  
方法

- 前年度豫算施行の場合には施行上必要なる一定の事項を閣議に提出し之が決定を経ざるべからず今明治三十六年度同三十七年度に於て各其の前年度豫算を施行するに付決定せし事項を擧ぐれば左の如し(明治三十六年度の分も同一なり)
- (一) 明治三十七年度に於て前年度豫算を施行するに就きては歳入歳出各款項は勿論各目金額とも總て前年度豫算に據るものとす但し各目の金額は必要に應じ彼此流用し又各项目的の範圍内に於て目の新設を爲すことを得
- 繼續費の既定年割額は明治三十七年度各相當年割額を以て同年度の豫算とす但し事業の都合に依り明治三十七年度要求額の既定年割額に對し減少したるものは其の要求減少額は之を使用せざるものとす
- (二) 前項の如く繼續費を除き其の他は前年度豫算額を以て明治三十七年度豫算額と爲すと雖前年度限の費項は之を使用せざるは勿論明治三十七年度要求額の本年度豫算額に比し減少したるものは其の減少したる員數だけは之を使用せざるものとす若し已むを得ざる事故ありて使用を要するときは大藏

大臣に協議の上閣議に提出するものとす但し第一豫備金を以て補充し得べき費途に對しては大藏大臣の承認を経て使用することを得

- (三) 前年度豫算中同年度限の費項は之を使用するを得すと雖營繕費地所家屋借料の類にして其の科目款項の名稱同一なるものは假令其の事物の相違するものあるも之を使用するを得るものとす但し明治三十七年度要求額の前年度豫算額に比し減少したるものは其の減少したる額迄に止むるは勿論なり
- (四) 追加豫算として第二十回帝國議會に提出すべきものは法律又は契約に基く費途其の他必要にして避くべからざる經費に限るべきは勿論歳計上十分に緊縮を計るべきものとす
- (五) 前年度豫算に於て翌年度に繰越使用の明許を得たる費項は明治三十七年度に於て之を翌年度に繰越使用することを得るものとす
- (六) 前年度豫算に於て定めたる大藏省證券發行最高額は明治三十七年度に於ても亦之を準用し該額迄發行することを得るものとす但し實際不足を生ずるときは追加豫算を以て要求するは勿論なり

以上は豫算全部が不成立と爲りたる場合の例なるも大正三年度豫算に於ては少しく之と趣を異にし本豫算のみ不成立に終りたる事例に接したると前年度來實行せる行政整理の關係等に基き其の計算頗る複雑せるものありしとに由り前年度豫算施行の場合に於ける先例に照し又行政整理等の精神に鑑み別に大體の方針を決定して豫算を實行せり其の他大正九年度豫算不成立の場合に於ても閣議を以て方針を決定し前年度豫算を襲踏實行せり

二六 追加豫算 豫算に總豫算特別會計豫算及追加豫算の三種あること既に第九項に於て述べたるが如し而して總豫算に關しては上來之を詳説したり又特別會計豫算に付ては第一六四項に於て述ぶる所あるべし故に本項に於ては追加豫算に付て説明を爲すべし

追加豫算とは總豫算又は特別會計豫算が確定したる後其の調製又は議定の期間に豫想することを得ざりし事實發生し之に要する經費無きか又は經費に不足を生じたる場合に之を充足するの必要より調製せらるゝ豫算をいふ(後出本項中廣義の解釋の條を参照せよ)故に總豫算に對する追加豫算あり又特別會計

追加豫算の意義

追加豫算の例

追加豫算の利弊

追加豫算に關する規定

豫算に對する追加豫算あり而して豫算は單一主義を原則とするものなるが故に追加豫算は經費無きか又は經費不足せる場合に應ずる例外なりと謂ふべし之が最近に於ける一、二の例を擧ぐれば大正十年三月裁可を經、大藏省所管小額紙幣製造費に貳拾六萬餘圓、陸軍省所管流行性寒冒治療諸費に拾五萬餘圓等合計五千八百餘萬圓を大正九年度歳入歳出總豫算に追加せるが如き又特別會計農商務省所管米穀需給調節收入同調節費に四百九拾七萬餘圓等を大正十年度各特別會計歳入歳出豫算に追加せるが如き是なり

追加豫算の制度は其の弊よりいへば豫算單一主義に反す即ち豫算を簡單明瞭ならしむる趣旨に反するものにして財政に關する事實の統一を妨げ之が概括的觀察を下すに困難ならしむるものなり故に成るべくは其の提出を避くべきものなりと雖豫算調製後に生じたる事情の變動に應ずるの必要より言へば亦已むを得ざる制度なりと謂ふべし

元來追加豫算に關する法規上の根據は憲法にも將た會計法にも何等之を存するものなかりしが政府は幾回にも濫に追加豫算を提出し其の弊甚しきものあ

りしより遂に明治三十五年八月に至り法律第四十七號を以て舊會計法第五條に第二項の規定を加へ追加豫算を提出し得る場合を明示せり同條項に曰く「必要避くべからざる經費及法律又は契約に基づく經費に不足を生じたる場合の外追加豫算を提出することを得ず」と現行會計法亦之と同一の條項を設けたり(會七第二項)抑も始め本項の追加せられたるは法律案提出當時委員會に於て提出者の説明したるが如く其の頃政府は會計法の精神に戻り濫に追加豫算を提出せし爲全年度の財收計畫を本豫算と共に統括して審案するの便を失ひ財政紊亂の端を開くに至るの虞あり之を豫防せんには追加豫算の提出に制限を設くるの必要あるに因りしものなり然るに本項の解釋に付て端なく廣狹二様の見解を生じたり其の本項の規定を追加したる趣旨よりいへば狹義に解せざるべからずと雖實際の取扱は廣義の解釋に據れるが爲殆んど本項の規定を追加するも將た之を追加せざるも同一の状態に陥れり左に之を説明せん

(一) 狹義の解釋 本項に所謂必要避くべからざる經費とは第一豫備金若は第二豫備金を以て支出し得べき性質の經費をいひ該經費に不足を生じたる場合

廣狹二様の解釋

及法律又は契約に基く經費に不足を生じたる場合に於てのみ追加豫算を提出し得るものなり不足を生じたる場合とは確定したる前年度豫算に不足を生じたる場合の謂にして不足云々の字句は必要避くべからざる經費にも係り法律又は契約に基く經費にも係るものなりと

(二) 廣義の解釋 必要避くべからざる經費とは既定豫算の款項を指したるものに非ずして必要にして且避くべからざる事實の發生したる場合に於ける經費なり不足を生じたる云々の字句は法律又は契約に基づく經費に係るも必要避くべからざる經費には無關係の字句なり故に必要な場合には如何なる追加豫算をも提出し得るものなりと

今熟ら兩説の可否を考ふるに前にも述ぶるが如く本條項追加當時に於ける立法の精神よりいへば狹義に解すること當然なるべし若し然らずして廣義の解釋を採らんか追加豫算提出の範圍徒らに擴大せられ本條項追加の精神を没卻するのみならず文字上の解釋より言ふも必要避くべからざる經費といふを斯く廣義に解するものとせば及以下に於て法律又は契約に基く經費に不足を生

以上兩説の可否



實際問題  
論としての

じたる場合云々と其の範圍を狭く限りて規定するの必要存せず單に必要避くべからざる經費を要する場合の外追加豫算を提出することを得ずと爲すも尙可なるべし右の見解に付ては立法當時既に改正案提出者と政府委員との間に甚だ明瞭を缺きたる問答あり改正後之が解釋に付第十七回帝國議會の豫算委員會に於て豫算委員と政府委員との間に一大論争を生じ次の臨時議會に於ても政府は飽まで廣義の解釋を主張し議員の或るものは狹義の解釋を採りしが同臨時議會は全豫算に於て議會と政府との間に大衝突を生じ一面には外交上危急を告ぐるの狀況なりしを以て遂に妥協して事實上は政府側の主張通り廣義の解釋に依り追加豫算の承認を見たり然れども事實は必しも眞理に非ず理論上よりいへば狹義の解釋を採るべきものと信ず之を廣義に解すれば寧ろ始より本條項を追加せざるを可とす何となれば本條項の明文無きに追加豫算を提出するは政府の責任を以てするものとなるが故に議會は之に對して常に提出の理由を求め其の責任を糺し得べきに偶本條項の挿入せられたるが爲政府は當然追加豫算を提出し得ることとなり卻つて責任を輕減せられたるの結果

眞理は狭  
義の解釋  
に存す

追加豫算  
の提出に  
關する一  
疑問

を生じ取締を爲さむと欲して提案したる法文は偶取締の必要無きことを示すの法文と爲りたるものなればなり  
最後に追加豫算に付て一の疑問と爲るは解散後の臨時議會に於て既に不成立と爲りたる豫算の一部分を更に追加豫算として提出するは憲法第七十一條の規定に牴觸せざるか否かの點なり右は既に第二六項に於て實例を示したるが如く會計法第七條第二項の規定に牴觸せざる以上は提出し得るものなりと謂ふべし

支拂豫算  
の調製令  
達

二八 支拂豫算 國務大臣其の所管に屬する豫算の定額を支出せんとするときは自ら小切手を振出すも可なり又他の官吏に委任して振出さしむるも可なり(會一五故に各省大臣は毎年度決定の豫算定額に基き支出官毎に所要の費額を定め各款各項の金額を示して支拂豫算を調製せざるべからず即ち支拂豫算は支出の委任を受けたる官吏の小切手を振出し得る限度を示すものにして換言すれば豫算使用權の委任の範圍を示すものなり支出官は一面豫算使用の權を委任せらるゝと共に他面に於て其の使用權の範圍即ち支拂豫算を示さるゝ

支拂豫算  
及更定の  
送付

支拂豫算  
及更定の  
通計

豫算成立

に非ざれば小切手を振出すこと能はざるものとす是支拂豫算令達の必要ある所以なり而して各省大臣は支拂豫算を調製したるとき又は之を更定したるときは該支拂豫算又は更定計算書を大藏大臣及會計検査院に送付すべきものとす(會規一四・一五)爰に支拂豫算の更定といふは既に一度令達したる豫算の事實若は金額に増減を要する場合に更に之を令達して前の支拂豫算に変更を加ふることをいふ其の支拂豫算及更定計算書を大藏大臣に送付するは大藏大臣は所謂財政大臣として政府の財務を總轄するの任に當るものなるが故にして(大藏省官制第一條)又これを會計検査院に送付するは同院は會計監督の機關として之を知るの必要あるが故なり(院法一二)大藏大臣支拂豫算又は其の更定計算書の送付を受けたるときは之を日本銀行に通知せざるべからず是日本銀行は小切手の呈示ありたるるとき該券面金額が支拂豫算各項定額の残高に超過することなきか否かを調査し支拂を爲すべき義務を負ふが故なり(會規五一第一項)

日國二三・二六)

爰に聊か問題と爲るは豫算の成立以前に於て支拂豫算を調製令達するは會計

以前に支  
拂豫算を  
調製令達  
し得るや

配付豫算

規則第十四條に違背するものなるか否かの點なり曰く支拂豫算は豫算に基きて調製すべきものなれば豫算無きに拘らず之を調製するは違法と謂はざるべからず然れども若し豫算成立年度開始したる後始めて活動すべき支拂豫算を豫め調製令達するものとせば是條件附帶の支拂豫算にして敢て差支無かるべし唯豫算不成立の場合に其の效力を發揮すること能はざるのみ

支拂豫算の外配付豫算なるものあり是豫算使用權の委任を伴はざる一種の行政豫算にして單に某々の部局に向つて其の部局の某年度中に於ける經費は幾許なりといふことを示す爲に用ふる豫算を指すものなり例へば農商務省所管農事試験場支場長、蠶業試験場支場長、文部省所管帝國大學各學部長等は配付豫算を受くるに止るが故に小切手を振出すことなきが如き是なり

### 第三節 豫備費

第九條 豫算中ニ設クヘキ豫備費ハ左ノ二項ニ分ツ

第一豫備金

改訂會計法規通論

第二豫備金

第一豫備金ハ避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フモノトス

第二豫備金ハ豫算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルモノトス

第十條

豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ其ノ第一豫備金支出ニ係ルモノハ年度経過後其ノ第二豫備金支出ニ係ルモノハ次ノ常會ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要ス

豫備費の  
意義

豫算の不  
足を補充  
するの途

二九 豫備費の意義及其の必要 豫算の實施上生すべき經費の不足又は欠

缺を補充する爲め豫算中に特別の資金を置く之を豫備費といふ若し夫れ豫算にして國家必要の費用を除す所なく豫見し悉く之を計上し得るものとせば豫算中に豫備費を設くるが如きは無用のことなるべし然れども國家の活動は其の範圍廣汎にして外界の事物と交渉する所多く豫算調製の當時に於て到底人智の得て測り能はざる偶然の事實に遭遇することあり又縱令事實を豫想し得るも之が數量金額に至りては事實の性質上豫め推定し難きものあり換言すれば(1)豫算中豫算の科目及金額存在するも其の經費に不足を生ずる場合あるべく(2)豫算に於て全然豫期せざりし事實發生し之が爲經費を要する場合ある

豫備費の  
根本的  
規法的  
法

べし此の二箇の場合に應ずるの準備として種々の制度を必要とするに至る豫備費を設くるの制度其の一なり(憲六九會九一〇)目以下の科目流用を許すの制度其の二なり(會一四第二項)財政上緊急處分を許すの制度(憲七〇)其の三なり其の他違憲の行爲なりや否やに付ては議論の餘地存すること第三四項に於て述ぶるが如くなるも所謂責任支出と稱して政府の責任を以て支出するの已むを得ざる場合も生ずることあるべく更に此等孰の方法を以てしても尙満足なる解決を與ふること能はざる場合には追加豫算を提出せざるべからざるに至ることあるべし豫算の定額は元來伸縮力に乏しきものなるが故に以上述ぶるが如き變通の方法を採るに非ざれば國家政務の活動をして圓滿ならしむること能はざるべし

憲法第六十九條に曰く「避くべからざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くべし」と是即ち豫備費を設くる根本的規法にして會計法及會計規則は之に因り豫備費の種類及其の收支の方法等に付て規定を設けたるなり

豫備費を  
設くるの  
可否

豫備費は  
議會に於  
て否決し  
たる費途

豫備費差  
用の弊

豫算中に豫備費を設くるの可否に付て或は説を爲すものあり曰く「豫備費は之を要する時期及事實の未定なる不確實の經費なり斯る不確實の經費を豫算の定額中に設け國民の負擔をして重からしむるは策の得たるものに非ず況んや又縦令豫備費を置くと雖尙不足を告ぐる場合に在りては他に財源を求めて之を支辨するの必要あるをや」と然れども是純ら理論のみに著眼して實際の便宜を顧慮せざるの説なり實際の便宜上よりいへば豫備費の必要なること多言を要せざる所なるべし豫備費の制度たる財政上豫想し難き事實若は數量の發生したる場合に必要なること右に述ぶるが如しと雖之を濫用するに至れば歳入歳出の不正確を來し彼の濫に追加豫算を提出し若は不當に科目の流用を爲すと等しく其の弊の甚しきものありされば豫算の調製を可及的確實にし豫備費の如きも亦必要にして已むを得ざるの程度に止めざるべからず妄に豫備費に依頼し之が多きを求むるは豫算制度を設けたるの趣旨に反すべし爰に問題あり豫備費は議會に於て否決したる費途に之を使用し得ざるや否や是なり曰く公共團體の法規に於ては豫備費は議會の否決したる費途に充つる

に使用し  
得ざるも  
のなりや

ことを得ずとの明文を置きたり(市制第三百三十六條町村制第四百十六條府縣制第二百一十一條憲法又は會計法には此の如き明文なしと雖其の精神に至りては同一なるが故に本問は消極に解すべきものなりと然れども之を駁する者は曰く所謂豫算外に生じたる必要の費用なりとせば縦令曩に議會の否決したるものなりと雖之を支辨し得るものと信す唯其の果して必要の費用なりしや否やは後日議會の判斷に待つべきのみ若し夫れ必要無きに支出したりしものとせば政府の責任問題を生ずることあらんも之が爲に豫備費は議會に於て否決したる費途に使用し得ざるものなりといふは豫備費を設けたる根本の意義に反するものと謂はざるを得ず公共團體の法規に偶前記の如き明文を存するは國家の費用と異り後日議會の承諾を求むることなきが爲特に使用禁止の制を設けたるものにして之を以て國の豫備費に擬するは可ならざるべしと後説は理論上其の當を得たるものなるべし

第一豫備  
金

三〇 豫備費の種類 豫備費は之を二種に分つ第一豫備金第二豫備金はなり而して第一豫備金は避くべからざる豫算の不足を補ふものにして既に豫算科

目の存在する費途に充つるものなるに反し第二豫備金は豫算外に生じたる必要の費用に充つるものにして豫算科目の全然存在せざる場合に應ずるものなり故に第二豫備金を以て支辨する費途は豫め之を定むることを得ず事實に於ても將た費額に於ても全く未知數なりと雖第一豫備金を以て支辨する費途は豫め之を定むることを得即ち費額は豫定し難きも事實の範圍は豫算科目に限らるゝものなり而して如何なる豫算科目も悉く第一豫備金を以て補充し得べきものなりとせんか行政官は争うて所有豫算の不足に對し豫備金を請求するに至るべく又最初豫算の要求額を寡少にし強ひて之が成立を計り後日に至り濫に多大の豫備金を請求するが如き弊を醸すべくかくては縱令巨額の豫備費を準備するも到底要求に應じ切れざるが如き事態に陥り款項を分類して定額を設けたる趣旨は殆ど達成せられざるに至るべしされば豫算科目中不足額の請求を爲し得べきものと然らざるものとを截然區別するの要あり又豫算科目に付て觀るも事實上不足を生ずるか否か豫め甚だ不明なるものと始より經費使用の程度を略ぼ測定し得べきものとの別あり爰に於てか豫期すべからざる

る事實の發生に對し必ず其の經費の不足額を補充すべきものを選定し之を第一豫備金の費途に屬せしむるに至れり會計規則第十八條に曰く「第一豫備金を以て補充し得べき費途は毎年度豫め勅令を以て之を定む」と所謂補充科目なるものは是なり補充科目は毎年度首其の年度歳出豫算中第一豫備金を以て補充し得べき費途の件として裁可公布せらる斯く補充科目を勅令にて一定するの制は正に是豫備費に對する行政官の不當請求を防ぐ一關門なりと謂ふべし而して此の科目は毎年度略ぼ同一なるものなれども逐年増加の傾向あり試に大正十年六月勅令第二百五十九號を以て定められたる退官及死亡賜金、官吏療治料、死傷手當、賠償及訴訟費、外務省所管及關東廳電信料、在外國難民貸與金、海港檢疫費、貴族院及衆議院議案類印刷費、諸拂戻補填金、陸軍精米精麥及馬糧費、海軍糧食購買費、在監人費、一年現役服役教員俸給支出金、國有林被害諸費、年金及恩給等百十八目を以て大正二年度の九十七目に比するに二十餘目を増加せり

三一 豫備金總括主義 豫備金は之を一省に總括して管理すべきか將た各省に分割して管理すべきか議論の分るゝ所なりとす之を分割するの利便は豫備

金を必要とする都度總括官廳に向つて支出を請求する等の煩雜なる手數なく事務の簡捷を期し得るの點にあり然れども其の不利とする所は各省競うて成るべく多額の豫備金を設置せんとし之が請求自ら多きを加へ従つて財政上豫算の膨脹を來すの點に在り加之分割主義を採り各省各別に豫備金を有するこゝとせば勢ひ各省長官の意見通り自由に支出し得るものとせざるべからずして其の結果は豫備金濫費の弊に陥り易く此の如き費途あるを奇貨として比較的其の必要乏しき事項に迄經費を支出するの惡例を生ずるに至るべし然るに總括主義を採るの利弊は恰も分割主義を採ると相反し支出の方法稍煩雜に陥るの嫌あるも豫備金の濫用を防止し支出に對する監督を嚴にし事件の緩急、費額の過不足を調節するの便あり是を以て近世文明の諸國多くは總括主義を採り唯僅に一二の國に於て或は分割主義を採り或は右兩主義を併用せるものありのみ我が國に於ては豫備金は大藏大臣之を管理すと規定し(會規一七)以て總括主義に據ることを明にしたり之を豫備金集中主義ともいふ此の主義に則り大藏大臣は大藏省所管豫算中國庫豫備金の款を設け第一項第一豫備金、第二項

我が國の豫備金集中主義

豫備金支出の意義

第二豫備金として相當金額を積算せり其の額八、九兩年度は第一豫備金參百萬圓、第二豫備金五百萬圓なりしが十年度は六百萬圓及八百萬圓に増額せり

三一 豫備金支出 豫備金は大藏大臣に於て之を管理すること前述の如し而して各省大臣に於て之が支出を求めむと欲せば會計規則第二章第五節の規定に依らざるべからず而して同節の標題に豫備金支出とあるは大藏省所管より豫備金を各省豫算に移す行爲の謂にして會計法第十條に支辨とある語と同義なりとす元來支出とは支出官が小切手を振出すこと即ち支出官對日本銀行の關係を謂ふものなるに(會一五)會規四四等豫備金支出といふ場合の支出は小切手を振出すことに非ずして大藏大臣の管理せる經費の一部を割きて之を各省に分つこと換言すれば各省に於ける支出の財源を作ることにして支辨なる語と全然同一義に使用せられたるものなり宜しく彼此混同せざらんことを要す豫備金支出の手續は豫備金の種類に依りて異り即ち左の如し

各省大臣第一豫備金の支出を要するときは金額、理由及計算の基く所を明にしたる要求書を調製し大藏大臣の承認を経ざるべからず(會規一九)爰に承認とい

第一豫備金支出の手續

ふは大藏大臣の許可を請ふの謂に非ず各省大臣が其の豫算使用權に基き大藏大臣と協議するものとす即ち大藏大臣と各省大臣と對等の地位に立ち意見を交換するものなれば大藏大臣は絶對拒絶の權なきと同時に各省大臣にも亦強制的要求の權無きや明なりされば大藏大臣は若し各省大臣の要求が或は補充費途に屬せざるものなるか或は其の必要なる形式に違背せるものなるか等に因り要求を不當と認むる事由あるとき或は補充すべき豫備費既に盡きたるときは拒絶し得べしと雖其の要求の内容に就き單に各省大臣と意見を異にするといふの理由を以て之を排斥し得るものに非ず是蓋し豫備金の支出は前にも述べたるが如く單に經費の所管を移轉するの行爲に過ぎざるが故に各省大臣の必要なりとする經費の内容に就て容喙すべきものに非ざればなり

大藏大臣第一豫備金の支出を承認したるときは之を會計検査院に通知せざるべからず(會規二〇)是會計検査院は各省に於ける支出が豫算に準據せりや否や正當にして必要なりや否や等を検査監督するの機關にして豫備金支出は豫算を變更するものなればなり次に各省大臣第二豫備金の支出を要するときは金

第二豫備  
金支出の  
手續

第二豫備  
金の持  
有の點

額、理由及計算の基く所を明にしたる要求書を調製し大藏大臣に送付すべく(會規二一)大藏大臣は該要求書を調査し意見を附して勅裁を請ひ(會規二二)之に對して裁可ありたるるとき始めて支出を爲すことを得之を第一豫備金に比すれば其の手續頗る鄭重にして大藏大臣が特に慎重なる調査を爲すこと、相當なる意見を附すること、勅裁を請ふことの三者は第二豫備金特有の點なり此の如く手續を鄭重に爲したる所以は第一豫備金と異り科目豫め一定せず天災地殃等全く豫想外の事變に對し支出を爲すものなれば之が濫用を戒め支出を嚴正にするの要あること頗る大なるに基くものなり其の第一豫備金を以て補充する科目に付ても毎年勅令を以て之を一定するが故に第二豫備金を以て支出する費途に付て勅裁を請ふこと固より彼此の均衡上其の當を得たるものと謂ふべし第二豫備金支出の勅裁ありたるときは大藏大臣は金額、理由及計算の基く所を明にしたる書類を添へ之を會計検査院に通知すべきこと第一豫備金の場合と同じく尙之を一般に周知せしむるが爲其の事項及金額を官報に掲載せざるべからず(會規二三)かく第二豫備金に限り特に官報に掲載すべきこと、爲せるも

亦其の手續を鄭重にしたるものにして補充科目が勅令にて一般に公布せらるる點より見れば均衡上是亦當然の手續と謂ふべし而して第二豫備金支出の勅裁ありたるときは大藏大臣は會計検査院に通知し又官報に掲載すべしとの規定あるに拘らず之を要求せし各省大臣に通達するの明文なき所以如何是勅裁ありたるときは各省は此の勅裁に依り豫算の増額に爲りたることを知り得べきが故に直に支拂豫算調製の手續を爲し小切手を振出し得るが故なり

豫備金支出の要求書

爰に注意すべきは舊會計規則に在りては豫備金支出の要求を爲すとき金額理由を示す所の計算書を作り第一豫備金に在りては大藏大臣の承認を経べし第二豫備金に在りては大藏大臣に送付すべしとありたるもの新規則に於ては金額理由及計算の基く所を明にしたる要求書と改められたる點なり即ち金額理由の外計算の由て生じたる基礎を明瞭にして要求せざるべからざることゝ爲れるを知るべし

事後承諾案の提出

三三 豫備金支出の事後承諾 豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要すと(憲六四第二項)是豫備金

改正せられたる點

の支出に對し事後に於て議會の承諾を必要とする根本法規なり此の根本法規に基き會計法に於ては豫備金を以て支辨したるものは其の第一豫備金支出に係るものは年度經過後其の第二豫備金支出に係るものは次の常會に於て帝國議會に提出し其の承諾を求むることを要すと規定せり(會一〇)右は從來其の第一豫備金たるを將た第二豫備金たるを問はず總て年度經過後の帝國議會に一括して提出するの規定なりしも之が提出時期を早めむとするの議少からず故に新會計法に在りては前記の如く第二豫備金に限り年度經過後を待たず最近の常會に提出することに改めたり蓋し第一豫備金支出は其の費途の種類少からざるも勅令を以て豫め一定せるものにして之が豫算の不足を補充するに止り第二豫備金支出の如く異種異様のものに非ず且其の計算書の調製は一年度内の計算を明瞭にするの必要あるを以て從來の如く年度經過後の帝國議會に提出せしむることゝ爲したり然るに第二豫備金支出に在りては全然豫算外に生じたる必要の費用に充つるものなるを以て縱令年度末なりとするも之を最近の常會に提出せしむることゝ爲したるなり故に例へば某年度四月乃至十



一月に於て第二豫備金支出を爲したるものありとせんか其の年十二月に於て召集開會せらるゝ帝國議會に之を提出し事後承諾を求むることを要す之を財政上の緊急處分に關する條文と對比するに同條文には次の會期に於て帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要すとありて(憲七〇第二項)等しく事後承諾を求むるものなりと雖財政上の緊急處分は第二豫備金支出と異り次の常會は固より特別議會にも之を提出せざるべからず是財政上の緊急處分は國家の事變に際し公共の安全を保持する必要上經費を要するも内外事情の切迫せるが爲議會召集の暇を有せず已むなく臨機應變の處分を爲すものにして例へば租税を起し國債を募集し國庫の負擔と爲るべき契約を締結し若は大藏省證券を發行する等の手段に依り財政上の活路を求め緊急の需要に應ずるものなるが故に豫備金支出の場合と異り年度經過後を待たず又次の常會を待つこと無く次の議會に提出すべきものと爲したるなり故に特別議會開會せられざる場合に在りては第二豫備金と等しく次の常會に提出せらるゝこと爲るべし

豫備金支出は右に示すが如く帝國議會の承諾を求めざるべからず故に之が計

第一豫備  
金支出の  
計算書第二豫備  
金支出の  
調書豫備金を  
以て補充  
したる金  
額を以て  
支辨した  
る金額の  
注意

算書及調書の作成を必要とす第一豫備金を以て補充したる金額は各省大臣其の計算書を調製し各費途毎に説明を附し翌年度八月三十一日迄に之を大藏大臣に送付すべく大藏大臣は第一豫備金支出の總計算書を調製し之に説明を附し各省大臣より送付したる豫備金支出の計算書と共に帝國議會に提出する手續を爲すべきものとす(會規二四)次に第二豫備金を以て支辨したる金額は各省大臣其の調書を調製し各費途毎に説明を附し毎年度帝國議會常會の開會後直に之を大藏大臣に送付すべく大藏大臣は第二豫備金支出の總調書を調製し之に説明を附し各省大臣より送付したる豫備金支出の調書と共に帝國議會に提出するの手續を爲すべきものとす(會規二五)

右に示す第一豫備金を以て補充したる金額及第二豫備金を以て支辨したる金額とは決算金額なりや將た豫算金額なりや多少の疑あり學者或は之を決算金額なりと認むるものあるも其の論據に乏し爰に補充又は支辨とあるは第三一項に於て述べたるが如く會計規則第二章第五節に所謂支出又は會計法第十條に謂ふ支辨と同義にして豫算金額なりと解釋するを適當と認む或は憲法第六

豫備金の  
支拂殘額

十四條第二項の明文に依り決算金額なりと解する者ありと雖同項の支出も亦豫備金支出の支出と同義なりと信ず而して實際の取扱も亦豫算金額に依れり然らば豫備金を以て補充若は支辨したる經費中其の支拂殘額ある場合に於ては如何に處置すべきか此の場合には豫備金に返納せず豫算殘額とし不用額に立つるを普通とす之を返納したることありしも異例に屬せり又翌年度に繰越使用する場合無きにしも非ず然れども多くは不用額として整理するものとす豫備金支出は何故に事後承諾を求むるの必要ありや是亦議論の分るゝ所なり憲法中事後に承諾を求むべしとの規定あるは第八條緊急勅令の場合第六十四條第二項豫算超過豫算外支出の場合及第七十條の財政上に於ける緊急處分の場合なりとす而して事後承諾の性質如何は以上の何れを解釋する上に於ても極めて緊要なりとす

事後承諾  
を求むる  
所以

事後承諾  
の性質

豫備金支辨の事後承諾は瑕疵ある行爲の追認なりや帝國議會の政府に對する責任解除なりや欠缺せる手續の補充なりや將た帝國議會協贊權の確保なりや余は之を以て議會の協贊權を確保するものなりと信ず乞ふ左に少しく之を論

## 第一説

する所あらむ

事後承諾を以て瑕疵ある行爲の追認なりとするの論者は曰く「豫算超過豫算外支出は違憲の行爲なり政府の支出は一に豫算に依らざるべからず豫算に依らずして支出するは瑕疵ある行爲と見るべし故に政府は後日議會に對して其の行爲の已むを得ざりし理由を辯明し以て責任の解除を求むべきものなり」と然れども是我が國の憲法を解釋する上には到底容るゝべからざるの議論なり何となれば我が國の憲法の明文には豫算超過豫算外支出を認め唯後日帝國議會の承諾を求むべしと爲すのみ憲法の明文に基きて支出するは固より適法の行爲にして何等の瑕疵も存するものに非ざればなり

## 第二説

次に豫算を以て議會の政府に對する責任解除の手段なりとするの論者は曰く「豫算の協賛は事前に於て政府の責任を解除し豫備金支辨の承諾は事後に於て其の責任を解除するものなり前後の差違ありと雖共に責任解除の手段たるに外ならず」と然れども政府は議會に對して責任を負ふものに非ざること既に第一九項に於て述べたるが如くなれば此の議論は抑も其の前提に於て看過すべ

からざる誤謬あり従つて其の斷案も亦我が憲法の解釋上採用するの餘地無きものと謂ふべし

## 第三説

更に事後承諾を以て欠缺せる手續の補充なりとするの論者は曰く「國家の費用を支辨するは豫算に依らざるべからず而して豫算は豫め議會の協贊を経て施行せらるゝものなるに豫備金支辨の如きは協贊無くして施行するものなり故に事後に於て議會の承諾を求むるは畢竟特別の事由に依り事前に踏むべかりし手續を踏まざりしが爲事後に之を補充し是正するものなり豫算に基きて支出するは常時行ふべき正道なり豫備金支辨を爲すは一時已むを得ざる場合に處するの權道なり之を事後に於て正道に復せしむるは當然の事のみ故に事後承諾を得たる行爲は議會が前以て協贊せるものと同一の效力を有するに至る換言すれば豫算の修正を追認するものに外ならず」と然れども此の説の如く事後承諾を以て手續の補充なりとし豫算の修正なりと解すれば承諾無き場合には手續補充せられず隨て未修正の豫算と爲るに至り是亦瑕疵ある國家の行爲なりと謂はざるを得ざるの結論に到達すべし余輩の見る所は之に異り手續は

## 第四説

決し欠缺せるものに非ず憲法の明文に基き政府が採るべき途を採れるものなれば何等の修正をも要するものに非ず完全無缺に成立せる行爲なるも後日議會の承諾を求むるは別に其の意義存するものあるに因るものなりと信ず余輩は事後承諾を以て議會の協贊權を確保するものなりと信ず故に聊か之に就て説明を加へん豫算は元來議會の協贊を経て施行するを常例とすべきものなり然れども國家の活動は千態萬狀にして其の費用も逆略すべからざるものあり此等の費用を悉く豫算科目に基き支出せんとするは實際不可能にして強ひて之を行はんとせば甚しく活動を阻止せらるゝに至ることあり故に或る特殊の場合には豫算科目に據らずと雖費用の支辨を爲し得ることとするを便とす是常例に對する例外なり此の例外を認めたるは所謂豫算超過豫算外の支出又は財政上の緊急處分にして既に憲法に於て之を認むる以上は之に基き施行するも何等瑕疵ある行爲といふことを得ず又手續の補充すべきもの存在せず始より有効の行爲にして此の行爲に對し政府は天皇に向つて責任を負ふことあるべきも議會に向つて責任解除を求むるの必要毫も存せず唯之を議會に提

出して其の可とするや將た否とするやの意見を徴すれば足り議會は之を以て行政監視の任を全うすれば可なるものとす協賛は常例なり承諾は例外なり例外なりと雖憲法の明文に於て之を許すが故に之を行ふこと何の不可なることあらん然れども例外は好んで爲すべきものに非ず之が濫用を戒め議會の協賛權を蹂躪せざらしむるは固より必要なる所なり是事後に承諾を求むるの規定を置きたる所以にして要するに事後の承諾は事前に協賛權を與へたる趣旨を徹底せしめんとしたるのみ事後承諾が議會協賛權の確保なりといふ所以實に爰に存すれば政府が承諾を求めざるに於ては其の憲法違反たるや論なしと雖議會が承諾せざればとて其の既に施行したる過去の行爲を廢止變更することを得るものに非ず議會の諾否は可否の意見を表示するに止るものなり之に由りて政府の徳義上又は政治上の問題生ずることあらんも法理上議會に對し何等の責任を生ずること無し又支出したる金額に付ても政府が惡意に依り職權外の行爲を爲したる證據ある場合は格別なりと雖然らざる場合に於ては之が爲に民法上の賠償責任を生ずるものに非ざるなり終りに注意すべきは緊急

勅令の事後承諾案は兩院の何れへ提出するも可なり然るに豫備金支辨及財政上緊急處分の事後承諾案は豫算案に對し先議權ある衆議院へ先づ以て提出すべきものなること是なり

所謂國庫  
出納法に  
依りては  
豫備金と  
國庫剩餘  
金とを以  
て支辨す  
るに依り  
ては、

三 四 豫備金と國庫剩餘金 豫備費の不足したる場合に國庫剩餘金即ち歲計剩餘金より之を補足支給するは憲法違反に非ざるや否や一例を擧ぐれば明治四十四年度決算に於て豫備金外臨時支出として風水害及火災等復舊費在外公館電信料災害土木費補助諸拂戻金及在監人費等の爲國庫剩餘金を以て支辨したる金額貳百八拾八萬九千貳百六拾六圓拾七錢に及び之が爲歲入出差引七千百八拾壹萬七千六百七圓六拾六錢九厘のみ剩餘金として舊會計法第二十條の規定に依り之を大正元年度の歲入に編入せり此の如き事例に於ける國庫剩餘金支辨は果して違憲ならざるや否や是亦研究を要すべき重要な問題なりとす抑も國庫剩餘金を以て豫備金支辨に屬する費途に充てたるの實例は其の淵源遠く既に第二回帝國議會に始りたり恰も明治二十四年十月濃尾地方に大震災あり其の慘狀言語に絶し時の政府は十一月十四日勅令第二百五號を發し臨時

國庫剩餘  
金支出の  
二議案に  
在り

救済及河川堤防費として貳百貳拾五萬圓を國庫剩餘金より支出し同月二十二日召集したる第二議會に其の事後承諾を求むる爲岐阜愛知二縣下震災救済及河川堤防工事費豫算外支出緊急事件として同月二十六日憲法第六十四條第二項に依り提出せり是即ち明治二十四年度に屬する豫算外支出額にして内百五拾萬圓は岐阜縣に七拾五萬圓は愛知縣に支出せり其の理由は負傷者を治療し流離無告の窮民を救済し且最緊急の土木工事を起さんが爲なりと謂ふに在りたり右は當時議會の問題と爲り憲法違反なりとの説多く特別審査委員の調査に付したりしが第二議會は解散と爲り次いで第三議會に及び政府は依然之を以て適法の處置なりとし議員中には之を以て違憲の行動なりとするものあり特別審査委員を選びて詳細の調査を遂げしめたり政府側の辯明に曰く憲法は豫備費の範圍内に於て支出したると其の範圍外に於て支出したるとに拘らず總べて後日帝國議會の承諾を求むるの條件を付して制限したるものなり此の制限に依るの外豫備費の範圍内なれば支出を許し範圍外なれば之を許さずとの明文なし而して實際の必要上よりいへば國庫に相當の剩餘金を有しながら

政府との  
相違意見政府側の  
見解

人民の生命財産の危殆に瀕せるを知りつゝ空しく手を束ぬるが如きは爲政者の採るべき途にあらず故に國庫剩餘金より支出し後日憲法第六十四條第二項に依りて承諾を求めたるものなり或は第六十四條第二項は憲法第六十九條の豫備費を指したるものにして第六十九條の豫備費は會計法第七條第八條(舊會計法)の豫備費に該當し事後承諾を求むるものは豫備費の範圍内に限るとの説あれども第六十四條と第六十九條とは全然別箇の趣旨を以て規定したる條文なることは憲法と會計法との字句の使ひ方に徴するも明かなり即ち同一時に制定せられたる憲法と會計法とに於て(舊會計法は憲法と同一時に制定せられたり)憲法第六十四條第二項には豫算の款項に超過し豫算の外に生じたる支出あるときはと規定せるに會計法第八條には豫備金を以て支辨したるものとはありて彼此字句を異にせり是憲法第六十九條第二項が他の條文と關聯せざる獨立の條文たる證左にして豫備費の範圍以外に屬する支出に付ても此の條文に依り事後承諾を求むべきものなり」と之に對する衆議院特別審査委員長の報告は第一憲法上より第六十四條第二項に違反せるものなりといひ第二事實上

衆議院特別  
審査委員  
長の報告

より緊急處分の必要無かりしものなりと謂ふに在りたり即ち憲法第六十九條の避くべからざる豫算の不足といふは第六十四條第二項の豫算の款項に超過しといふに當り第六十九條の豫算の外に生じたる必要の費用といふは第六十四條第二項の豫算の外に生じたる支出といふに該當し第六十九條の豫備費は恰も第六十四條第二項に依り議會の事後承諾を求むべき費用に該當し又會計法第七條の豫算中に設くべき豫備費とあるは憲法第六十九條の豫備費のことにして會計法第八條の豫備金を以て支辨したるものといふは憲法第六十四條第二項に該當し憲法第六十四條第二項第六十九條會計法第七條第八條は一氣關聯せるものなり故に憲法第六十四條第二項は第六十九條に依り設けたる豫備費に限るものにして憲法の起草者たる伊藤公の憲法義解に依るも亦右の解釋を採れりと報告し一面事實上の觀察としては勅令第二百五號の發布せられたる時と第二議會の召集せられたる時とは僅に十日餘の間隔ありたるに過ぎず震災救済の如きは十日も猶豫すること能はざる事實なりといふも勅令發布當時豫備費の殘餘尙參拾幾萬圓あり而して震災救済は岐阜愛知兩縣を通じて

違憲説の  
否決第七議會  
に於ける  
事例

貳拾萬圓に過ぎざれば震災救済の爲のみならば豫備費にて支辨し尙餘りあるに非ずや政府は右の參拾幾萬圓は富山福岡兩縣の土木費補助に振り向くる豫定のものなりしと辯明するも該補助は後日に譲るを得ざりし程緊急のものに非ざりしなり要するに事實上より觀るも議會を召集し追加豫算を提出し得べかりしものにして不當の處置なりと謂ふに在りたり以上の如く甲論乙駁非常に紛争を醸したりしが當時の衆議院は既に黨同閥異の場屋と化し事の理非を後にし勢聲を相較するを以て先とし違憲説は少數にて破れ遂に承諾を與ふるに至り所謂多數意見必ずしも眞理ならざるの實例を示したり本件が國庫剩餘金支出の濫觴となり爾來政府は屢此の先例を踏襲し幾たびか物議を招きたるも曾て之を改めず第六回帝國議會に於ても頗る紛争を惹起したることあり即ち政府は第六回帝國議會召集の前月を以て臨時緊急の必要を理由として國庫剩餘金約六百萬圓を岡山外數縣の水害補助費其他數縣の費用に支出し其の事後承諾を議會に求めたり當時衆議院は之を以て憲法違反とし且議會の開會を待つこと能はざる程に切迫せる緊急事件に非ざるを以て不當の支出なりと

決議し其の承諾を拒み遂に解散の厄に遇ひたり其の後も政府は剩餘金支出を繰返したるより貴族院は如何なる法條に準據してかゝる支出を爲すものなりやと質問せるに政府は國庫剩餘金を以て豫算超過の支出を爲すことに付ては憲法上何等の明文なし然れども豫算なきの故を以て國家の急務を忽諸に付することを得ず故に國庫剩餘金より支出し然る後憲法第六十四條第二項に依り帝國議會の承諾を求めたるものなりと辯明せり

其の後明治三十年第十回帝國議會に於て明治二十八年年度國庫剩餘金支出の件を提出し承諾を求めたるに貴衆兩院共異議無く通過せり但し此の際は政府に於て過去の處置の穩當ならざりしを悟り牽強附會の法理論を避け只事情已むを得ざるに出で政府の責任を以て支出したりといひ恰も英國政府が責任解除を求むる場合に於て採る形式に依りたり責任支出は我が憲法上是認すべきものに非ずと雖牽強附會の法理論を以て一時を瀾縫せんとするに勝ること萬々なりとす

日露戰役當時の例

此の如き經過に基き國庫剩餘金支出は遂に不文の法を爲し日露戰役當時に於

第十議會の例

會計検査院の批難

第二十議會に於ける大臣の言

第二十六議會の例

ける桂内閣に在りては薄利にて多額の剩餘金を第三百三十銀行に貸付たるが如き事例すら生ずるに至れり即ち明治三十七年時の政府は株式會社第三百三十銀行の整理を以て一私立銀行の存廢問題とせず其の存廢は國家經濟上に重要な影響あり進みて之が救済の途を講ずるの必要あるものと爲し日本銀行を經由し國庫剩餘金及第二豫備金より六百萬圓を年利二分、五箇年据置後、五箇年賦返濟の契約を以て前記銀行に貸付したり右に對し會計検査院は國庫剩餘金の支出其のものを批難したるに非ざるも一私立銀行を救済するが爲にかゝる巨額の金員を支出し年六分以上に相當する國債を募集する際に於て年二分の低利を以て之が貸付を爲すが如きは其の必要なしといひ不當の支出なりと報告せり明治四十年第二十四回帝國議會に於て時の大藏大臣は政府自ら進んで積年の惡例を棄て憲法及會計法の規定に遵由し今後不法支出を慎むべき旨言明せることありしも爾來該支出は依然として行はれつゝあり明治四十二年度第二十六回帝國議會に於ても明治四十一年度の國庫剩餘金支出五百參拾六萬圓中競馬補助金拾四萬貳千餘圓に對しては承諾を與へず又日露戰役事件に對する

臨時賞杯の製造費及司法省に於ける電燈料に對しては警告を發したるも他の  
剩餘金支出に付ては無條件に承諾したる實例あり會計検査院に於ても其の明  
治四十四年度歳入歳出決算検査報告に依れば歳出臨時部第十二款災害費第二  
項横須賀鎮守府管内風害復舊費中横須賀海軍經理部の支出に係る參千百五十  
圓に對し國庫剩餘金支出の目的に違背したるものにして不當なりと檢定せる  
が故に國庫剩餘金其のものゝ支出は之を認め居るが如く又其の後政府は帝國  
蠶絲株式會社助成金として大年三年度農商務省所管歳出臨時部末位に帝國蠶  
絲株式會社助成金の款項を設け五百萬圓を支出し其の他米價調節の爲參百萬  
圓を支出せるが如きも著しき事例なりとす今日に在りて國庫剩餘金支出を正  
當なりとするの論據は恐らくは次の三點に在るべし(1)豫算無きの故を以て國  
家の急務を忽諸に付すること能はず(2)第一及第二豫備金を支出し盡したる後  
豫算超過及豫算外支出の必要を生じたる時國庫剩餘金を以て之に應じ所謂責  
任支出を爲し事後に其の承諾を求むるの手續を採り來りしは殆ど議會開設當  
初よりの慣例なり即ち不文の憲法なり(3)豫備費は第一豫備金第二豫備金の二

責任支出  
を正當な  
りとする  
論

責任支出  
の正當な  
らざる點

種に分ち之を各一款一項として豫算中に其の定額を計上す故に豫備金も亦豫  
算の一款項なり之に不足を生じて他より補足支給したるときは即ち憲法第六  
十四條第二項に所謂豫算の款項に超過し又は豫算外に生じたる支出の場合に  
該當するものにして會計法第十條に依る豫備金支辨に係るものと共に議會の  
事後承諾を経べきものなり憲法第六十四條第二項を右の如く解せずして單に  
豫備金支辨に係るものゝみに付事後承諾を要するものなりと解せんか同條文  
は憲法第六十九條に基きて豫算中に豫備費の定額を計上し議會が豫め協賛し  
て之を支出するの必要と限度とを事前に承諾せしものに對し更に事後承諾を  
求むるのみの規定と爲り其の價值極めて少きものと爲るに至るべしされば豫  
備金支出以外の支出に對する事後承諾も亦第六十四條第二項の範圍に屬する  
ものなりと解してこそ同條文は始めて其の效力を發揮するものなれと然れど  
も余は不幸にして此の三個の理由の何れに對しても首肯すること能はざるも  
のなり第一豫算無きの故を以て國家の急務を忽諸に付すること能はずとの議  
論は單に事實上の方面のみに著眼して法理上の方面に於ける觀察を等閑に付



したるものなり國家の急務は固より忽諸に付すべからずと雖苟も豫算を調製し之に基き萬般の政務を行ふ以上は歳入歳出は總て豫算に準據せざるべからず若し豫算無きに尙執行せざるべからざる急務生じたりとせんか豫備費を以て支辨すべく豫備費にして不足を告げんか追加豫算を提出するか或は財政上の緊急處分を爲すべきものとす法の明文に於て豫算の制を立て豫備費を設け追加豫算の制を認め又財政上の緊急處分を爲し得る場合あることを定めたる以上、明文以外に於て隨意に支出を爲し得るものに非ず若し明文の根據無きに拘らず必要に應じて支出すること自由の權能に屬すと言はんか何を苦しんで豫備費を設け若は財政上の緊急處分に關する明文を置くの必要あらんや、場合を限定せられたる財政上の緊急處分すら法文の根據を要するに單に國家の急務なりといふの故を以て法文の根據無しと雖支出し得るものなりといふが如きは殆ど解すること能はざる妄論なり國家の急務に藉口して法文の解釋を紊るが如きは法治國民として忍ぶ能はざる所なりと謂はざるべからず第二所謂責任支出は積年の慣習にして不文の憲法なりといふも成文憲法の趣旨に反す

る慣習は之を認むるに由なく違憲の行動は幾たび之を繰り返すも是事實上の慣例ありと言ふに止り違憲は永久に違憲にして理論上之が爲に憲法の趣旨變更せられ不文の法を生じたるものなりといふこと能はざるや論を俟たざる所なるべし第三豫備金も豫算の一款項なり故に之に超過したる支出も憲法第六十四條第二項の範圍に屬すとの論は前記第三回帝國議會に於ける特別審査委員長の報告の如く右の條項及憲法第六十九條會計法第九條第十條は一氣關聯せるものにして第六十四條第二項の範圍は第六十九條及會計法第九條第十條の規定に依り豫備費に局限せらるゝものと解するを至當と認む反對論者の所謂豫備費は其の必要と限度とを豫め議會が協賛せるものなれば之が事後承諾に限るは第六十四條第二項の價值をして少からしむるものなりとの議論は事實と理論とを混淆せる謬論に過ぎず事實に於て其の價值少しとするも理論上此の如く解するの已むを得ざるに於ては亦奈何ともし難きに非ずや況んや之を豫備金支辨の場合に限るも議會の事後承諾は大いに其の必要を存するものなるに於てをや何となれば豫備金支辨は事前に於て議會が既に其の必要と限

度とを協賛せるものなりとはいへ豫算超過に係る支出の金額、豫算外に生じたる支出の必要の程度及其の費額等に付ては個々の場合に分ちて事後に之を審査するに非ざれば明白ならざるものにして事後の諾否は事前の監督を全うするの趣旨を徹底するの方便となるものなればなり

責任支出  
は解釋上  
違憲なり

以上の理由に依り所謂責任支出は憲法正文の解釋としては許すべからざる不當のものなりと斷言せざるべからず惜しいかな之を其の始に於て正さず之が濫發を見るに至るも尙其の責を問はず國法上の論理漸く晦蒙に歸せんとすること余輩は法理論として飽まで其の不當なるを信するが故に豫備費盡きて尙支出を要する場合には議會を召集して追加豫算を提出するか憲法第七十條の緊急處分を爲すか將た又支拂猶豫を求むるかの外等の途無きものと解す或は之が爲に豫備費の増額を爲すべしと論ずるものありと雖豫備費は成るべく必要の最少限度に止めざるべからず徒らに之を多くして國民の負擔を重くするは策の得たるものに非ず財政の局に當るもの宜しく考慮すべき所なり而して從來の實際に徴するに豫備費は參百萬圓にして第一豫備金百萬圓第二豫備

豫備費の

増額

金貳百萬圓なりしが時勢の進歩物價の騰貴に伴ひ不足を告ぐるに至り大正十年度豫算に在りては歳出經常部大藏省所管豫算中第十八款國庫豫備金に於て千四百萬圓を掲上し第一項第一豫備金を六百萬圓第二項第二豫備金を八百萬圓とせり

責任支出  
を不當な  
りとする  
他の一論  
據

次に學者或は會計法第二十六條に各年度に於て歳計に剩餘あるときは其の翌年度の歳入に繰入るべしとの明文あるを援きて責任支出を不當と認むる一論據と爲すものありと雖余輩之に對しては贊意を表すること能はず何となれば同條文は歳計に剩餘あらば歳入に繰入るべしと規定したるに止り若し政府の採れる方針の如く豫備費以外の支出も亦正當なるものとせばこれを差引きたる殘餘が會計法第二十六條に所謂歳計剩餘といふべきものなればなり換言すれば縦令國庫剩餘金と名づくるものありとするも尙他に國家が當然支出せざるべからざる費途あらば所謂國庫剩餘金は歳計剩餘に非ざるべきが故に國家の當然支出すべきものありや否やは先決問題なり然るに此の問題を解決せんが爲に此の問題の解決後に於て始めて決定せらるべき歳計剩餘を以てせんと

改正法律案

するは本末を顛倒せるの議論なりと謂ふべし  
豫備金支出の慎むべきこと國庫剩餘金支出の違法なること上來述ぶるが如く  
なれば衆議院に於て此の點に關する會計法改正案を明治三十七年第二十一回  
帝國議會に提出し爾來第二十二回及第二十三回帝國議會にも引續き提出し其  
の都度滿場一致を以て可決せられしも貴族院を通過するに至らず第二十四回  
帝國議會に於ても舊會計法第八條を豫備金の支出あるときは次の會期に於て  
帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要すと改正し第十二條第一項の次に國  
務大臣は憲法第七十條の場合を除くの外豫備費の定額以外に豫算超過又は豫  
算外の支出を爲すことを得ずとの一項を加ふべしとの議案提出せられたるも  
前に述べたるが如く時の大藏大臣は剩餘金支出は憲法に於て明に許されたる  
ものに非ず唯政府は年々多額の豫備金を豫算に掲ぐることは能はざるを以て已  
むを得ざる事情の出來せし場合には往々剩餘金の支出を爲したるのみ然れど  
も剩餘金支出の慎むべきは論を俟たざる所なるを以て今後は可及的之が支出  
を爲さざるに注意すべしと言明したるが爲第十二條は削除せられ第八條のみ

通過したるも是亦貴族院を通過するに至らざりき抑も第十二條は明文を俟た  
ざる當然の事理に屬し第八條は豫備金の支出を爲したるものあるときは直ち  
に次の議會に提出し其の承諾を求むることを要すとの意味なれば議會の承諾  
を求むる時期を明確に一定する様改正を企てたるものにして之に付ては可否  
種々の議論あるも議會の監督權を行使する方法としては固より必要な改正  
案なりと謂ふべし右同様の法律案は第二十五回及第二十六回帝國議會にも提  
出せられたりしが遂に成立を見るに至らず而して大正二年第三十一回帝國議  
會に及び一面豫備金及補充費途を増加し他の一面に於て所謂責任支出の弊害  
を防止するの目的を以て舊會計法第七條に豫備金を以てするの外豫算の不足  
を補ひ又は豫算外に生じたる費用に充つることを得ずとの一項を加ふるの法  
律案提出せられたるも是亦成立するに至らず近時に在りては國庫剩餘金の支  
出は殆ど常例として怪まざるに至れり憲法發布せられて三十有餘年後の今日  
朝野人士の多くが認めて違法の行爲なりとする責任支出が恒例と爲り連綿と  
して年々行はれつゝあるは亦以て一奇觀なりと謂ふべきか

右に關し第四十四回帝國議會會計法改正委員會に於ても會計法の改正に關聯して論議せられたることあり今其の要點を摘録せん曰く責任支出は歴代内閣之を行ひ帝國議會敢て之に反對せずと雖憲法上議論の餘地無きに非ず今や會計法改正に當り第二豫備金支出の事後承諾案は次の常會に提出することゝなり其の他決算の提出期も繰上げられ種々理想的の改正行はれんとするに際し獨り責任支出の件に關し何等の規定をも設けられざるは如何なる理由なりやと之に對する政府委員答辯の要旨は責任支出とは所謂國庫剩餘金支出のことなるべし剩餘金支出に關しては初期議會以來其の性質に就き種々の論議あるは周知の事實にして未だ定説なし然れども現政府の考ふる所は剩餘金支出は憲法上之を明許したる規定なきも亦明に之を禁じたる條項なし故に緊急已むを得ざる事實あるに際し他の方法に依り經費支辨の途なしとせば剩餘金支出の方法に依るの外無く國務の進行上一日も等閑に付すべからざる場合に在りては責任を負うて支出を爲すは萬已むを得ざる所なり而して右は憲法上の問題にして法律を以て其の解釋を決定するは寧ろ穩當を缺くものと謂はざるべ

からず是會計法に何等の規定をも置かざりし所以なり又第二豫備金支出すら次の常會に提出するの規定を置きたる以上若し已むを得ずして國庫剩餘金の支出を爲したりとせば之を次の常會に提出して事後承諾を求むべきは勿論解釋に依り明なる所なりと謂ふに在りたり

#### 第四節 翌年度に互る契約

第十一條 政府ハ豫算ニ定ムルモノ及特ニ帝國議會ノ協賛ヲ經タルモノヲ除クノ外災害事變其ノ他避クヘカヲササル事由アル場合ニ於テハ翌年度ニ互ル契約ヲ締結スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ翌年度ニ互ル契約ヲ爲スコトヲ得ヘキ金額ハ毎年度帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ定ム

三五 翌年度に互る契約の必要 從來翌年度に互る契約を締結し得たるは(1)特に豫算に於て繼續費と定めたるもの(2)翌年度へ繰越を認めたるもの及(3)豫算外國庫の負擔と爲るべき契約に關する件として帝國議會の協賛を経たるも